議案第２号

特定生産緑地の指定について（意見聴取）

特定生産緑地指定箇所一覧

番号	生産緑地地区	場所	特定生産緑地 指定前面積(㎡)	特定生産緑地 指定後面積(㎡)	増減面積(㎡)	備考
1	第193号生産緑地地区	根岸台4丁目5－1、5－6	0	2,206.21㎡	2,206.21㎡	
2	第194号生産緑地地区	根岸台4丁目1－1	0	2,059.33㎡	2,059.33㎡	
3	第195号生産緑地地区	根岸台5丁目19－2、20－1	0	2,678.47㎡	2,678.47㎡	
4	第197号生産緑地地区	根岸台5丁目15－1、－7、21－28	0	1,389.50㎡	1,389.50㎡	
5	第198号生産緑地地区	根岸台5丁目6－2	0	3,311.49㎡	3,311.49㎡	
		計	0.00	11,645.00	11,645.00	

（参考）市内全体	特定生産緑地指定前	特定生産緑地指定後
特定生産緑地地区数	148	153
特定生産緑地面積(ha)	32.77	33.93
生産緑地地区地区数	215	－
生産緑地地区面積(ha)	64.53	－

※㎡の増減値とhaの増減値に多少誤差が生じます。

案内図

第193号生産緑地地区

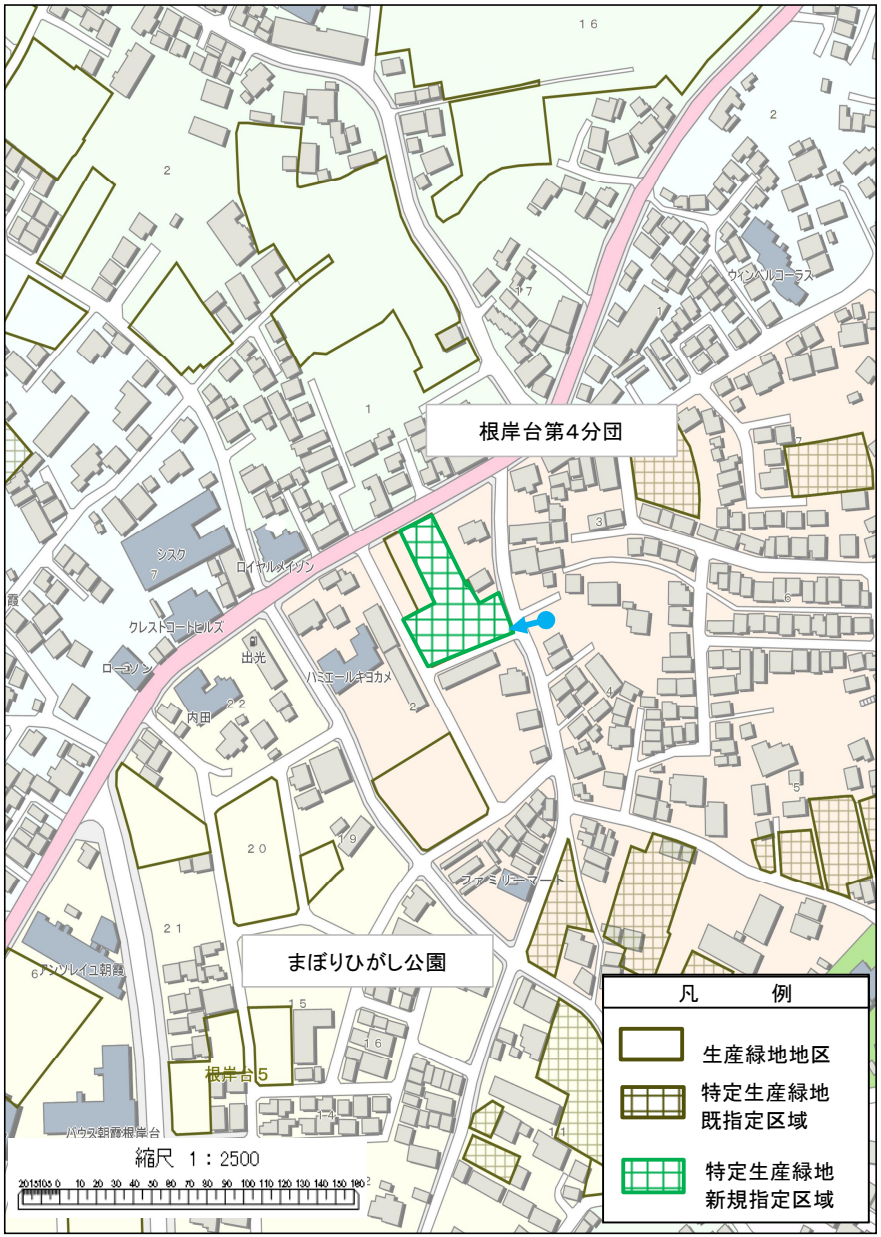

○概要

名　　称	第193号生産緑地地区
内　　容	特定生産緑地の指定
所　在　地	根岸台４丁目５－１、５－６
地区全体面積	2,546.73㎡
特定生産緑地 指定面積	2,206.21㎡
生産緑地地区 指定年月日	平成8年3月26日
備　　考	

○現況写真

案内図

第194号生産緑地地区

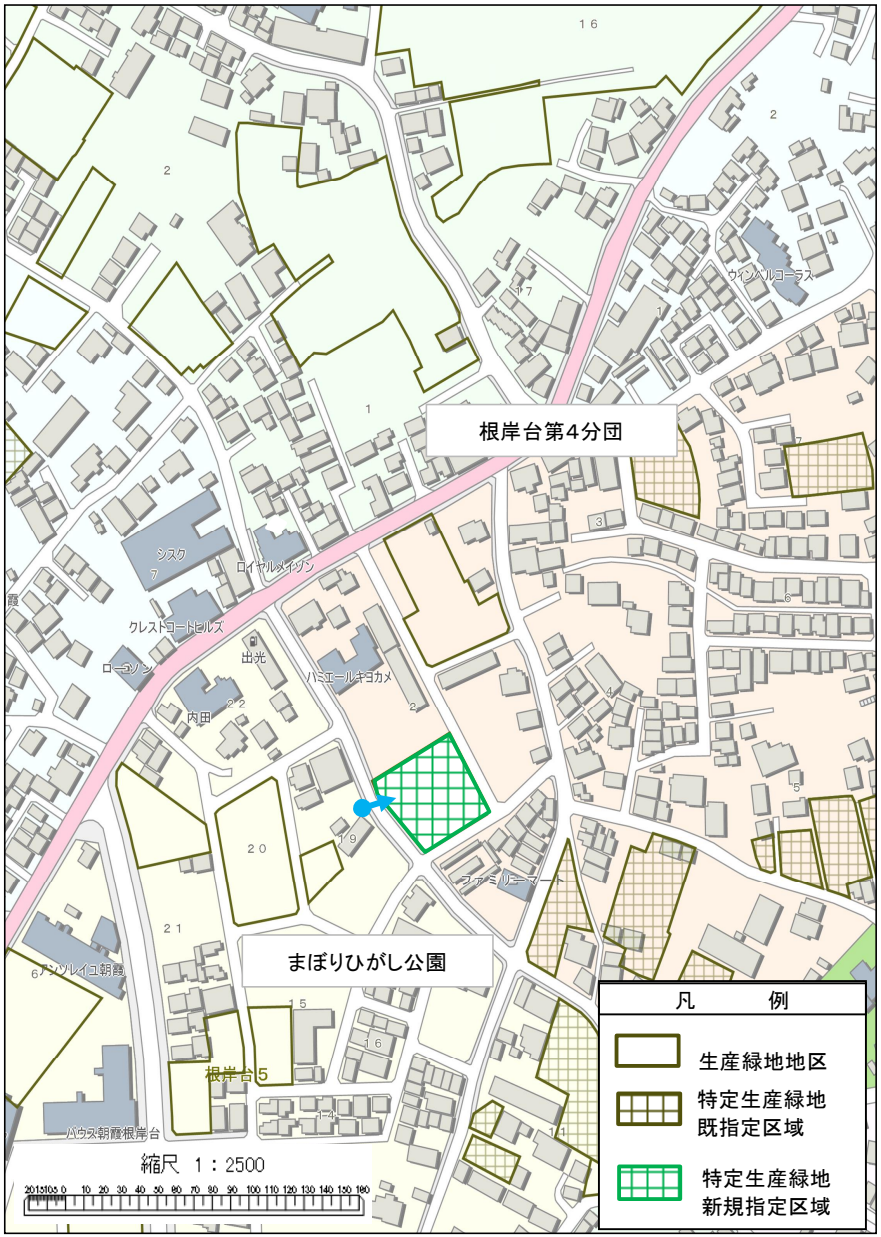

○概要

名　　称	第194号生産緑地地区
内　　容	特定生産緑地の指定
所　在　地	根岸台4丁目1－1
地区全体面積	2,059.33㎡
特定生産緑地 指定面積	2,059.33㎡
生産緑地地区 指定年月日	平成8年3月26日
備　　考	

○現況写真

案内図

第195号生産緑地地区

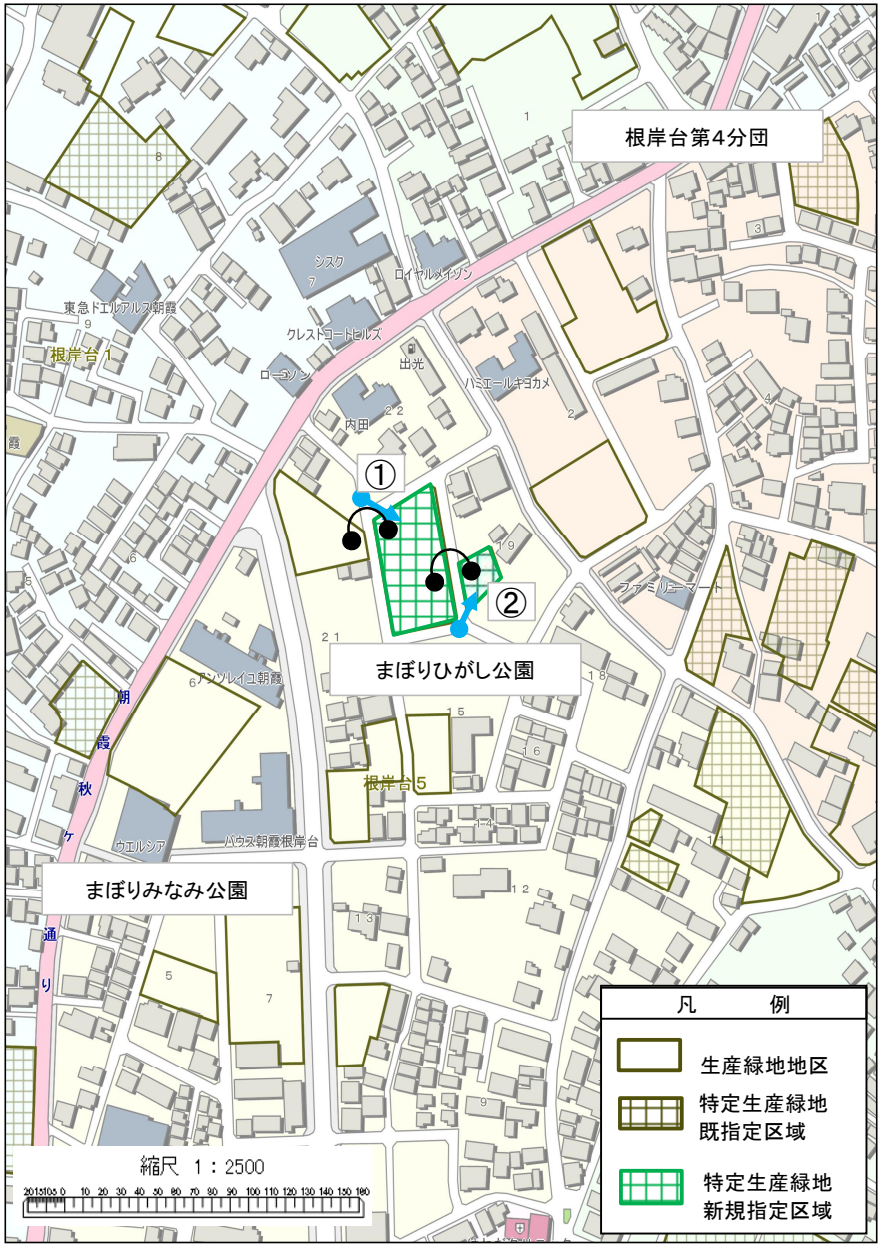

○概要

名　　称	第195号生産緑地地区
内　　容	特定生産緑地の指定
所　在　地	根岸台5丁目19－2、20－1
地区全体面積	4,140.47㎡
特定生産緑地 指定面積	2,678.47㎡
生産緑地地区 指定年月日	平成8年3月26日
備　　考	

○現況写真

①

②

案内図

第197号生産緑地地区

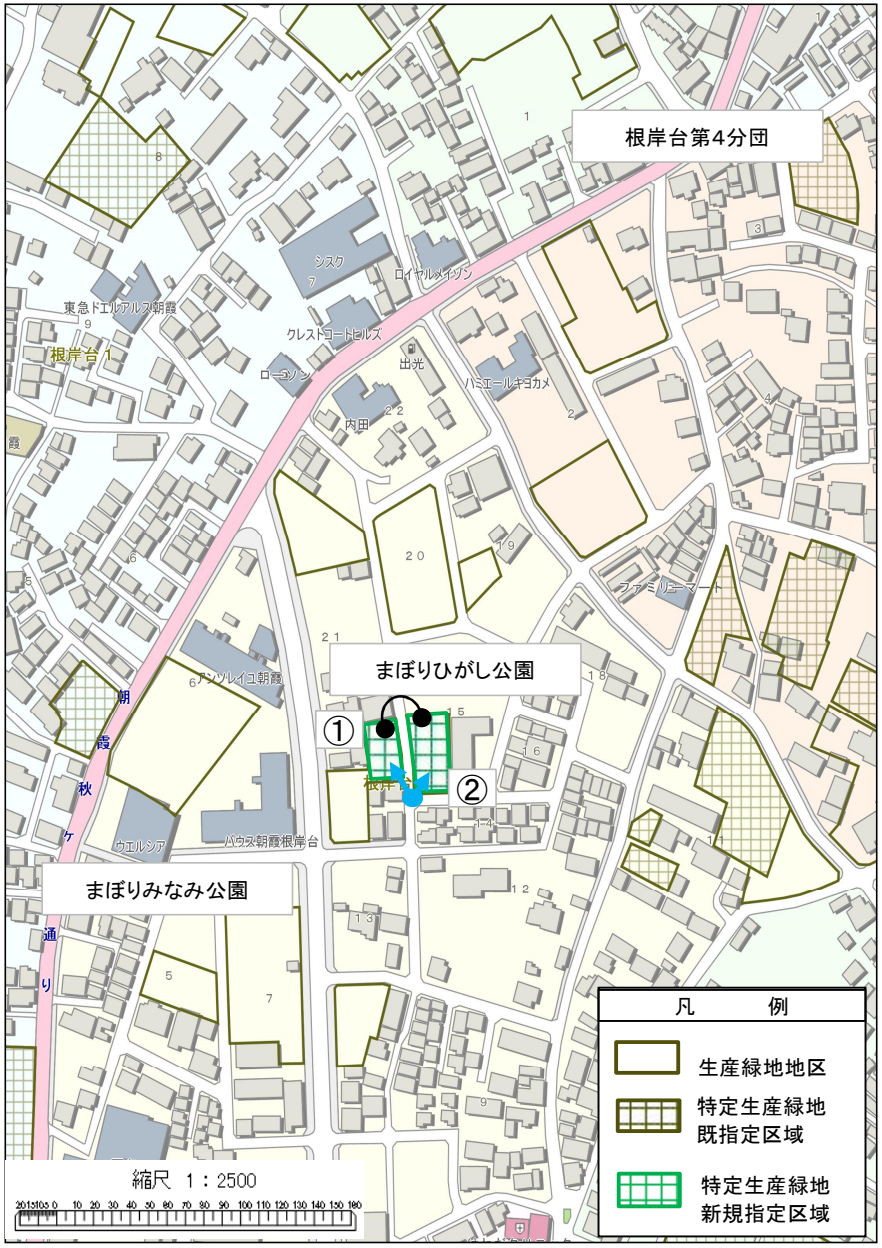

○概要

名　　称	第197号生産緑地地区
内　　容	特定生産緑地の指定
所　在　地	根岸台5丁目15－1、－7、21－28
地区全体面積	2,176.56㎡
特定生産緑地 指　定　面　積	1,389.50㎡
生産緑地地区 指定年月日	平成8年3月26日
備　　考	

○現況写真

①

②

案内図

第198号生産緑地地区

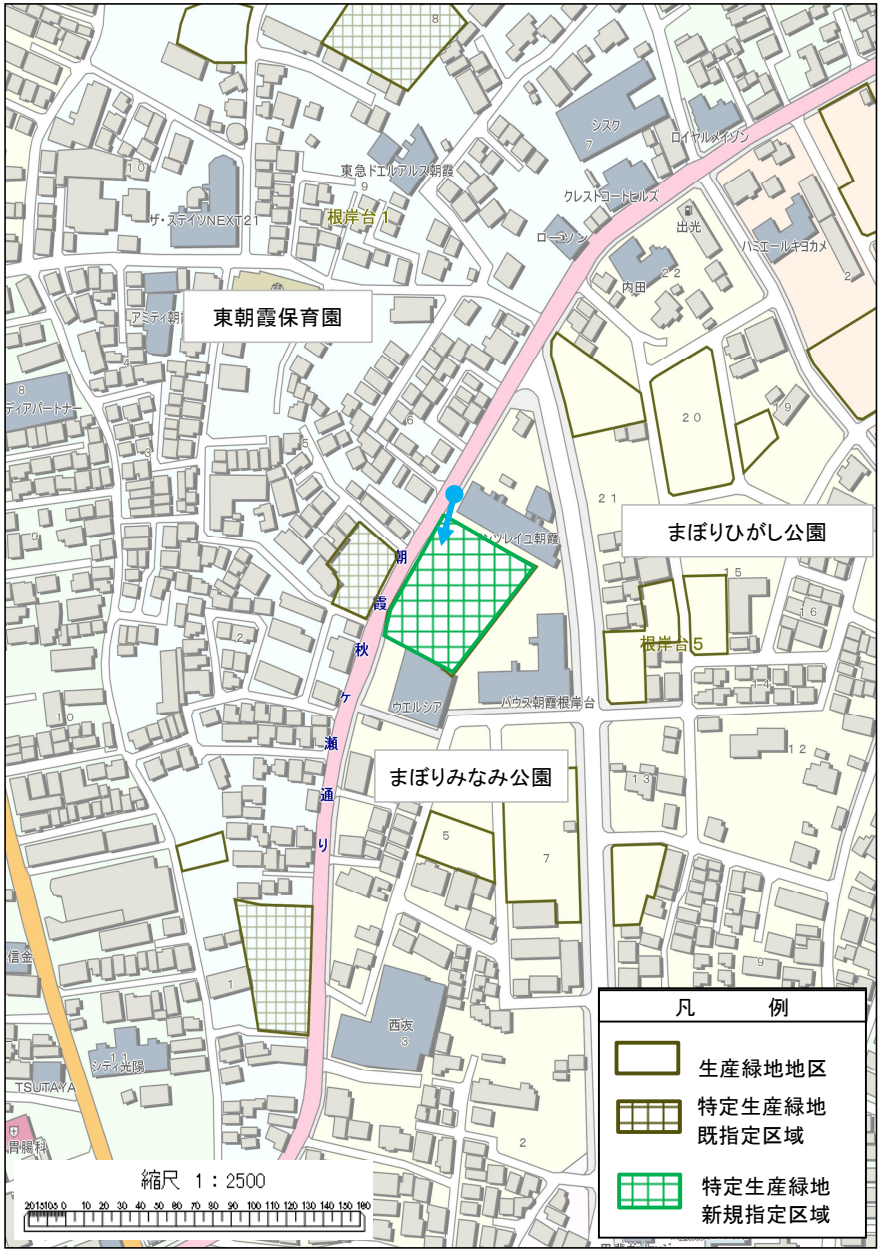

○概要

名　　称	第198号生産緑地地区
内　　容	特定生産緑地の指定
所　在　地	根岸台５丁目６－２
地区全体面積	3,311.49㎡
特定生産緑地 指定面積	3,311.49㎡
生産緑地地区 指定年月日	平成8年3月26日
備　　考	

○現況写真

都市計画マスタープラン事業評価（土地利用分野）

進捗状況記号　A:完了　B:計画通り継続　C:改善して継続　D:中止

No.	分野の目標	方針	対象	平成27年度（当初計画の中間見直し時点） 施策	達成状況	関連事業・制度名等	令和6年度までの事業（計画改定時点） 施策	達成状況	関連事業・制度名等	進捗状況（20年の変化）（平成17年度、平成28年度、令和5年度）
1	i．市街地の適正な利用	①住宅系利用	i．低層住宅地	宮戸地区、岡地区および根岸台地区については、河川沿いや農地等と一体となった自然環境と調和する低層住宅地として、低密度主体の土地利用により住環境を維持します。	B	用途地域	宮戸地区、岡地区および根岸台地区については、河川や農地などの自然環境と調和する低層の戸建て住宅地として、良好な住環境を維持する。	B	都市計画総務事務事業（用途地域）	宮戸、岡、根岸台の低層住宅（4号建築物）の確認申請件数 （平成17年度：ー、平成28年度：653件、令和5年度：784件）
					—	—		B	建築行政事業	
					—	—		B	開発許可等指導事業	
2			ii．中高層住宅地	低層住宅地以外の住宅地については、中高層住宅地における良好な住環境を維持、改善し、建築物の形態（規模）や用途に配慮した適切な誘導を図ります。	A	建築物の高さ制限導入	中高層住宅地については、良好な住環境を維持、改善し、建築物の形態（規模）や用途に配慮した適切な誘導を図る。	B	【再掲】都市計画総務事務事業（用途地区・高度地区）	中高層用途（第一種低層住居専用地域以外）の面積 （平成17年度：880ha、平成28年度：932.4ha、令和5年度：940.7ha） 指導要綱（H17～20）及び開発条例（H21～R5）に基づく協議書の締結累計件数 （平成17年度：ー、平成28年度：394件、令和5年度：675件）
					B	高度地区		B	【再掲】建築行政事業	
					B	【再掲】用途地域		B	【再掲】開発許可等指導事業	
3			iii．幹線道路沿道地区	国道・県道等の比較的広幅員を有する幹線道路沿道においては、周辺環境との調和や、沿道にあたる建築物の外観、看板・照明などのデザインの協調・ルール化等による沿道景観形成の向上に配慮しながら、自動車利用および地域生活の利便性向上に資する商業機能を許容し、日常生活を支える諸サービス機能を身近に備え地域の利便性を向上する住環境を持つ市街地形成を進めます。	B	【再掲】用途地域	国道・県道などの比較的広幅員を有する幹線道路の沿道においては、周辺環境との調和や、朝霞市景観計画などに基づく沿道の建築物の形態・意匠・色彩や屋外広告物などのデザインの規制・誘導などによる沿道景観の向上に配慮しながら、自動車利用及び地域の利便性向上などに資する商業業務機能の立地を許容し、日常生活を支える様々なサービス機能を身近に備え、市全体もしくは地域の活性化や利便性を向上させる市街地形成に努める。	B	【再掲】都市計画総務事務事業（用途地域）	志木和光線の整備率（%） （平成17年度：ー、平成28年度：56.1、令和5年度：56.1） シンボルロードを景観重点地区に指定した時期 （平成17年度：ー、平成28年度：ー、令和5年度：令和2年3月）
					B	志木和光線整備事業		B	志木和光線整備事業	
					A	景観まちづくり推進事業		B	景観まちづくり推進事業	
					—	—		B	【再掲】建築行政事業	
					—	—		B	内間木公園拡張整備基本構想等策定事業	
4			iv．旧暫定逆線引き地区	旧暫定逆線引き地区については、その運用が廃止されたため指定されている各区域については当面、現在の環境を維持しつつ関係地権者等と協議のもとに望ましい土地利用の方向について検討します。	A	暫定逆線引き土地利用検討事業	旧暫定逆線引き地区については、地区計画に基づき、生産緑地地区などの都市農地を生かし、自然と共存する良好な住環境の形成を図る。	B	【再掲】都市計画総務事務事業（地区計画）	旧暫定逆線引き地区に係る地区計画の制定の時期 （平成17年度：ー、平成28年度：平成23年1月、令和5年度：ー） 生産緑地の面積 （平成17年度：46.03ha、平成28年度：66.08ha、令和5年度：64.53ha） 旧暫定逆線引き地区に係る地区計画内の区画道路の路線数 （平成17年度：ー、平成28年度：20、令和5年度：20）
					B	地区計画		B	生産緑地管理事業	
5				黒目川、新河岸川等の河川周辺については、親水空間の整備や自然環境を活かし、人々が余暇を楽しめるような公園・緑地としての整備を検討します。	A	わくわく田島緑地駐車場整備事業	「旧暫定逆線引き地区地区計画の区画道路整備計画」に基づき区画道路の整備を推進するなど、関係地権者などとの協力のもとでまちづくりを進める。	B	【再掲】都市計画総務事務事業（地区計画）	
					B	黒目川桜並木管理事業		B	黒目川桜並木管理事業	
6		②商業業務系利用	i．朝霞駅周辺	朝霞駅周辺の道路や駅前広場など都市基盤整備の推進と、商店街の活性化に向け、不足業種の充実・空洞化対策や、商業業務機能の充実を図り、魅力と活力ある中心市街地としてのにぎわいづくりを推進します。また、駅や商店街、周辺施設が連携し、歩行者や自転車などの安全性の確保や個性的な空間演出を進めるなど、利用者の快適性・利便性に配慮した環境づくりに努めます。	A	朝霞駅南口周辺地区整備事業	朝霞駅周辺の道路など都市基盤整備の推進に加え、商店街の活性化に向け、魅力ある店舗の誘致などによる商業業務機能の充実やおもてなしが感じられる取組などによる空洞化対策を図るとともに、駅周辺の利便性を生かした医療・福祉などの各種生活サービスや行政サービスなどの都市機能の集約を図り、魅力と活力ある中心市街地としてのにぎわいづくりを推進する。	B	【再掲】都市計画総務事務事業	官民連携まちなか再生推進事業の実施状況 （平成17年度：ー、平成28年度：ー、令和5年度：朝霞駅周辺地区、北朝霞・朝霞台駅周辺地区） 朝霞駅周辺エリアビジョンの各施策の進捗状況 （平成17年度：ー、平成28年度：ー、令和5年度：8施策中6施策実施中） 朝霞駅周辺の商店会の加入店舗数 （平成17年度：730店舗、平成28年度：390店舗、令和5年度：339店舗） 朝霞駅南口交通安全対策協議会による検討の累計回数 （平成17年度：ー、平成28年度：ー、令和5年度：1回） 放置自転車の収容台数 （平成17年度：5,091台、平成28年度：514台、令和5年度：76台）
					A	朝霞駅北口周辺地区整備事業		B	商店会支援事業	
7				—	—	—	駅や商店街、周辺施設が連携し、歩行者や自転車などの安全性の確保や魅力的な空間演出を進めるなど、利用者の快適性・利便性を配慮した環境づくりに努める。	B	【再掲】都市計画総務事務事業	
					—	—		B	交通安全施設事業	
					—	—		B	放置自転車対策事業	
					—	—		B	自転車駐車場改修事業	
8				より多くの人の流れや交流を生み出す、回遊性のある魅力的な商業核の形成を図ることなどにより、本市全体の商業力向上を図ります。	B	朝霞駅南口駅前通りアメニティロード化事業	より多くの人の流れや交流を生み出す、回遊性のある魅力的な商業の拠点の形成を図ることにより、本市全体の商業力向上を図る。	D	朝霞駅南口駅前通りアメニティロード化事業	
					—	—		B	【再掲】都市計画総務事務事業	
9			ii．北朝霞・朝霞台駅周辺	北朝霞地区地区計画による商業業務系施設の誘導を今後も維持するとともに、周辺の住環境との調和にも配慮していきます。	A	朝霞台駅南口駅前広場の整備改修事業	北朝霞地区地区計画による商業業務施設の誘導を今後も維持するとともに、壁面後退区域の有効活用を行う。	B	【再掲】都市計画総務事務事業（地区計画）	北朝霞地区地区計画の申請の累計件数 （平成17年度：156件、平成28年度：202件、令和5年度：261件） 北朝霞・朝霞台駅周辺地区エリアビジョン（未来ビジョン）の策定時期 （平成17年度：ー、平成28年度：ー、令和5年度：令和6年3月） 経済センサスにおける小売事業所数 （平成17年度：617店舗、平成28年度：367店舗、令和5年度：378店舗）
10				—	—	—	多くの人が訪れたいと感じる賑わいの景観や魅力ある商業空間の形成を図るとともに、周辺の住環境との調和にも配慮する。	B	【再掲】都市計画総務事務事業	
					—	—		B	【再掲】景観まちづくり推進事業	
11				さらに駅利用者や周辺居住者など潜在的な消費購買層の獲得に向け、まちの回遊性の創出、商業業務機能の充実をはじめ多様な人々の需要を満たす魅力的、かつ複合的な機能の充実を促進します。	A	北朝霞地区地区計画	駅利用者や周辺住民など潜在的な消費購買層の獲得に向け、まちの回遊性の創出、商業業務機能の充実をはじめ、多様な人々の日常生活における需要を満たす魅力的かつ複合的な機能の充実を促進する。	B	【再掲】都市計画総務事務事業	
12				—	—	—	比較的駅に近い大学や自然と共存する公共公益施設等ゾーンとの連携の強化を図る。	B	【再掲】都市計画総務事務事業	
13			iii．国道254号沿道	—	—	—	国道245号（川越街道）の沿道については、地域の経済を支えるまちづくりを進めるため、広域交通軸に面する立地特性を生かした商業業務系の土地利用の誘導を図る。	B	【再掲】都市計画総務事務事業	国道254号（川越街道）沿道をまちづくり重点地区に指定した時期 （平成17年度：ー、平成28年度：平成28年11月、令和5年度：ー）
					—	—		B	【再掲】志木和光線整備事業	
					—	—		B	【再掲】内間木公園拡張整備基本構想等策定事業	
14			iv．その他の商業地	市内各地区の既存商店街については地域住民の利用促進を図るとともに、今後予想される高齢化の進行に対応し安心して買物ができる空間の形成、地区内商業地の充実、利便性の向上を目指します。	B	商店会支援事業	市内各地区の既存商店街については、地域住民の利用促進を図るとともに、今後予想される高齢化の進行などに対応するため、子どもや高齢者、障害のある人の生活圏を考慮し、誰もが徒歩圏内で安心して買物ができる空間の形成や利便性の向上を目指す。	B	【再掲】商店会支援事業	立地適正化計画の策定の時期 （平成17年度：ー、平成28年度：ー、令和5年度：令和5年3月） 朝霞市産業基本計画の策定時期 （平成17年度：ー、平成28年度：ー、令和5年度：平成31年3月）
								B	【再掲】都市計画総務事務事業	
15		③工業系利用	—	工業生産活動の維持や利便性を確保するよう、その妨げとなる建物用途の混在を防止します。あわせて周辺の住宅地など周辺環境との調和に配慮するよう誘導を図ります。	B	【再掲】用途地域	工業生産活動の維持や利便性を確保するよう、その妨げとなる建物用途の混在を防止する。あわせて周辺の住宅地など周辺環境との調和に配慮するよう誘導を図る。	B	【再掲】都市計画事務事業（用途地域）	幸町三丁目地区地区計画の策定時期 （平成17年度：ー、平成28年度：ー、令和5年度：平成30年8月） 幸町三丁目地区（旧4小跡地）用途の変更時期 （平成17年度：ー、平成28年度：ー、令和5年度：平成30年8月） 根岸台三地区地区計画の設定時期 （平成17年度：ー、平成28年度：ー、令和5年度：平成30年3月） 根岸台三丁目地区（積水跡地）用途の変更時期 （平成17年度：ー、平成28年度：ー、令和5年度：平成30年3月） あずま南地区地区計画の策定時期 （平成17年度：ー、平成28年度：ー、令和5年度：令和4年9月） あずま南地区用途の変更時期 （平成17年度：ー、平成28年度：ー、令和5年度：令和4年9月）
16				—	—	—	工業系用途地域において、工場跡地などにすでに中高層の住宅が立地している地域においては、工場などの操業環境の維持を図りながら、状況に応じて適切な土地利用の見直しなどについても検討を行う。	B	【再掲】都市計画事務事業	
17	ii．市街地周辺の適正な利用（市街化調整区域の整序）	④荒川近郊緑地保全区域などの大規模緑地や河川周辺	—	荒川河川敷および朝霞パブリックゴルフ場一帯には、首都圏近郊緑地保全法による荒川近郊緑地保全区域が指定されており、生態系の保全・向上のための重要な区域として引き続き保全を図るとともに、レクリエーション（休養・娯楽）の場としての活用を図ります。	B	スポーツ施設管理運営事業	朝霞パブリックゴルフ場を含む荒川河川敷一帯は、首都圏近郊緑地保全法による荒川近郊緑地保全区域が指定されており、生態系の保全・向上のための重要な区域として引き続き保全を図るとともに、レクリエーションの場としての活用を図る。	B	公園管理事業（スポーツ施設管理運営事業）	荒川近郊緑地保全地域の面積 （平成17年度：ー、平成28年度：98ha、令和5年度：98ha） 河川沿いの景観重点地区の延長（m） （平成17年度：ー、平成28年度：ー、令和5年度：約650m）
					—	—		B	【再掲】生産緑地管理事業	
18				—	—	—	黒目川、新河岸川などの河川周辺については、斜面林や農地なども含め水と緑の景観の保全に努めるとともに、人々が自然とのふれあいや余暇を楽しめるような親水空間、緑地としての活用を図る。	B	【再掲】都市計画総務事務事業	
					—	—		B	緑化推進事業	
					—	—		B	【再掲】黒目川桜並木管理事業	

都市計画マスタープラン事業評価（土地利用分野）

進捗状況記号　A:完了　B:計画通り継続　C:改善して継続　D:中止

参考資料3

No.	分野の目標	方針	対象	平成27年度（当初計画の中間見直し時点）			令和6年度までの事業（計画改定時点）			進捗状況（20年の変化） （平成17年度、平成28年度、令和5年度）
				施策	達成状況	関連事業・制度名等	施策	達成状況	関連事業・制度名等	
19	ii．市街地周辺の適正な利用（市街化調整区域の整序）（前頁から続き）	⑤周辺自然環境などと調和する施設地区	i.公共公益施設系	主に黒目川沿いに立地する東洋大学やわくわくどーむ（健康増進センター）、はあとぴあ（総合福祉センター）などの施設の立地を活かし、今後も公共的な施設利用を維持するとともに、周辺の住宅地や鉄道駅からのアクセス（接続）性の向上および各施設周辺に残存する農地・自然環境との調和を図ります。	B	緑化推進事業	黒目川周辺は、健康増進センター（わくわくどーむ）や総合福祉センター（はあとぴあ）などの公共施設や東洋大学が立地するほか、日常的な憩いや余暇活動、健康づくりなどができる環境特性をふまえ、拠点的な病院の立地の推進など医療・福祉・教育施設が集約的に立地する土地利用を進める。	B	【再掲】都市計画総務事務事業	朝霞台中央病院の移転の時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：平成30年1月） 東洋大学朝霞キャンパスの再整備完成時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和6年3月） 市内循環バスわくわく号（根岸台線）の累計本数 （平成17年度：23本、平成28年度：24本、令和5年度：24本） グリーントレイルマップの策定時期 （平成17年度：、平成28年度：、令和5年度：令和5年3月）
					A	【再掲】景観まちづくり推進事業		B	【再掲】景観まちづくり推進事業	
					—	—		B	【再掲】緑化推進事業	
20				—	—	—	鉄道駅や周辺市街地からのアクセスの向上及び周辺に残存する農地や自然環境との調和を図る。	B	市内循環バス運営事業	
								B	【再掲】緑化推進事業	
21			ii．産業関連施設系	主に上内間木における工場や倉庫等の立地が進む地区については、隣接する既存集落地（市街化調整区域内において人が集まって生活している地域）等の周辺環境への配慮や環境悪化の防止とともに、調和のとれた土地利用の誘導を図ります。	B	朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例	国道254号バイパス周辺や上内間木などの工場や倉庫などの立地が多い地区については、隣接する既存集落地などの周辺環境への配慮や環境悪化の防止に努め、調和のとれた土地利用の誘導を図る。	B	【再掲】開発許可等指導事業 （朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例）	市街化調整区域における開発許可の累計件数 （平成17年度：－、平成28年度：85件、令和5年度：112件）
					—	—		B	【再掲】内間木公園拡張整備基本構想等策定事業	
22		⑥計画的利用を促進すべき地区	i．基地跡地	国が基地跡地利用に関する方針を従来の「原則留保、例外公用・公共利用」から「原則利用、計画的有効活用」へと大きく転換したことにともない、全市的な利用の観点から多面的な利用可能性の検討を行います。検討にあたっては、議会や市内の各種団体の代表などによる検討委員会を設置し、市民参画を図りながら具体的な議論を進めていきます。	B	基地跡地利用促進事業	国が基地跡地利用に関する方針を従来の「原則保留、例外公用・公共利用」から「原則利用、計画的有効活用」へと大きく転換し、その後本市で進められた基地跡地利用に関する検討の経緯をふまえながら、平成27(2015）年12月に見直しが行われた「朝霞市基地跡地利用計画」に基づき、土地利用の誘導を図る。	B	基地跡地利用促進事業	朝霞市基地跡地利用計画の策定時期、変更時期 （平成17年度：－、平成28年度：平成20年5月（見直し：平成27年12月）、令和5年度：－） 朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画の策定時期 （平成17年度：平成22年3月、平成28年度：平成30年4月（改訂）、令和5年度：） 基地跡地地区地区計画の策定時期 （平成17年度：－、平成28年度：平成21年2月、令和5年度：－） 基地跡地暫定広場「あさかの森」の開設時期 （平成17年度：－、平成28年度：平成24年11月、令和5年度：－） シンボルロードの開通時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和2年2月）
					B	基地跡地暫定利用事業		B	基地跡地暫定利用事業	
					C	（仮称）基地跡地公園・シンボルロード整備事業		B	基地跡地公園・シンボルロード整備事業 （（仮称）基地跡地公園・シンボルロード整備事業）	
23		⑥計画的利用を促進すべき地区（前頁から続き）	ii．その他の大規模跡地	—	—	—	工場や学校などの廃止や移転によって生じた大規模な跡地についても、市全体もしくは地域の活性化などに寄与する活用を検討し、適正な土地利用の誘導を図る。	B	【再掲】都市計画総務事務事業	内間木公園拡張整備基本構想の策定の時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和6年3月） 国道254号バイパス沿道の土地利用について（案）の策定時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和6年3月）
24				—	—	—	新たに開通した国道254号バイパスについては、自然環境に配慮し調和を図りながら、地域の活性化に資する施設の立地を行うことができるように、地区計画制度などを活用した規制・誘導を行う。	B	【再掲】都市計画総務事務事業	
								B	【再掲】内間木公園拡張整備基本構想等策定事業	
25		⑦集落地・農地など	—	集落や農地等が残存している地区においては、道路や排水施設の改善により、農地や緑に包まれたゆとりある集落地（市街化調整区域内において人が集まって生活している地域）としての環境の維持・向上を図ります。また、貴重な自然的資源として農地の維持・保全を図ります。	B	開発許可制度	集落や農地など残存している内間木地域などにおいては、道路や排水施設の改善により、農地や緑に包まれたゆとりある集落地としての環境の維持・向上を図る。	B	【再掲】開発許可等指導事業 （開発許可制度） （朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例）	農地転用許可の累計件数 （平成17年度：26件、平成28年度：11件、令和5年度：11件） 市内の市民農園数 （平成17年度：8箇所、平成28年度：8箇所、令和5年度：13箇所） 市街化調整区域内の市民農園の累計面積 （平成17年度：6,002㎡、平成28年度：6,902㎡、令和5年度：6,902㎡）
					B	【再掲】朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例		B	景観まちづくり推進事業【再掲】	
					A	【再掲】景観まちづくり推進事業		—	—	
26				—	—	—	農地についても、生産の場としてだけでなく、景観や防災など多様な機能を有し、都市にうるおいや安らぎを与える貴重な自然的資源として維持・保全を図る。	B	【再掲】景観まちづくり推進事業	
27				—	—	—	農業生産の基盤となる農地の貸し借りを促進し、農地を集約化するとともに、農地を保全するなど、農地の有効利用を促進する。	B	市民農園事業	

都市計画マスタープラン事業評価（道路交通分野）

進捗状況記号　A:完了　B:計画通り継続　C:改善して継続　D:中止

No.	分野の目標	方針	対象	平成27年度（当初計画の中間見直し時点）			令和6年度までの事業（計画改定時点）			進捗状況（20年の変化） （平成17年度、平成28年度、令和5年度）
				施策	達成状況	関連事業・制度名等	施策	達成状況	関連事業・制度名等	
1	i.やさしさに配慮した道づくり	①全ての人にやさしい交通環境の整備	—	すべての人が円滑に移動できるよう、公共交通機関を利用する際の移動の利便性および安全性に配慮した駅舎や公共交通車両等の施設整備を促進します。	B	交通安全施設事業	全ての人が円滑に移動できるよう、公共交通を利用する際の移動の利便性及び安全性に配慮した公共交通車両などの整備・改善を促進する。	B	【再掲】交通安全施設事業	公共交通計画の策定時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和3年2月） 武蔵野線旅客輸送改善対策協議会及び東武東上線改善対策協議会への要望活動状況 ※対象年度に実施した回数 （平成17年度：各1回、平成28年度：各1回、令和5年度：各1回） 市内循環バスのバスロケーションの導入時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和5年7月） 東弁財地区へのゾーン３０プラスの設置時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和6年2月） 三原、幸町、緑ヶ丘地区へのゾーン３０の設置時期 （平成17年度：－、平成28年度：幸町一丁目（平成24年度）・三原一丁目（平成25年度）・弁財（北・南）区域（平成28年度）、令和5年度：－） 無電柱化計画の策定時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和3年3月） 地域公共交通協議会の設置時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和元年7月） 橋梁整備、維持管理施工件数（対象年度１年間の結果） （平成17年度：2件、平成28年度：2件、令和5年度：3件）
2				主要道路における歩道整備や交差点改良を推進するとともに、交通規制やハンプ（走行スピードなどに注意を促すための段差舗装）設置などの道路構造の変更等について検討し、関係機関へ働きかけていきます。	B	道路舗装事業	自動車の速度の抑制や通過交通の侵入を抑制するために、ハンプ（走行スピードなどに注意を促すための段差舗装）設置などの道路構造の変更や、無電柱化などについて検討し、関係機関へ働きかけていく。	B	【再掲】交通施策推進事業	
					B	道路用地取得事業		B	道路改良事業	
					—	—		B	道路舗装事業	
3				—	—	—	橋梁については、道路メンテナンスの義務化に伴い5年に１度の橋梁点検を実施し、適切な維持管理に努める。	B	橋梁改修事業	
					—	—		B	道路橋梁総務事務事業	
4		②環境・景観に配慮した交通環境の整備	—	道路は都市内における貴重な公共的な空間であり、豊かな歩道や植樹帯は公園・緑地とあいまって市内の貴重な緑や景観要素となることから、道路および沿道環境の整備にあたっては、地域の特性に応じて沿道空間と一体となった歩道、植樹帯、ポケットパークの整備に努めます。	A	【再掲】景観まちづくり推進事業	公共的な空間である道路は、街路樹や公園・緑地とあいまって市内の貴重な緑や景観要素となることから、道路及び沿道環境の整備にあたっては、地域の特性に応じて沿道空間と一体となった歩道、街路樹、ポケットパークなどの整備に努める。	B	事業用地維持管理事業	街路樹の本数 （平成17年度：－、平成28年度：1,422本、令和5年度：1,422本） ポケットパークの数 （平成17年度：2箇所、平成28年度：6箇所、令和5年度：8箇所） まちなかのベンチの設置数 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：46基）
					B	花と緑のまちづくり事業		B	【再掲】景観まちづくり推進事業	
					—	—		B	花と緑のまちづくり事業	
					—	—		B	【再掲】道路改良事業	
					—	—		B	道路施設維持管理事業	
5		③歩行者空間の整備	—	あらゆる歩行者が安心して生活できるような道路交通環境の整備を目指します。また、河川沿いの水辺・緑地空間の活用や駅・公園・公共施設など、生活に身近な施設等へ歩行者および自転車利用者が快適に移動できるネットワークの形成を図ります。	B	歩道整備事業	高齢者や障害のある人など誰もが安心して生活できるような道路交通環境の整備を目指し、拡幅予定路線の歩道整備に積極的に取り組む。	B	歩道整備事業	【再掲】グリーントレイルマップの策定時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和5年3月） 歩道整備延長 （平成17年度：－、平成28年度：76,610m、令和5年度：79,862m） 道路基本整備計画の策定時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和元年5月） シェアサイクルのポート設置累計数 （平成17年度：0基、平成28年度：0基、令和5年度：990基） 矢羽根の整備済延長 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：2,189m）
					—	—		B	【再掲】道路改良事業	
					—	—		B	道路用地取得事業	
6				—	—	—	河川沿いの水辺・緑地空間の活用や駅・公園・公共施設など、生活に身近な施設などへ歩行者及び自転車利用者が快適に移動できるネットワークの形成を図る。	B	【再掲】交通安全施設事業	
					—	—		B	公園管理事業	
7				都市計画道路などを利用し、街路樹等の緑を配した歩行者帯など、災害時における役割も含めた歩行者空間の確保を図ります。	B	【再掲】歩道整備事業	都市計画道路などを利用し、街路樹の緑を配した歩行者帯や自転車通行帯など、災害時における避難路や延焼防止などの役割も含めた歩行者・自転車空間の確保を図る。	B	【再掲】交通安全施設事業	
					—	—		B	【再掲】歩道整備事業	
					—	—		B	【再掲】道路施設維持管理事業	
8	ii.まちの骨格となる道路づくり	④幹線道路網の整備	i.広域幹線道路	関越自動車道と連絡する国道４６３号（浦和所沢バイパス）や東京外かく環状道路などの幹線道路へのアクセス（接続）性と、県内主要都市間および市内各地域間の相互の交通を集約し処理できるよう適切に配置、整備を進め、広域的な都市間連携を図るよう関係機関へ働きかけていきます。	B	緑ヶ丘通線整備事業	関越自動車道と連絡する国道463号（浦和所沢バイパス）や東京外かく環状道路などの幹線道路へのアクセスと、県内主要都市間及び市内各地域間の相互の交通を円滑に処理できるよう適切に配置、整備を進め、広域的な都市間連携を図るよう関係機関へ働きかけていく。	A	緑ヶ丘通線整備事業	国道254号（川越街道）沿道をまちづくり重点地区に指定した時期 （平成17年度：－、平成28年度：平成28年11月、令和5年度：－）
					B	志木和光線整備事業		B	【再掲】志木和光線整備事業	
9			ii.都市内幹線道路	都市内幹線道路は、市内各地域間および主要な施設間相互の交通を集約するとともに、隣接都市との連携の役割を果たすよう適切に配置し、整備を進めます。	B	岡通線整備事業	都市内幹線道路は、市内各地域間及び主要な施設間相互の交通を集約するとともに、隣接都市との連携の役割を果たすよう、適切に配置・整備について検討を進める。	B	岡通線整備事業	【再掲】東弁財地区へのゾーン３０プラスの設置時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和6年2月） 【再掲】三原、幸町、緑ヶ丘地区へのゾーン３０の設置時期 （平成17年度：－、平成28年度：幸町一丁目（平成24年度）・三原一丁目（平成25年度）・弁財（北・南）区域（平成28年度）、令和5年度：－） 【再掲】歩道整備延長 （平成17年度：－、平成28年度：76,610m、令和5年度：79,862m） 【再掲】志木和光線の整備率（%） （平成17年度：－、平成28年度：56.1、令和5年度：56.1） 長期未整備都市計画道路の見直し累計回数 （平成17年度：1件、平成28年度：2件、令和5年度：3件） 岡通線の整備状況 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：1,645m（県施行390m含む） 駅東通線の整備状況 （平成17年度：－m、平成28年度：41m、令和5年度：41m） 駅西口富士見通線の整備状況（完成時期・延長距離） （平成17年度：－、平成28年度：平成25年6月・178m、令和5年度：－） 緑ヶ丘通線の整備状況（完成時期・延長距離） （平成17年度：平成27年10月・3,430m、平成28年度：－、令和5年度：－） 観音通線の整備状況（完成時期・延長距離） （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和2年2月・900m） 市道8号線の再整備延長（ユニバーサルデザイン、バリアフリーなど） （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：680m）
					B	駅西口富士見通線整備事業		A	駅西口富士見通線整備事業	
					B	【再掲】志木和光線整備事業		B	【再掲】志木和光線整備事業	
					B	【再掲】緑ヶ丘通線整備事業		A	緑ヶ丘通線整備事業	
					B	観音通線整備事業		A	観音通線整備事業	
					B	長期未整備都市計画道路見直し事業		B	【再掲】都市計画総務事務事業 （長期未整備都市計画道路見直し事業）	
					B	駅東通線整備事業		B	駅東通線整備事業	
10				市街地においては、集中的に発生する交通を集約して適切に処理し、かつその周辺地域内に通過交通が流入し良好な都市・生活環境を阻害しないよう配置し、整備を進めます。	B	事業用地維持管理事業	市街地においては、交通を適切に処理し円滑な交通を確保するとともに、市街地内への不要な通過交通の抑制を図り、良好な都市・生活環境を維持する。	B	【再掲】事業用地維持管理事業	
					—	—		B	交通安全啓発推進事業	
					—	—		B	【再掲】交通施策推進事業	
11				—	—	—	歩車道の分離や自転車通行帯の整備などを図り、歩行者や自転車の安全性を確保する。	B	【再掲】交通安全施設事業	
					—	—		B	【再掲】道路改良事業	
					—	—		B	【再掲】歩道整備事業	
12				—	—	—	都市計画道路は、重要度の高い路線は整備を推進するとともに、長期未整備都市計画道路は、社会情勢の変化や制度改正などをふまえ、路線ごとにその必要性や構造の適正さについて検証を行い、廃止を含めた見直しの検討を行う。	B	【再掲】都市計画総務事務事業 （長期未整備都市計画道路見直し事業）	
					—	—		B	道路台帳整備事業	
13				—	—	—	東京オリンピック・パラリンピック大会の会場と最寄り駅との最短で結ぶ都市計画道路観音通線（市道7号線）の整備に加え、経路となる市道８号線（公園通り）などの道路について、ユニバーサルデザインの考え方に基づく対応などを進める。	B	基地跡地公園・シンボルロード整備事業	
					—	—		B	【再掲】道路舗装事業	

都市計画マスタープラン事業評価（道路交通分野）

進捗状況記号　A:完了　B:計画通り継続　C:改善して継続　D:中止

No.	分野の目標	方針	対象	平成27年度（当初計画の中間見直し時点）			令和6年度までの事業（計画改定時点）			進捗状況（20年の変化） （平成17年度、平成28年度、令和5年度）
				施策	達成状況	関連事業・制度名等	施策	達成状況	関連事業・制度名等	
14	iii.良好な交通環境づくり	⑤安全・快適な道路の整備	i.身近な生活道路の整備	良好な地区の交通環境を形成するとともに、地域の防災・日照・通風等の環境を確保するよう市街地の整備状況や自動車交通とのバランスを考慮し、地区の特性に応じた適切な交通安全施設等の整備を進めます。	B	道路改良事業	住宅地内など身近な生活道路における良好な交通環境を形成するとともに、市街地の整備状況や交通量とのバランスを考慮し、住宅地の特性に応じた適切な生活道路の整備を進める。	B	【再掲】道路改良事業	市民ボランティア団体の累計数 （平成17年度：5団体、平成28年度：20団体、令和5年度：24団体） 私道整備助成金の開始時期 （平成17年度：平成14年11月、平成28年度：－、令和5年度：－） 私道整備助成金の累計件数 （平成17年度：3件、平成28年度：25件、令和5年度：33件）
					B	道路施設修繕事業		B	道路施設修繕事業	
					B	道路施設維持管理事業		B	【再掲】道路施設維持管理事業	
					B	道路台帳整備事業		B	【再掲】道路台帳整備事業	
					B	道路照明灯整備事業		B	道路照明灯整備事業	
					A	橋梁長寿命化修繕計画策定事業		B	【再掲】都市計画総務事務事業 （長期未整備都市計画道路見直し事業）	
					B	【再掲】長期未整備都市計画道路見直し事業		—	—	
15				快適な道路環境づくりを進めるため、市民・企業・行政が協働して道路を美しく保つ等、道路の維持・管理意識の向上を促進します。	B	【再掲】道路施設修繕事業	快適な道路環境づくりを進めるため、市民・企業（事業者）・行政が協働して道路を美しく保つなど、道路の維持・管理意識の向上を図る。	B	【再掲】道路施設修繕事業	
					B	【再掲】道路施設維持管理事業		B	【再掲】道路施設維持管理事業	
					—	—		B	【再掲】花と緑のまちづくり事業	
16				地域住民の意向を踏まえた私道の活用調整や、道路里親制度等の活用を検討します。	B	私道整備助成事業	地域住民の意向をふまえた私道の整備助成を行う。	B	私道整備助成事業	
17			ii.交通規制の改善	身近な生活道路は、交通安全施設整備の充実とともに、住宅地内への自動車の交通量や速度の抑制などの交通規制の推進に努め、児童、高齢者、障害者への対策を重点においた歩行者の安全対策を講じていきます。	B	道路安心・安全緊急改良事業	交通安全施設の整備の充実とともに、住宅地内など一定の区域内における速度抑制や幹線道路からの通過交通の抑制などを図るため、既に指定されている幸町2丁目や三原1丁目などのゾーン30や、一歩通行、時間帯による車両規制などの交通規制の推進を図り、子ども、高齢者、障害のある人など誰もが安全に通行できるように歩行者の交通安全対策を実施する。特に、通学路や交通事故の危険性の高い交差点などを優先して交通安全対策を実施する。	B	【再掲】交通安全啓発推進事業	道路あんしん緊急プログラムの実施状況 （平成17年度：－、平成28年度：100件（平成29年度まで）、令和5年度：－） アメニティロード化基本計画協議会の設置時期 （平成17年度：－、平成28年度：平成22年12月、令和5年度：－） 朝霞駅南口交通安全対策協議会設置時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和5年7月） 東弁財地区生活道路安全対策協議会設置時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：平成30年12月） 自転車安全運転実地指導の実施時期、回数 （平成17年度：平成16年4月～・10回、平成28年度：10回、令和5年度：10回）
					—	—		B	【再掲】交通安全施設事業	
					—	—		A	道路安心・安全緊急改良事業	
18				一方通行や時間帯による車両規制などの具体的な方策検討にあたっては、地域住民等の意向を踏まえて進めていきます。	B	【再掲】朝霞駅南口駅前通りアメニティロード化事業	具体的な交通安全対策の検討にあたっては、地域住民などの意向をふまえて進める。	B	【再掲】交通施策推進事業	
					—	—		D	【再掲】朝霞駅南口駅前通りアメニティロード化事業	
					—	—		B	【再掲】道路施設維持管理事業	
					—	—		B	【再掲】道路施設修繕事業	
19				—	—	—	自転車や歩行者の交通ルールの啓発などにより、交通マナーの向上と事故防止を図る。	B	【再掲】交通安全啓発推進事業	
20		⑥公共交通網などの充実・整備	—	公共交通サービスの利用圏外となっている地区の解消や、高齢化社会に対応した交通手段の確保に向けて市内の近距離交通機関の充実が必要であることから、市内循環バス（わくわく号）の運行ルート見直しや拡充を検討するとともに、路線マップや時刻表の配布など、利用促進のための情報提供に努めます。	B	市内循環バス運営事業	高齢化社会に対応した交通手段の確保に向けて市内の近距離交通機関の充実が必要であることから、コミュニティバスの運行ルートの見直しや拡充を進め、公共交通サービスの利用が不便な公共交通空白地区の解消や、利便性の向上を図るとともに、路線マップや時刻表の配布、運行情報の発信など、利用促進のための情報発信に努める。	C	【再掲】市内循環バス運営事業	【再掲】武蔵野線旅客輸送改善対策協議会及び東武東上線改善対策協議会への要望活動状況 ※対象年度に実施した回数 （平成17年度：各1回、平成28年度：各1回、令和5年度：各1回） 【再掲】市内循環バスのバスロケーションの導入時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和5年7月） 市内循環バスわくわく号の運行の累計本数 （平成17年度：87本、平成28年度：87本、令和5年度：92本） 交通空白地区への実証実験の時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：平成29年10月～平成30年10月、令和6年2月～3月）
					—	—		B	【再掲】交通施策推進事業	
21				隣接都市との連携等による運行サービスの充実についても検討していきます。	B	【再掲】市内循環バス運営事業	隣接都市との連携などによる運行サービスの充実についても検討する。	B	【再掲】交通施策推進事業	
					—	—		B	【再掲】市内循環バス運営事業	
22				民間バス等の公共交通機関の利用を促進するため、事業者に対し輸送力の増強や路線の維持強化を働きかけていきます。	B	【再掲】市内循環バス運営事業	鉄道、路線バスなどの事業者に対し、駅施設の充実や運行維持や路線充実などを働きかけ、公共交通機関の利便性の向上に努める。	B	【再掲】交通施策推進事業	
					—	—		B	【再掲】市内循環バス運営事業	
23		⑦その他交通施設などの充実・整備	i.交通結節点の整備	鉄道駅周辺においては、駅前広場や駅へのアクセス（接続）道路等の整備をはじめ、交通機関相互の円滑な乗り継ぎが行われるよう交通結節機能（駅舎、自由通路、バス・タクシー乗降場、周辺道路）を総合的に充実させるとともに、ユニバーサルデザイン（誰もが快適に利用できるデザイン）化、（例えば車椅子・ベビーカー利用者等誰もが移動しやすいバス・タクシー乗降場の整備や視覚障害者、子ども、高齢者等誰もが理解しやすいサイン（案内掲示板等）の整備等。）を図ります。	B	【再掲】駅東通線整備事業	鉄道駅周辺においては、駅前広場や駅へのアクセス道路などの整備をはじめ、交通機関相互の円滑な乗り継ぎが行われるよう交通結節機能（駅舎、自由通路、バス・タクシー乗降所、周辺道路）を総合的に充実させるとともに誰もが快適に利用できるようにユニバーサルデザイン化を図る。	B	【再掲】駅東通線整備事業	駅前広場の整備状況 （平成17年度：3箇所整備済み、平成28年度：5箇所整備済み、令和5年度：5箇所整備済み） 北朝霞駅東口（昭和49年年8月）北朝霞土地区画整理事業で実施 北朝霞駅北口（昭和49年年8月）北朝霞土地区画整理事業で実施 朝霞台駅南口（昭和49年年8月）北朝霞土地区画整理事業で実施 朝霞駅南口（平成19年8月） 朝霞駅東口（平成20年4月）
					A	朝霞駅北口周辺地区整備事業		B	【再掲】交通安全施設事業	
					A	朝霞駅南口周辺地区整備事業		B	駅前広場改修事業	
					—	—		B	駅前広場施設改修事業	
					—	—		B	駅前広場管理事業	
24			ii.駐車場	朝霞駅南口および北口の駅前広場における自転車駐車場の整備や、公共・民間の役割分担による駐車場の確保促進など、鉄道駅と公共交通・歩行者等との連携を考慮し、市民が利用しやすい自転車・自動車の駐車場の整備や利用の促進を図ります。	A	【再掲】朝霞駅北口周辺地区整備事業	朝霞駅南口及び東口の駅前における行政・企業（事業者）の役割分担による自転車・自動車の駐車場の確保促進など、鉄道駅と公共交通・歩行者などとの連携を考慮し、市民が利用しやすい駐車場の整備や利用の促進を図る。特に、自転車駐車場については、駅周辺の歩行空間の活用も検討する。	B	【再掲】都市計画総務事務事業	大型自転車駐輪場の台数 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：229台）
					A	【再掲】朝霞駅南口周辺地区整備事業		B	自転車駐車場管理運営事業	
					—	—		B	【再掲】自転車駐車場改修事業	
25		⑧新たな公共交通システムの導入検討	—	環境負荷の低減や二酸化炭素排出量の削減、交通渋滞の解消などを目指し、本市の総合的な交通環境の改善を図るとともに、自転車や公共交通機関利用への転換促進、低公害車の普及促進など、新たな公共交通システム導入等の検討を進めます。	B	環境基本計画	環境負荷の低減や二酸化炭素排出量の削減、交通渋滞の解消などを目指し、本市の総合的な交通環境の改善を図るため、自転車や公共交通機関利用への転換促進、新たな公共交通システム導入などの検討を進める。	B	環境基本計画策定事業 （環境基本計画）	【再掲】シェアサイクルのポート設置累計数 （平成17年度：0基、平成28年度：0基、令和5年度：990基） 自転車駐車場の台数 （平成17年度：－、平成28年度：12,136台、令和5年度：12,403台）
					—	—		B	地球温暖化対策推進事業	
					—	—		B	【再掲】交通施策推進事業	
					—	—		C	【再掲】市内循環バス運営事業	

都市計画マスタープラン事業評価（緑・景観・環境共生分野）

進捗状況記号　A:完了　B:計画通り継続　C:改善して継続　D:中止

No.	分野の目標	方針	対象	平成27年度（当初計画の中間見直し時点）			令和6年度までの事業（計画改定時点）			進捗状況（20年の変化） （平成17年度、平成28年度、令和5年度）
				施策	達成状況	関連事業・制度名等	施策	達成状況	関連事業・制度名等	
1	ⅰ.まちの骨格となる緑づくり	①武蔵野市の原風景を継承する緑の保全	―	武蔵野台地の崖線に残存する斜面林等は、武蔵野の風景を残す貴重な緑地であり、生態系や景観、また、防災面でも重要な要素であることから、朝霞市緑化推進条例に基づく保護地区・保護樹木の指定拡充や朝霞市みどりの基金制度の活用により、緑地の保全および緑化の推進に努めます。	A	【再掲】景観まちづくり推進事業	武蔵野台地の崖線に残存する斜面林などは、武蔵野の原風景を残す貴重な緑であり、生態系や生物多様性、景観、また防災面でも重要であることから、朝霞市緑化推進条例に基づく保護地区・保護樹木の指定の拡充や朝霞みどりのまちづくり基金制度の活用などにより緑化の保全、緑化の推進及び市民ボランティアと協力した緑化の管理に努める。	B	【再掲】景観まちづくり推進事業	【再掲】シェアサイクルのポート設置累計数 （平成17年度：0基、平成28年度：0基、令和5年度：990基） 緑被率の推移 （平成17年度：33.34%（H20）、平成28年度：36.1%（H30）、令和5年度：34.8%）
					B	みどりのまちづくり基金積立事業		B	【再掲】緑化推進事業	
					―	―		B	みどりのまちづくり基金積立事業	
2				屋敷林・社寺林や企業所有地など、地域の特徴ある景観形成に資するまとまりのある樹林についても資源として位置づけ、本市の個性ある景観の保全・創出を図ります。	B	【再掲】緑化推進事業	屋敷林・社寺林などまとまりのある樹林についても、地域の特徴のある景観を形成する資源として位置づけ、その保全・創出を図る。	B	【再掲】緑化推進事業	
3		②市民生活のうるおいとしての農地の保全	―	市街化調整区域内の農地については、農業振興や農地に係る制度により、優良農地の確保と農地の適正な維持、管理を促進します。	B	生産緑地管理事業	市街化調整区域内の農地については、農業復興や農地に係る制度により、優良農地の確保と農地の適正な維持、管理を促進する。	B	【再掲】生産緑地管理事業	【再掲】農地転用許可の累計件数 （平成17年度：26件、平成28年度：11件、令和5年度：11件） 【再掲】生産緑地の面積 （平成17年度：46.03ha、平成28年度：66.08ha、令和5年度：64.53ha） 生産緑地の数 （平成17年度：187箇所、平成28年度：218箇所、令和5年度：215箇所） ふれあいの農業体験実施回数（対象年度１年間） （平成17年度：3回、平成28年度：5回、令和5年度：5回） 特別緑地保全地区の数 （平成17年度：2箇所、平成28年度：5箇所、令和5年度：5箇所）
					―	―		B	【再掲】緑化推進事業	
4				市街化区域内の生産緑地については、市街地に残された貴重な空間であるため、できるだけ農地としての保全を優先します。	B	【再掲】生産緑地管理事業	市街化区域内の生産緑地地区については、市街地に残された貴重な空間であるため、できるだけ農地として保全する。特に生産緑地地区が多い旧暫定逆引き地区などについては、地域特性を生かし、自然と共存する良好な住環境の形成を図る。	B	【再掲】生産緑地管理事業	
5				遊休農地の解消手段として、また市民と農業のふれあいや農業体験を推進するため、地権者や地域住民の意向に配慮しつつ、借地利用の可能性についての検討や市民農園などによる農地の有効活用を進めます。	B	市民農園事業	遊休農地の解消手段として、また市民と農業のふれあい農業体験を推進するため、地権者や地域住民の意向に配慮しつつ、農地の有効活用を進めるため、借地利用の可能性などについて検討する。	B	市民農園事業	
6		③計画的な緑づくり	ⅰ.身近な公園等の維持・充実	公園・緑地は、都市環境の維持・改善、防災性の向上、市民のレクリエーション（憩いの場）空間の確保、美しい都市景観の形成など多面的な機能を持ち、良好な都市環境を保持し、円滑な都市活動を支え、都市生活の安全性・防災性・利便性・快適性を確保するうえで基盤となることから、人口や土地利用の将来見通しを勘案して位置や規模、目的に応じて街区・近隣・地区の各公園などを計画・配置し、整備を推進します。	B	みどりの基本計画策定事業	公園・緑地は、都市環境の維持・改善、防災性の向上、市民の憩いの場や多世代交流の場、美しい都市景観の形成など多面的な機能を有しており、良好な都市生活の基盤となることから、人口や土地利用の将来見通しを勘案して、位置や規模、目的に応じて街区・近隣・地区の各公園などを計画的に配置し、整備を推進し、適切に管理を行う。	A	みどりの基本計画策定事業	都市公園の数 （平成17年度：30箇所、平成28年度：39箇所、令和5年度：44箇所） 一人当たりの公園面積 （平成17年度：2.1㎡/人、平成28年度：2.2㎡/人、令和5年度：2.12㎡/人） 児童遊園地の数 （平成17年度：78箇所、平成28年度：80箇所、令和5年度：83箇所）
					C	（仮称）浜崎ふれあい公園新設事業		C	（仮称）浜崎ふれあい公園新設事業	
					B	街区公園整備事業		A	街区公園整備事業	
					B	公園管理事業		B	【再掲】公園管理事業	
					B	公園施設改修事業		B	公園施設改修事業	
					―	―		B	【再掲】内間木公園拡張整備基本構想等策定事業	
					―	―		B	（仮称）宮戸二丁目公園整備事業	
					―	―		A	公園施設長寿命化計画策定事業	
7				身近に安全な子どもの遊び場を確保するため、既に管理が行われている児童遊園地などの充実を図ります。	B	児童遊園管理事業	児童遊園地など身近で安全な子どもの遊び場の確保を図る。	B	児童遊園管理事業	
					B	児童遊園改修事業		B	児童遊園改修事業	
8			ⅱ.市のシンボルとなる公園・緑地の整備	朝霞駅から国道２５４号（川越街道）周辺の地区については、キャンプ朝霞跡地、教育・文化施設、市役所等の公共施設や朝霞中央公園・青葉台公園など比較的規模の大きい公園が多く分布することから、これらの連携を強めて緑の拠点性を高めるよう、本市のシンボルとなる緑の核として位置づけます。	B	【再掲】緑化推進事業	朝霞駅から国道254号周辺の地区については、基地跡地、教育・文化施設、市役所などの公共施設や朝霞中央公園・青葉台公園など比較的大規模な公園が集まっているため、これらの連携を強めて緑の拠点性を高めるよう、本市のシンボルとなる緑に囲まれた新たな拠点として位置づけ、整備を図る。	B	【再掲】緑化推進事業	シンボルロード整備時期 （平成17年度：－、平成28年度：令和2年2月、令和5年度：－）
					C	（仮称）基地跡地公園・シンボルロード整備事業		A	【再掲】基地跡地公園・シンボルロード整備事業 （（仮称）基地跡地公園・シンボルロード整備事業）	
					―	―		B	シンボルロード管理事業	
					―	―		B	【再掲】基地跡地暫定利用事業	
9	ⅱ.うるおいのある生活環境づくり	④水と緑のネットワークの充実	―	市内中央部を流れる黒目川の堤防上については、県の河川改修（総合治水対策事業）にあわせ、並木や現地の植生にあった樹木のある遊歩道としての整備の推進とともに、周辺の農地残存地等の活用による植栽等の一体的な整備について、関係機関や市民との協議を進めます。	B	黒目川まるごと再生プロジェクト	市内中央部を流れる黒目川沿いに整備された桜や地域の植生をふまえた並木のある遊歩道などの適正な維持管理に努める。	A	黒目川まるごと再生プロジェクト	【再掲】一人当たりの公園面積 （平成17年度：2.1㎡/人、平成28年度：2.2㎡/人、令和5年度：2.12㎡/人） 河川沿いの市民ボランティア団体累計数 （平成17年度：0団体、平成28年度：2団体、令和5年度：3団体） 河川沿いのベンチ設置の累計数 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：33基） 【再掲】街路樹の本数 （平成17年度：－、平成28年度：1,422本、令和5年度：1,422本）
					―	―		B	花の植栽事業	
10				河川を軸にし、周辺の緑や公園との連携する歩行路（遊歩道）の整備を検討します。	B	【再掲】黒目川桜並木管理事業	河川を軸にし、周辺の緑や公園を連携する遊歩道の整備を検討する。	B	【再掲】黒目川桜並木管理事業	
11				既存の公共公益施設や交通拠点を結ぶ主要な道路については、街路樹や植樹帯の設置など緑化を進め、市内の一体的な水と緑のネットワークの強化を図ります。	B	花の植栽事業	主要な道路への街路樹の植栽など緑化を進め、水と緑のネットワークの強化を図る。	B	【再掲】花の植栽事業	
12				本市と近隣市との連携を図り、公園や河川等の一体的な整備・活用を進め、広域的な水と緑のネットワーク形成を図ります。	B	【再掲】黒目川桜並木管理事業	公園や河川については、近隣市の連携による一体的な整備・活用を進め、広域的な水と緑のネットワークの形成を図る。	B	【再掲】黒目川桜並木管理事業	
13	ⅱ.うるおいのある生活環境づくり	⑤水と緑のうるおいのある市街地の形成	―	朝霞市緑の基本計画で示されている緑化の推進に努めます。	B	みどりの基本計画策定事業	朝霞市みどりの基本計画に基づき、緑地の保全や緑化の推進に努める。	B	【再掲】みどりの基本計画策定事業	マンション及び宅地における緑地確保の割合の推移 （平成17年度：－、平成28年度：10%、令和5年度：10%） 建築協定の締結の累計件数 （平成17年度：0件、平成28年度：1件、令和5年度：1件） 景観協定の締結の累計件数 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：1件） 開発条例協議書締結の累計件数 （平成17年度：－、平成28年度：394件、令和5年度：675件） 市内の湧き水の数 （平成17年度：26箇所、平成28年度：26箇所、令和5年度：26箇所）
					―	―		B	【再掲】緑化推進事業	
14				マンションをはじめ宅地の開発に際しては、朝霞市開発行為及び中高層建築物に関する指導要綱に基づき、その用途・規模などに応じて一定量の緑地確保を指導するなど、緑化の促進に努めます。	A	朝霞市開発行為及び中高層建築物に関する指導要綱	マンションをはじめ宅地の開発に際しては、朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例に基づき、その用途・規模などに応じて一定量の緑地確保を指導するとともに緑化の推進に努める。	B	【再掲】開発許可等指導事業 （朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例）	
					B	朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例		B	【再掲】緑化推進事業	
15				地域住民の発意・合意形成のもと、更なる市街地の緑化促進に向けたルールづくりも有効であることから、その啓発を図ります。	B	【再掲】みどりのまちづくり基金積立事業	緑化協定など地域住民の発意・合意形成のもとで緑化を推進するルールづくりも有効であることから、制度の啓発を推進する。	B	【再掲】みどりのまちづくり基金積立事業	
16				公共公益施設については敷地内の緑化を推進するとともに、民間企業の大規模施設や空地等においても緑化への配慮を啓発し、緑豊かな市街地の形成に寄与します。	B	【再掲】みどりの基本計画策定事業	公共公益施設については、敷地内の緑化を推進するとともに、企業（事業者）の大規模施設や空地などにおいても緑化への配慮を啓発し、緑豊かな市街地の形成に寄与する。	A	【再掲】みどりの基本計画策定事業	
					―	―		B	【再掲】緑化推進事業	
17				自然とふれあえる水辺環境の確保・充実のため、市内各所に点在する湧水については、その保全・活用を図ります。	B	【再掲】みどりの基本計画策定事業	自然とふれあえる水辺空間の確保・充実のため、様々な水生生物などが生息する市内各所に点在する湧水の保全・活用を図る。	A	【再掲】みどりの基本計画策定事業	
18				荒川・新河岸川・黒目川・越戸川については、周辺の土地利用状況に応じた活用を検討します。	B	【再掲】みどりの基本計画策定事業	荒川・新河岸川・黒目川・越戸川については、水質の保全に努めながら、周辺の土地利用状況に応じた活用を検討する。	A	【再掲】みどりの基本計画策定事業	
					―	―			環境美化事業	

都市計画マスタープラン事業評価（緑・景観・環境共生分野）

進捗状況記号　A:完了　B:計画通り継続　C:改善して継続　D:中止

No.	分野の目標	方針	対象	平成27年度（当初計画の中間見直し時点）			令和6年度までの事業（計画改定時点）			進捗状況（20年の変化） （平成17年度、平成28年度、令和5年度）
				施策	達成状況	関連事業・制度名等	施策	達成状況	関連事業・制度名等	
19	ⅲ.まちの魅力を生み出す景観づくり	⑥まちのうるおいとなる景観形成	ⅰ.主要な拠点・軸の形成	キャンプ朝霞跡地や朝霞調節池などについては、市民が身近に自然に触れ、親しむ場としての利活用を図ります。	A	【再掲】景観まちづくり推進事業	基地跡地は人々が集いやすく交流ができる場として、その他の水と緑の拠点や河川は水と緑が織りなすうるおいを感じる場として、それぞれ景観形成を図る。	B	【再掲】景観まちづくり推進事業	【再掲】朝霞駅周辺エリアビジョンの各施策の進捗状況 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：8施策中6施策実施中） 【再掲】北朝霞・朝霞台駅周辺地区エリアビジョン（未来ビジョン）の策定時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和6年3月） 【再掲】無電柱化計画の策定状況 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和3年3月） 景観づくり重点地区の指定状況 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：2箇所）
					—	—		B	【再掲】基地跡地暫定利用事業	
					—	—		B	【再掲】シンボルロード管理事業	
20				朝霞駅および北朝霞・朝霞台駅周辺については、本市の玄関口にふさわしい景観形成を図り、朝霞駅南口および北口の駅前広場については、その整備とあわせ電線類の地中化を推進します。	A	【再掲】景観まちづくり推進事業	朝霞駅及び北朝霞駅・朝霞台駅周辺については、本市の玄関口にふさわしいおもてなしが感じられるにぎわいの景観形成を図り、さらに県道朝霞厩線の一部（朝霞駅南口駅前通り）は無電柱化を検討する。	B	【再掲】景観まちづくり推進事業	
					B	北朝霞地区地区計画		B	【再掲】都市計画総務事務事業 （地区計画）	
					A	朝霞駅南口周辺地区整備事業		—	—	
21				国道・県道、都市計画道路など主な幹線道路は、沿道の建築物のまちなみ形成や緑化など本市のシンボルにふさわしい魅力ある道路づくりを進めます。	B	【再掲】朝霞駅南口駅前通りアメニティロード化事業	国道、県道、都市計画道路など主な幹線道路は、地域資源を生かしたまちなみの形成や街路樹による緑の景観形成など本市のシンボルにふさわしい魅力ある道路づくりに努める。	D	【再掲】朝霞駅南口駅前通りアメニティロード化事業	
					—	—		B	【再掲】シンボルロード管理事業	
22			ⅱ.土地区画整理事業地区などの良好な市街地	土地区画整理事業等の進捗にあわせ、自然と調和し、道路などの都市基盤と建物整備が一体となった良好な市街地景観の形成を図ります。また、シンボル的な道路や眺望の優れた道路等については、電線類の地中化についても検討します。	A	【再掲】景観まちづくり推進事業	土地区画整理事業の進捗や地区計画に基づく新市街地整備などにあわせ、自然と調和し、道路などの都市基盤と建物整備が一体となった安全で快適な市街地景観の形成を図る。	B	【再掲】景観まちづくり推進事業	区画整理の実施済面積 （平成17年度：約94ha、平成28年度：34.4ha、令和5年度：14.1ha） 公共施設に係る景観の届出件数 （平成17年度：－、平成28年度：3件、令和5年度：27件）
23			ⅲ.先導的な景観づくりとしての公共施設	地域に身近な学校や公民館などの公共公益施設においては、周辺環境に馴染むような色彩や形態に配慮するとともに、敷地内の緑化や街路樹の整備等による統一観や連続性の演出を図るなど、地域の景観形成のモデルともなるように努めます。	B	営繕行政事業	地域に身近な学校や公民館などの公共公益施設の整備にあたっては、周辺環境になじむようや色彩や形態に配慮するとともに、敷地内の緑化や街路樹の整備などによる統一感や連続性の確保を図るなど、地域の景観形成のモデルになるように努める。	B	営繕行政事業	【再掲】緑被率の推移 （平成17年度：33.34%（H20）、平成28年度：36.1%（H30）、令和5年度：34.8%）
					—	—		B	【再掲】景観まちづくり推進事業	
24		⑦地域資源を生かした景観形成	ⅰ.地域に身近な資源の活用	個性あるまちなみを創出するため、緑や坂道などを活かした景観形成を図ります。	B	文化財保護普及事業	地域の特性を生かしたまちなみを創出し、誰もが住み続けたい、訪れたいと感じられるまちを目指すため、緑や坂道などを生かした景観形成を図る。	B	文化財保護普及事業	【再掲】緑被率の推移 （平成17年度：33.34%（H20）、平成28年度：36.1%（H30）、令和5年度：34.8%） 指定文化財の件数 （平成17年度：30件、平成28年度：34件、令和5年度：35件） 旧高橋家住宅の事業参加者数 （平成17年度：－、平成28年度：963人、令和5年度：495人） 旧高橋家住宅の入園者数 （平成17年度：－、平成28年度：14,161人、令和5年度：11,058人） シティ・セールスあさかの認定件数 （平成17年度：－、平成28年度：5件、令和5年度：7件）
					—	—		B	【再掲】景観まちづくり推進事業	
25				斜面林や湧水などの自然資源、川越街道膝折宿や社寺および民家や屋敷林などの文化・歴史資源は、いずれも朝霞の原風景を成す景観形成に重要な要素であることから、これらの資源の活用を検討します。	B	【再掲】文化財保護普及事業	黒目川などの河川や斜面林、湧水などの自然資源、川越街道膝折宿、社寺、民家や屋敷林などの文化・歴史資源は、いずれも朝霞の原風景を残しており、景観形成において重要な要素であることから、これらの活用を検討する。	B	【再掲】文化財保護普及事業	
					—	—		B	【再掲】黒目川桜並木管理事業	
26				整備された柊塚古墳歴史広場とともに、旧高橋家住宅等の既に計画されている歴史資源の整備・活用を推進します。	B	旧高橋家住宅管理運営事業	整備された柊塚古墳歴史広場、旧高橋家住宅など歴史資源の活用を図る。	B	旧高橋家住宅管理運営事業	
					B	【再掲】文化財保護普及事業		B	【再掲】文化財保護普及事業	
					B	指定文化財等保護管理事業		B	指定文化財等保護管理事業	
27				残存する伸銅工業施設など、地場産業の発祥としての歴史を継承する建築物等については、所有者の意向等をふまえつつ、まちづくり資源としての保護・活用等を検討します。	B	【再掲】指定文化財等保護管理事業	残存する伸銅工業施設など、地場産業の発祥としての歴史を継承する建築物などについては、所有者の意向などをふまえつつ、景観形成におけるまちづくり資源として保護・活用などを検討する。	B	【再掲】指定文化財等保護管理事業	
28				—	—	—	「シティ・セールス朝霞ブランド」に認定できるような地域資源を発掘するほか、新たな地域資源を創出し、シティ・セールスの一環として活用を図る。	B	シティ・プロモーション事業	
29			ⅱ.市民参加による景観づくり	—	—	—	朝霞市景観計画に基づき、届出制度の活用による周辺の景観を大きく阻害しない施設づくりの誘導や、地域の特性を生かした協働による景観づくりを推進する。	B	【再掲】景観まちづくり推進事業	【再掲】建築協定の締結の累計件数 （平成17年度：0件、平成28年度：1件、令和5年度：1件） 【再掲】景観協定の締結の累計件数 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：1件） 景観の届け出累計件数 （平成17年度：－、平成28年度：44件、令和5年度：1,198件）
					—	—			【再掲】建築行政事業	
30				生活に最も身近な空間となる住宅地においては、生垣助成等の充実検討や、地域住民の合意形成のもと、緑化やまちなみ形成に関わるルールづくりへの支援により、潤いと落ち着きのある良好な景観を誘導します。	A	【再掲】景観まちづくり推進事業	生活に最も身近な空間となる宅地においては、地域住民の合意形成のもと、緑化やまちなみ形成に関わるルールづくりへの支援により、安全で快適な住み心地の良い景観づくりを誘導する。	B	【再掲】景観まちづくり推進事業	
					B	【再掲】緑化推進事業		B	【再掲】緑化推進事業	
31				商店街や工業地周辺においては、商店街内の道路や工業施設周辺の緑化支援などを充実し、緑と花による演出を図ります。	B	【再掲】花と緑のまちづくり事業	商店街や工業地周辺においても、道路や工業施設周辺の緑化支援を充実するなど、地域に関わる人々の協働による景観づくりを継続することで、誰もが愛着を感じられるまちを目指す。	B	【再掲】花と緑のまちづくり事業	
32	ⅳ.循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり	⑧環境に配慮した施設などの整備	—	地球環境への関心の高まりをふまえ、環境共生住宅や省エネルギー住宅等の整備のあり方について検討します。	B	太陽光システム設置費補助事業	地球環境への関心の高まりをふまえ、環境共生住宅や省エネルギー住宅などの整備のあり方や、環境へ負荷の少ない自然再生エネルギー利用などについて検討を進める。	B	太陽光システム設置費補助事業	長期優良住宅の認定累計件数 （平成17年度：－、平成28年度：235件、令和5年度：553件） 低炭素建築物の認定建築の累計件数 （平成17年度：－、平成28年度：53件、令和5年度：130件） 建築物省エネ法の認定の累計件数 （平成17年度：－、平成28年度：0件、令和5年度：2件） 公共施設の事業活動で発生する温室効果ガスの集計結果 （平成17年度：12,791,449kg-Co2、平成28年度：16,139,137kg-Co2、令和5年度：集計中） 朝霞市創エネ・省エネ設備設置費補助金交付の累計件数 （平成17年度：107件、平成28年度：848件、令和5年度：1,215件） 建築リサイクル法の届け出累計件数 （平成17年度：285件、平成28年度：1,283件、令和5年度：2,020件）
					B	公害防止環境調査事業		B	公害防止環境調査事業	
					B	環境施策の推進に係る協働体制確立事業		B	環境施策の推進に係る協働体制確立事業	
					B	環境意識啓発事業		B	環境意識啓発事業	
					—	—		B	【再掲】地球温暖化対策推進事業	
33				—	—	—	環境にやさしいまちづくりに向けた活動を促進するための情報提供や支援の充実を進める。	B	再生可能エネルギー普及推進事業	
34				一定規模以上の建設工事の実施に当たっての分別解体等および再資源化など、建設工事に係るリサイクルを一層促進します。	B	環境美化事業	一定規模以上の建設工事の実施に当たっての分別解体及び再資源化など、建設工事に係るリサイクルなど環境に配慮した取り組みを一層促進する。	B	【再掲】環境美化事業	
35				地産地消の効果や、適切な森林の保全・整備による災害の防止、水資源の確保など森林のもつ公益的機能の向上、木材の再利用による循環型社会の構築などの観点から、埼玉県が公共施設の木造・内装木質化および県産木材の利用拡大を促進していることを踏まえ、本市においてもその促進を検討します。	B	建築協定啓発事業	地産地消の効果や、適切な森林の安全・整備による災害の防止、水資源の確保など森林のもつ公益的機能の向上、木材の再利用による循環型社会の構築などの観点から、埼玉県が公共施設の木造・内装木質化及び県産木材の利用拡大を促進していることから、本市においても検討を進める。	B	【再掲】建築行政事業 （建築協定啓発事業）	
					—	—		B	【再掲】営繕行政事業	
36		⑨雨水流出抑制の推進	—	健全な水循環の維持や再構築のため、道路改修や整備における透水性舗装や、公共施設をはじめとする雨水浸透ますの設置、地下水のかん養（水が自然にしみこむこと。）を図るための貯留施設や浸透施設等の普及など、まちづくりにおける一体的な促進を検討します。	B	周辺環境対策事業	健全な水循環の維持や再構築のため、道路改修や整備における透水性舗装や、公共施設をはじめとする雨水浸透ますの設置や、地下水のかん養を図るための浸水施設などの普及など、まちづくりにおける一体的な対策を図る。	B	周辺環境対策事業	【再掲】開発条例協議書締結の累計件数 （平成17年度：－、平成28年度：394件、令和5年度：675件）
					—	—		B	水路改修事業	
					—	—		B	水路管理事業	
37				—	—	—	500㎡を超える開発事業に対して、雨水の浸透または貯留施設の設置を指導し、また住宅の新築や建て替えにおいても浸透ますの設置をお願いするなど、雨水の流出抑制に努める。	B	【再掲】開発許可等指導事業	

都市計画マスタープラン事業評価（市街地整備分野）

進捗状況記号　A:完了　B:計画通り継続　C:改善して継続　D:中止

No.	分野の目標	方針	対象	平成27年度（当初計画の中間見直し時点）			令和6年度までの事業（計画改定時点）			進捗状況（20年の変化） （平成17年度、平成28年度、令和5年度）
				施策	達成状況	関連事業・制度名等	施策	達成状況	関連事業・制度名等	
1	ⅰ.特性に応じた市街地づくり	①土地区画整理事業を実施している地区	—	現在実施している土地区画整理事業地区については、道路や公園などの都市基盤が整備された良好な市街地の形成を目指し、引き続き当該事業を推進します。	B	根岸台五丁目土地区画整理推進事業	現在実施している土地区画整理事業地区については、引き続き当該事業を推進し、道路や公園などの都市基盤が整備された良好な市街地の形成を目指す。	A	根岸台五丁目土地区画整理事業 （組合施行）	完了した土地区画整理事業（換地処分） （平成17年度：北朝霞（昭和49年8月）・越戸（平成9年2月）・本町一丁目（平成11年8月）・広沢（平成18年3月）、平成28年度：向山（平成20年7月）、令和5年度：岡一丁目（平成30年3月）・根岸台五丁目（平成31年3月）・宮戸二丁目（令和2年7月）） あずま南土地区画整理事業の事業認可時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和4年9月）
					A	向山土地区画整理推進事業		A	岡一丁目土地区画整理事業 （個人施行）	
					A	広沢土地区画整理事業		A	宮戸二丁目土地区画整理事業 （組合施行）	
					—	—		B	あずま南地区土地区画整理推進事業	
2		②土地区画整理事業の完了地区	—	土地区画整理事業の実施により、道路や公園などの都市基盤の整備が行われた地区については、基盤整備による土地利用の質の向上を維持し、より高めていくため、建て詰まり（建物が密集した状態）の防止、建築物の形態、規模や用途の混在の程度を適切にコントロールして良好な居住環境を維持・創出します。	B	北朝霞土地区画整理事業	土地区画整理事業の実施により、道路や公園などの都市基盤整備が行われた地区については、建て詰まり（建物が密着した状態）の防止、建築物の形態、規模や用途の混在程度を適切にコントロールして良好な居住環境を維持・創出する。	A	北朝霞土地区画整理事業	土地区画整理事業実施済み件数 （平成17年度：3件、平成28年度：5件、令和5年度：8件）
					—	—		B	【再掲】都市計画総務事務事業	
					—	—		B	【再掲】建築行政事業	
3		③基盤整備の検討地区	—	狭あい道路（幅員4m未満）が多く、道路や公園などの都市基盤の不足が見られ、木造住宅などが密集する地区については、震災時などにおける防災機能の向上や居住環境の改善を図る必要があります。	B	都市計画許可事業	狭あい道路が多く、道路や公園などの都市基盤の不足が見られる地区や、木造住宅、老朽住宅などが密集する朝霞駅周辺や朝志ヶ丘地区、三原地区などについては、震災時などにおける防災機能の向上や居住環境の改善を図る必要がある。	B	【再掲】開発許可等指導事業 （都市計画許可事業）	立地適正化計画の策定時期（住宅密集市街地の掲載） （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和5年3月） 耐震補助金交付累計件数 （平成17年度：57件、平成28年度：364件、令和5年度：420件） 積水リードタウンの開発時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：平成30年2月、平成31年4月、令和元年10月）
					—	—		B	安全なまちづくり推進検討事業	
4			—	敷地・建物の共同化や既存住宅の耐震化などを促進するとともに、道路や公園などのオープンスペース（空地）の確保を図り、その段階的な整備により住環境の改善・向上を進めます。	B	【再掲】安全なまちづくり推進事業	敷地・建物の共同化や既存建築物の耐震化などを促進するとともに、道路や公園などのオープンスペース（空地）の確保を図り、その段階的な整備により住環境の改善・向上に努める。	B	【再掲】安全なまちづくり推進検討事業	
					—	—		B	建築物耐震化促進事業	
5				根岸台３丁目の大規模工場跡地周辺や大字台地内の東地区の一部のように、今後地域の活性化などに資することが期待される地区については、土地区画整理事業などによる都市基盤整備を検討する。	B	【再掲】事業用地維持管理事業	根岸台３丁目の大規模工場跡地周辺や大字台地内の東地区の一部のように、今後地域の活性化などに資することが期待される地区については、土地区画整理事業などによる都市基盤整備を検討する。	B	【再掲】事業用地維持管理事業	
					—	—		B	【再掲】あずま南地区土地区画整理推進事業	
6		④地域にふさわしいまちづくりに向けた活動の推進	—	—	—	—	住民が主体的にまちづくりのルールを決めることができる地区計画や建築協定などの活用を促進することで、住環境の向上や商業空間におけるにぎわいの創出を図るとともに、地域特性に応じたまちづくりを進める。	B	【再掲】都市計画総務事務事業	地区計画の地区数 （平成17年度：1箇所、平成28年度：7箇所、令和5年度：12箇所） 空家等対策計画の策定時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和6年2月） マンション管理適正化推進計画の策定時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和6年2月）
7				—	—	—	今後増加が懸念されている空き家等や老朽マンションなどについて、実情をふまえ、除却や利活用、管理の適正化などの対策を促進する。	B	空き家対策事業	
8	ⅱ.上水道の整備・充実	⑤安全・安心な水の供給	—	既存水源の有効活用、浄水施設・配水管路等の適切な維持・管理とともに、災害時対応をふまえた配水管の耐震性向上を図ります。災害時に備え、浄水場など施設の耐震性向上や、市内にある東京都朝霞浄水場との連携についても検討を進めます。災害時の飲料水等確保の観点から、井戸や地下水を使用している事業者・所有者等に対する協力が得られるための協定等の整備を進めます。	B	浄水場維持管理事業	水道施設の耐震化や老朽施設の更新を推進し、安全・安心な水の安定供給に努める。災害時の給水を確保するため、応急給水所の整備とともに、埼玉県や市内にある東京都朝霞浄水場との連携を図る。	B	水道施設耐震化・老朽管更新事業 （水道施設耐震化事業） （水道管水圧不足改善事業） （老朽管更新事業） （私道給水管布設替整備補助事業） （私道老朽管布設替整備費補助事業）	上水道施設耐震化率 （平成17年度：－、平成28年度：42.3%、令和5年度：56.3%） 上水道老朽管の整備延長 （平成17年度：2,090.8m、平成28年度：5,354.04m、令和5年度：5,008.2m）
					B	導水管・配水管・給水管消火栓維持管理事業		B	導水管・配水管・給水管維持管理事業 （導水管・配水管・給水管消火栓維持管理事業）	
					B	水道施設耐震化事業		B	水道事業健全運営事業	
					B	私道給水管布設替整備費補助事業		B	水道料金収納検針事業	
					B	私道老朽管布設替整備費補助事業		B	応急給水施設資機材拡充事業	
					B	老朽管更新事業		B	漏水調査事業	
					B	水道管水圧不足改善事業				
					—	—				
9		⑥水道事業の健全運営	—	—	—	—	給水量の減少傾向が引き続き見込まれることから、浄水場など施設規模の適正化を図り、将来の更新費や維持管理費を縮減し、水道事業の健全な運営に努める。	B	【再掲】水道事業健全運営事業	水道事業基本計画の策定時期 （平成17年度：－、平成28年度：平成24年3月、令和5年度：－）
					—	—		B	貯蔵品及び水道メーター定期交換維持管理事業	
					—	—		B	浄水場施設等更新事業	
					—	—		B	給水審査事務事業	
10	ⅲ.公共下水道の整備	⑦汚水排水施設の整備	—	下水道は、汚水の排除や公共用水域の水質保全、衛生的な環境の維持、健全な水循環の確保など多くの役割を担っています。今後も、市街化の動向および都市基盤の整備状況との整合を十分に図るとともに、河川改修と整合を図りながら、下水道の未整備地域および浸水被害の多発している地区における排水施設等の整備を図ります。	B	汚水管建設事業	旧暫定逆線引き地区の汚水管整備を行うなど、市街化の動向及び都市基盤の整備状況との整合を図りながら公共下水道の整備を進めるほか、汚水管、仲町ポンプ場などの下水道施設の適切な維持管理に努める。	B	汚水整備事業	仲町ポンプ場の耐震化の状況 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：仲町中継ポンプ場耐震補強工事（令和2年）） 私道給水管布設替整備費補助金件数 （平成17年度：7件、平成28年度：9件、令和5年度：4件） 私道老朽管布設替整備費補助金件数 （平成17年度：－、平成28年度：5件、令和5年度：1件）
					B	下水道維持管理事業		B	下水道維持管理事業	
					—	—		B	汚水管建設事業	
11			—	下水道の利用できる区域における水洗便所への改造費用に対する融資あっせんや、私道排水設備工事に対する補助金の交付など、下水道の普及に対する取り組みを進めます。	B	私道排水設備工事助成事業	下水道の利用できる区域における水洗便所への改造費用に対する融資斡旋や、私道排水設備工事に対する補助金の交付など、公共下水道の普及に対する取組を進める。	B	【再掲】汚水整備事業 （私道排水設備工事助成事業）	
					B	合併処理浄化槽設置促進事業		B	環境情報収集及び公害監視事業 （合併処理浄化槽設置促進事業）	
12		⑧雨水浸水対策の推進	—	—	—	—	近年多発するゲリラ豪雨などによる浸水対策として、雨水幹線の整備や雨水流出抑制を推進する。	B	【再掲】雨水整備事業	【再掲】私道給水管布設替整備費補助金件数 （平成17年度：7件、平成28年度：9件、令和5年度：4件） 【再掲】私道老朽管布設替整備費補助金件数 （平成17年度：－、平成28年度：5件、令和5年度：1件）
								B	【再掲】水路改修事業	
13			—	—	—	—	雨水管、排水機場などの下水道施設の適切な維持管理に努める。	B	排水機場維持管理事業	排水機場維持管理状況 （平成17年度：3箇所、平成28年度：3箇所、令和5年度：3箇所）
					—	—		B	下水道運営事業	
					—	—		B	【再掲】下水道維持管理事業	

都市計画マスタープラン事業評価（安全・安心分野）

進捗状況記号　A:完了　B:計画通り継続　C:改善して継続　D:中止

No.	分野の目標	方針	対象	平成27年度（当初計画の中間見直し時点）			令和6年度までの事業（計画改定時点）			進捗状況（20年の変化） （平成17年度、平成28年度、令和5年度）
				施策	達成状況	関連事業・制度名等	施策	達成状況	関連事業・制度名等	
1	i.災害や犯罪に強いまちづくり	①災害（地震・火災・水害）に強いまちづくり	i.市街地における防災性の向上	木造住宅や狭小住宅が密集している地域については、未接道な（建築基準法上の道路に接していない）住宅地、狭あい道路（幅員4m未満）や行き止まり道路が多く、公園などのオープンスペース（空地）が確保されていないことから、ミニ区画整理事業（比較的小規模な地区における土地区画整理事業）や地区計画等により建築物の不燃化、耐震化、共同化等を促進するとともに、あわせて道路、公園等の都市基盤の整備を地区特性に応じて推進し、総合的な住環境の改善や災害に強い市街地の形成を図ります。 幹線道路、公園・緑地、河川、鉄道は、延焼遮断（市街地を区切り火災の延焼拡大を防止する。）帯としての機能を有するため、これらのネットワーク形成の整備・充実について検討します。	B	建築物耐震化促進事業	朝霞駅周辺や朝志ヶ丘地区、三原地区などの木造住宅や狭小住宅が密集している地域については、道路に接していない住宅地、狭あい道路や行き止まり道路が多く、公園などのオープンスペース（空地）が確保されていないことから、比較的小規模な地区における土地区画整理事業、防火地域・準防火地域の指定、地区計画制度などにより、建築物の不燃化、耐震化、共同化などを促進するとともに、地区の特性に応じて道路、公園などの都市基盤の整備を推進し、総合的な住環境の改善や災害に強い市街地の形成を図る。	B	【再掲】建築物耐震化促進事業	立地適正化計画の策定時期（防災指針の掲載） （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和5年3月）
					B	建築行政事業災害活動事業			B	災害活動事業 （建築行政事業災害活動事業）	
					B	【再掲】安全なまちづくり推進事業			B	【再掲】安全なまちづくり推進検討事業	
					B	【再掲】緑化推進事業			B	【再掲】緑化推進事業	
					A	危険地域調査事業			B	【再掲】建築行政事業	
2			ii.商業業務地における不燃化の促進	鉄道駅周辺の比較的建物密度の高い市街地や主要幹線道路の沿道地域においては、防火地域・準防火地域の指定を検討し、建築物の不燃化を促進するとともに、市街地の安全性を高めます。	B	【再掲】安全なまちづくり推進事業	鉄道駅周辺の比較的建物密度の高い市街地や主要幹線道路の沿道地域においては、防火地域・準防火地域の指定を検討し、建築物の不燃化を促進するとともに、市街地の安全性を高める。	B	【再掲】安全なまちづくり推進検討事業	【再掲】立地適正化計画の策定時期（防災指針の掲載） （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和5年3月）
3			iii.水害に強いまちづくり	家屋浸水や道路冠水等の解消を図るため、雨水・排水施設、水路等の計画的な整備を進め、雨水処理機能を高めます。	B	水路改修事業	集中豪雨などによる家屋浸水や道路冠水の軽減を図るため、雨水排水施設、水路などの計画的な整備を進め、雨水処理機能を高める。	B	【再掲】水路改修事業	【再掲】開発条例協議書締結の累計件数 （平成17年度：－、平成28年度：394件、令和5年度：675件） 排水機場の整備状況 （平成17年度：3箇所、平成28年度：3箇所、令和5年度：3箇所） 排水機場の排水の累計力量 （平成17年度：5.8㎥/秒、平成28年度：5.8㎥/秒、令和5年度：5.8㎥/秒）
					B	雨水幹線等整備事業			B	【再掲】雨水整備事業 （雨水幹線等整備事業） （緊急雨水対策事業）	
					B	緊急雨水対策事業					
					B	排水機場維持管理事業			B	【再掲】排水機場維持管理事業	
4				道路や公共施設においては、透水性舗装、雨水浸透ますの設置を推進し、開発に際しては調整池などの雨水流出抑制施設の設置を誘導するとともに、住宅地における緑化や雨水浸透ますの設置等の促進、保水・遊水機能を有する農地・樹林地の維持・保全などにより総合的な治水対策を図ります。	B	【再掲】雨水幹線等整備事業	道路や公共施設においては、透水性舗装、雨水浸透ますの設置を推進し、開発事業などに際しては雨水貯留槽などの雨水流出抑制施設の設置を指導するとともに、住宅地や事業所における緑化や雨水浸透ますの設置などの促進、保水・遊水機能を有する農地・樹林地の維持・保全などにより総合的な治水対策を図る。	B	【再掲】雨水整備事業 （雨水幹線等整備事業）	
					—	—			B	【再掲】建築行政事業	
					—	—			B	【再掲】水路改修事業	
					—	—			B	【再掲】水路管理事業	
5				存続する水路については、周辺の土地利用状況や求められる機能等を勘案し、必要な整備を計画的に促進するとともに、浸水防除の機能向上を図ります。	B	【再掲】水路管理事業	存続する水路については、周辺の土地利用状況や求められる機能などを勘案し、必要な整備を計画的に促進するとともに、浸水防除機能の向上を図る。	B	【再掲】水路管理事業	
6			iv.ライフライン施設の安全性の向上	都市生活を維持する上で不可欠な上・下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設の耐震化により、災害時でも供給が出来るよう安全性・信頼性の向上を促進します。	B	【再掲】水道施設耐震化事業	都市生活を維持する上で不可欠な上・下水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設の耐震化により、災害時でも供給ができるよう安全性・信頼性の向上を促進する。	B	【再掲】水道施設耐震化・老朽管更新事業 （水道施設耐震化事業）	公共施設等マネジメント実施計画の策定時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和3年2月） 学校長寿命化基本方針の策定時期 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和2年3月）
					B	【再掲】導水管・配水管・給水管・消火栓維持管理事業			B	【再掲】導水管・配水管・給水管維持管理事業 （導水管・配水管・給水管・消火栓維持管理事業） （私道老朽管布設整備費補助事業）	
					B	【再掲】私道老朽管布設整備費補助事業			B	下水道維持管理事業	
					—	—			B	【再掲】雨水整備事業	
					—	—			B	【再掲】汚水整備事業	
					—	—			B	ポンプ場耐震化事業	
					—	—			B	【再掲】防災対策事業	
7				—	—	—	既存の公共施設については、維持費とともに環境への配慮も含め、できるだけ長期にわたって活用できるように計画的に適切な維持・管理を推進する。	B	【再掲】営繕行政事業	
8				—	—	—	統廃合などにより使われなくなった施設については、地域の実情にあわせて新たな活用方策を検討し、地域の活性化などに努める。	B	【再掲】営繕行政事業	
9			V.自主防災組織等の整備 （中間見直しで項目削除）	地域における防災活動の推進を図るため、自治会等を単位に自主防災組織の結成を促進します。また市民一人ひとりの参加意識の向上が重要であることから、自主防災活動の重要性や役割を啓発するとともに、災害時の受け入れ態勢の整備などボランティア活動の環境整備、ボランティアの育成、普及を図ります。	B	防災啓発事業	—	—	—	—
10		②避難場所・避難道路の確保	i.避難場所等の確保	朝霞市地域防災計画に基づき避難場所として指定されている市内の学校、公民館、保育園、公園等については、防災備蓄倉庫等の整備や耐震診断等の調査実施と、その結果に基づく改修を進め、施設の耐震対策を計画的に推進します。	B	災害予防対策・活動事業	朝霞市地域防災計画に基づき避難場所として指定されている市内の学校、公民館、保育園、公園などについては、耐震診断などの調査を実施し、その結果に基づく耐震化対策やバリアフリー化を進め、誰もが安全に避難できる場所としての機能確保を計画的に推進する。	B	地域防災推進事業 （災害予防対策・活動事業）	地域防災計画の策定時期 （平成17年度：平成13年12月、平成28年度：平成28年3月、令和5年度：令和5年3月） 朝霞市指定避難場所の耐震化累計箇所 （平成17年度：－、平成28年度：39箇所、令和5年度：39箇所） 自主防災組織数 （平成17年度：19組織、平成28年度：45組織、令和5年度：49組織）
					B	防災対策事業			B	防災対策事業	
					B	災害活動事業			B	災害活動事業	
					A	危険地域調査事業			B	落橋防止対策事業	
					B	落橋防止対策事業			—	—	
11				市民センターなど、新たな避難場所の指定についても検討を進めるとともに、帰宅困難者のための一時避難空間の確保、公園・緑地などについては自主防災活動の拠点（地域コミュニティ強化拠点）・避難地など多様な機能をもつオープンスペース（空地）としての整備を促進します。また、今後、市街地の広がりや災害危険性の変化などに伴い、随時、適切な避難場所の確保に努めます。	A	小学校耐震化事業	帰宅困難者のための一時滞在施設の確保、公園、緑地などについては、自主防災活動の拠点（地域コミュニティ強化拠点）など多様な機能をもつオープンスペース（空地）としての整備を推進する。	A	小学校耐震化事業	
					A	中学校耐震化事業			A	中学校耐震化事業	
					—	—			B	【再掲】防災対策事業	
12				キャンプ朝霞跡地については、避難地としての空地の確保など防災にも配慮した多面的活用の検討に努めます。	B	防災対策事業	基地跡地については、災害時の防災拠点として、避難地としての空地の確保などにより、防災にも配慮した多面的活用を検討する。	B	【再掲】基地跡地暫定利用事業	
13			ii.避難道路の確保	災害時において、地域住民が徒歩で安全に避難場所に到達できる道路や、生活物資・復旧物資の輸送路である緊急輸送道路、消防自動車が進入できない消防活動の困難な区域の解消を図るための道路の一体的な整備推進を検討します。今後の宅地開発に際して、消防活動・避難活動に配慮した生活道路が整備されるよう指導を行います。災害時の避難路として想定される広幅員道路については、街路樹や植栽帯を設け防災機能を持たせるとともに、緩衝緑地等の防災緑地の整備に努めます。	B	生産緑地管理事業	災害時において、地域住民が徒歩で安全に避難場所に到達できる道路、生活物資・復旧物資の輸送路である緊急輸送道路、消防自動車が進入できない消防活動の困難な区域の解消を図るための道路の一体的な整備推進を検討する。	B	【再掲】防災対策事業	【再掲】立地適正化計画の策定 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：令和5年3月） 【再掲】街路樹の本数 （平成17年度：－、平成28年度：1,422本、令和5年度：1,422本）
14					—	—	今後の開発事業などに際して、消防活動・避難活動に配慮した生活道路が整備されるよう指導を行う。	B	【再掲】建築行政事業	
15					—	—	災害時の避難路として想定される広幅員道路については、街路樹や植栽体を設け防災機能を持たせるとともに、緩衝緑地などの防災緑地の整備に努める。	B	【再掲】生産緑地管理事業	
16				—	—	—	高齢者・障害のある人など全ての人が円滑に避難できるように、十分な幅員の確保や段差の解消などに配慮した安全な歩行者空間を確保する。	B	【再掲】歩道整備事業	
17		③市街地における防犯機能の向上	—	犯罪の起きる環境（状況）に着目し、道路・公園等の公共空間における適正な夜間照明の確保・充実などにより犯罪の誘発要因を取り除き、安全・安心な環境づくりを進めます。	B	防犯対策推進事業	犯罪の起きる環境（状況）に着目し、道路・公園などの公共空間における適正な夜間照明の確保・充実などにより犯罪の誘発要因を取り除き、安全・安心な環境づくりを進める。	B	防犯対策推進事業	道路照明灯の累計本数 （平成17年度：－、平成28年度：3,659本、令和5年度：4,611本（令和4年度末時点）） 防犯パトロールの実施回数 （平成17年度：399回、平成28年度：307回、令和5年度：243回）
					—	—		B	【再掲】公園施設改修事業	
					—	—		B	【再掲】児童遊園改修事業	
					—	—		B	【再掲】道路照明灯整備事業	

進捗状況記号　A:完了　B:計画通り継続　C:改善して継続　D:中止

No.	分野の目標	方針	対象	平成27年度（当初計画の中間見直し時点）			令和6年度までの事業（計画改定時点）			進捗状況（20年の変化） （平成17年度、平成28年度、令和5年度）
				施策	達成状況	関連事業・制度名等	施策	達成状況	関連事業・制度名等	
18	i.災害や犯罪に強いまちづくり（前頁から続き）	③市街地における防犯機能の向上（前頁から続き）	—	道路や公園等の整備に際しては、見通しを良くするなど周辺建物との配置の関係を考慮し、犯防の視点を計画段階から取り入れた整備を進めます。	B	【再掲】防犯対策推進事業	道路や公園などの整備に際しては、見通しをよくするなど周辺建物や植栽の配置を考慮し、防犯の視点を計画段階から取り入れた整備を進める。	B	【再掲】防犯対策推進事業	前頁に同じ
					—	—		B	【再掲】公園施設改修事業	
					—	—		B	【再掲】児童遊園改修事業	
19			—	防犯対策については、地域住民の防犯意識の向上が重要であることから、防犯パトロール隊等の組織の育成や、建物やまちなみへの配慮など、防犯に留意したまちづくりに向けての普及啓発活動に努めます。	B	【再掲】防犯対策推進事業	防犯対策については、地域住民の防犯意識の向上が重要であることから、自主防犯パトロール隊などの組織の育成や、建物の配置やまちなみへの配慮など、防犯に留意したまちづくりに向けての普及啓発活動に努める。	B	【再掲】防犯対策推進事業	
20			—	—	—	—	高齢化、核家族化の進展に伴い管理不全な空き家等が増加する傾向にあり、不審者の侵入や放火などの犯罪の温床となるおそれがあることから、市民が安心して生活できる環境を確保するための管理不全の防止に努める。	B	【再掲】空き家対策事業	
21	ii.全ての人にやさしいまちづくり	④利便性の高い「歩いて暮らせる」生活環境整備	—	居住・就業機能のみならず、商業・行政・医療・福祉・教育・娯楽等の多様な機能集積に資する土地利用を計画的に配置・誘導し、また、鉄道やバス等の公共交通機関の利用促進や利便性の向上を図り、過度に自動車に依存することなく日常の生活活動が比較的狭いより身近なところで可能となる小規模でも充実した市街地の形成を目指します。	B	センター児童館整備事業	商業・行政・医療・福祉・教育・文化などの日常生活に資する多様な都市機能を計画的に集積し、また、これらの拠点へのアクセスとして、鉄道やバスなどの公共交通機関の利用促進や利便性向上を図ることで、角に自動車に依存することなく、子ども、高齢者、障がいのある人など誰もが身近な地域で日常生活に必要な買い物やサービスを安心して受けられるように、小規模でも充実した市街地の形成を目指す。	A	センター児童館整備事業	市内循環バスの利用者数 （平成17年度：258,583人、平成28年度：400,135人、令和5年度：386,520人） 【再掲】官民連携まちなか再生推進事業の実施状況 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：朝霞駅周辺地区、北朝霞・朝霞台駅周辺地区）
					A	第四小学校改築事業		B	【再掲】交通施策推進事業	
					A	第五小学校改築事業		C	【再掲】市内循環バス運営事業	
22			—	—	—	—	都市機能が集約した拠点やその周辺において開催されるイベントなどへの様々な世代・立場の市民の参加を促進することで、多様な主体が協働して全ての人にやさしいまちづくりを図る。	B	【再掲】都市計画総務事務事業	
23		⑤身近な生活空間のユニバーサルデザイン化の推進	i.安心・快適に生活できる環境づくり	高齢者・障害者に限定せず、すべての人が円滑に移動できるよう、利便性および安全性に配慮した公共交通機関・施設の整備を促進するとともに、十分な幅員の確保や段差の解消等に配慮した安全な歩行者空間の確保に努めます。	B	高齢者バス・鉄道共通カード事業	高齢者・障害のある人に限定せず、全ての人が円滑に移動できるよう、利便性及び安全性に配慮した公共交通機関・施設の整備を促進するとともに、十分な幅員の確保や段差の解消、点字ブロックの配置などに配慮した安全な歩行者空間の確保に努める。	B	高齢者バス・鉄道共通カード事業	朝霞市道の延長 （平成17年度：239,440m、平成28年度：248,365m、令和5年度：253,994m） 朝霞市障害者プランの見直し累計回数 （平成17年度：1回、平成28年度：10回、令和5年度：18回）
					—	—		B	【再掲】歩道整備事業	
24				埼玉県福祉のまちづくり条例や朝霞市福祉のまちづくり基本方針に基づき、道路、公園、病院・福祉施設・商業施設・マンション・学校等、多くの人が利用する建築物のユニバーサル（誰もが快適に利用できる）デザイン化（例えば車椅子・ベビーカー利用者等でも移動できる空間の整備、玄関・廊下などの段差解消や、誘導用ブロックの設置等。）を図り、不特定多数の利用者に配慮された施設利用の円滑化を促進します。	B	スポーツ施設改修事業	埼玉県福祉のまちづくり条例や朝霞市福祉のまちづくり基本方針に基づき、道路、公園、病院・福祉施設、商業業務施設、マンション、学校など、多くの人が利用する建築物のユニバーサルデザイン化を図り、不特定多数の利用者に配慮された施設利用の円滑化を促進する。	B	スポーツ施設改修事業	
					—	—		B	【再掲】営繕行政事業	
					—	—		B	【再掲】建築行政事業	
25				ハード面のユニバーサルデザイン化とあわせ、福祉施策との連携といったソフト面の充実を図り、すべての人が安心・快適に生活できる環境づくりや、より使いやすく利用できるためのサービス充実のための啓発を進めます。	B	営繕行政事業	ハード面のユニバーサルデザイン化とあわせ、福祉施策との連携といったソフト面の充実を図り、全ての人が安心・快適に生活できる環境づくりや、より使いやすく利用できるためのサービス充実のための啓発を進める。	B	【再掲】営繕行政事業	
26			ii.公共施設等の整備	—	—	—	スポーツ施設などの修繕や大規模改修を計画的に進めるとともに、ユニバーサルデザインなど誰もが安心して利用できる施設づくりを推進する。	B	【再掲】営繕行政事業	福祉のまちづくり条例が適合されている公共施設数 （平成17年度：－、平成28年度：28箇所、令和5年度：19箇所） 公共施設等マネジメント実施計画に沿った改修の累計回数 （平成17年度：－、平成28年度：－、令和5年度：10回）
27				—	—	—	コミュニティ施設については、朝霞市公共施設等総合管理計画に従い適切な施設の改修を行う。	B	【再掲】営繕行政事業	
28				—	—	—	ごみ処理施設については、新たな施設の建設に向けて、計画的な施設整備を推進する。		朝霞和光資源循環組合負担事業	
29		⑥ライフステージにあわせた住環境形成	—	市民が多様な生活様式に応じて住宅を選択できるよう、必要な支援策を検討します。	B	市営住宅事業	市民が多様な生活様式に応じて住宅を選択できるよう必要な支援策を検討する。	B	住宅政策事業 （市営住宅事業）	市営住宅借り上げ戸数 （平成17年度：50戸、平成28年度：50戸、令和5年度：50戸） 空き家相談対応累計件数 （平成17年度：－、平成28年度：128件、令和5年度：357件） 高齢者住宅の戸数 （平成17年度：21戸、平成28年度：21戸、令和5年度：21戸）
30				—	—	—	周辺住民の生活環境を悪化させる恐れのある空き家等の発生を防止するよう努める。	B	【再掲】空き家対策事業	
31				—	—	—	空き家等の活用を促進するための情報提供や利活用の在り方について検討する。	B	【再掲】空き家対策事業	
32				入居が敬遠されがちな高齢者等の居住の安定を確保するため、優良な賃貸住宅の整備や円滑な入居に向けた環境の整備を促進します。	B	高齢者住宅支援事業	入居が敬遠されがちな高齢者などの居住の安定を確保するため、優良な賃貸住宅の整備や円滑な入居に向けた環境の整備を促進する。	B	高齢者住宅支援事業	
33				高齢者・障害者等の自立や介護に対応した住宅の普及を促進し、加齢等によって身体機能が低下したり、障害が生じたりした場合においても住み慣れた住宅で暮らし続けることができるようユニバーサルデザイン（誰もが快適に利用できるデザイン）化などへの支援体制の充実を図ります。	B	【再掲】高齢者住宅支援事業	高齢者・障害のある人などの自立や介護に対応した住宅の普及を促進し、加齢などによって身体機能が低下したり、障害が生じたりした場合においても住み慣れた住宅で暮らし続けることができるようユニバーサルデザイン化などへの支援体制の充実を図る。	B	【再掲】高齢者住宅支援事業	
34				公営住宅については、住宅に困窮する市民の他、特に高齢者や低所得者に向けた住戸の供給の充実を検討します。	B	【再掲】市営住宅事業	公営住宅については、住宅に困窮する市民のほか、特に高齢者や低所得者に向け、市が借り上げた公営住宅の提供を行うとともに、適切な維持管理に努める。	B	【再掲】住宅政策事業 （市営住宅事業）	
					—	—		B	【再掲】高齢者住宅支援事業	
35				—	—	—	市が借り上げた公営住宅の借上げ期間が平成36年４月までとなっていることから、借上げ期間満了後の公営住宅のあり方について、検討を進める。	B	【再掲】住宅政策事業	

①良好な住環境の維持・向上が求められている

- 住環境に関連する項目の「子育て支援・青少年育成」「高齢者支援」「生活」「上下水道整備」は、満足度とともに重要度も高く、取組の継続が求められている。
- 平成20年以降、本市は人口社会増の傾向にあり、特に平成29年～令和2年の4年間で、1,000人以上の社会増が継続しており、転入人口等の定住を図るため、充実した住宅の供給や良好な住環境の維持・向上が必要である。

【市全般の取組に対する評価】

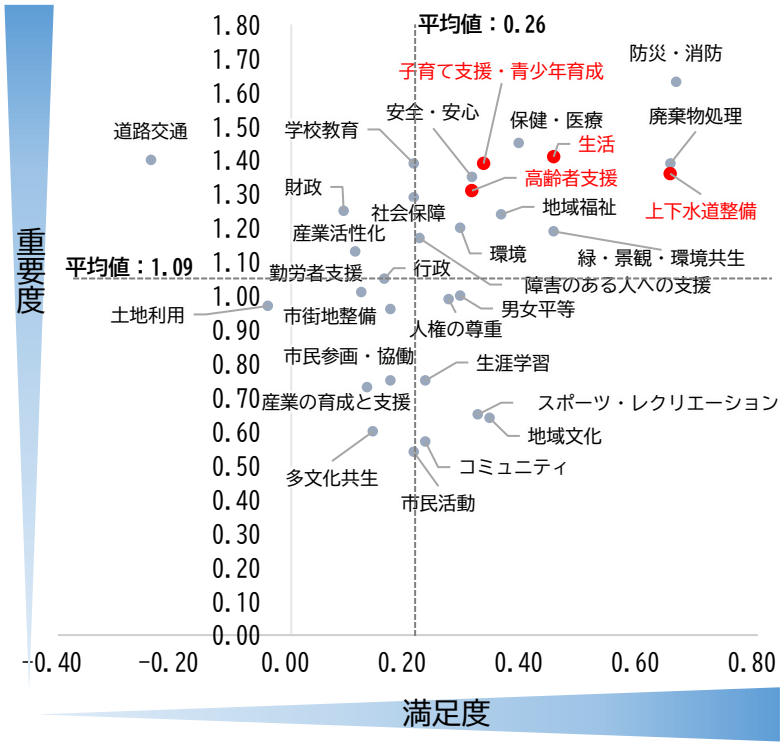

（出典：朝霞市意識調査結果報告書(R6.5)）

【朝霞市人口の社会動態】

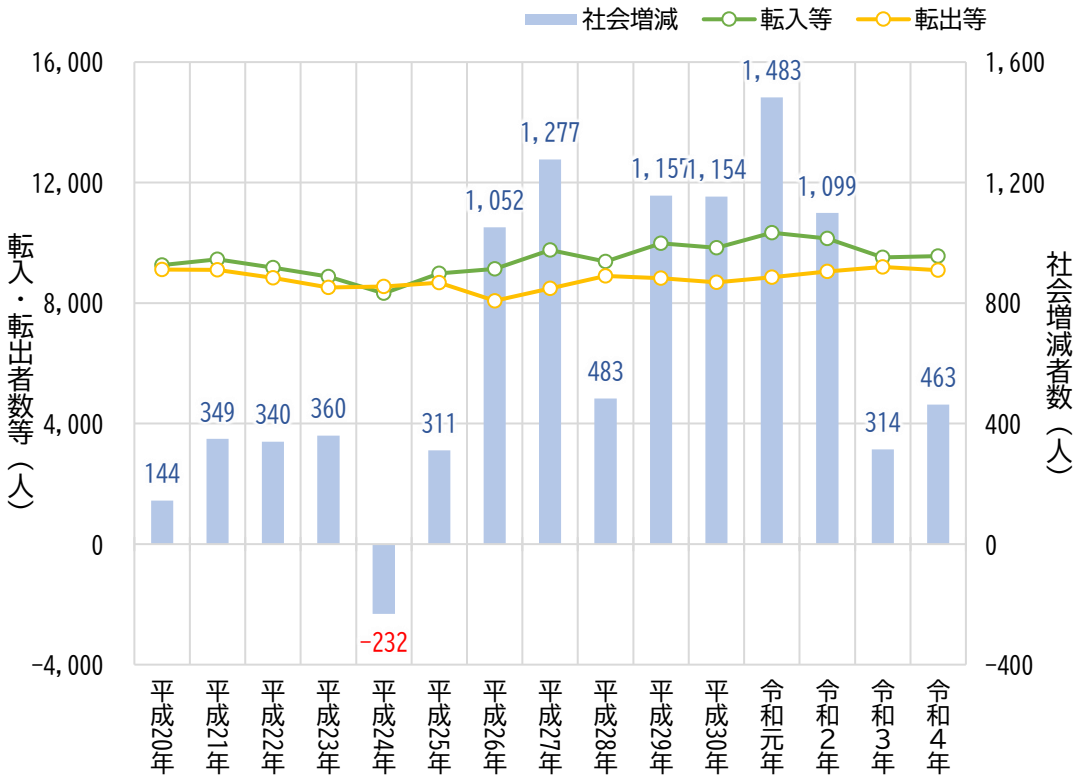

（出典：統計あさか）

②良好な市街地の形成に向けた住環境の改善が求められている

- 市内には、国等による住宅密集地の指標（住宅戸数密度30戸/ha以上かつ不燃領域率40%未満）に該当する地域が1か所、その他住宅戸数密度が高く密集市街地の傾向がみられる地区が存在し、住環境の改善が求められる。
- 複数の延焼クラスターが隣接、または1,000棟以上の建物が構成した延焼クラスターが存在し、火災時に消火活動ができない場合に広範囲に延焼するリスクがある。

【住宅密集市街地（地震・火災）】

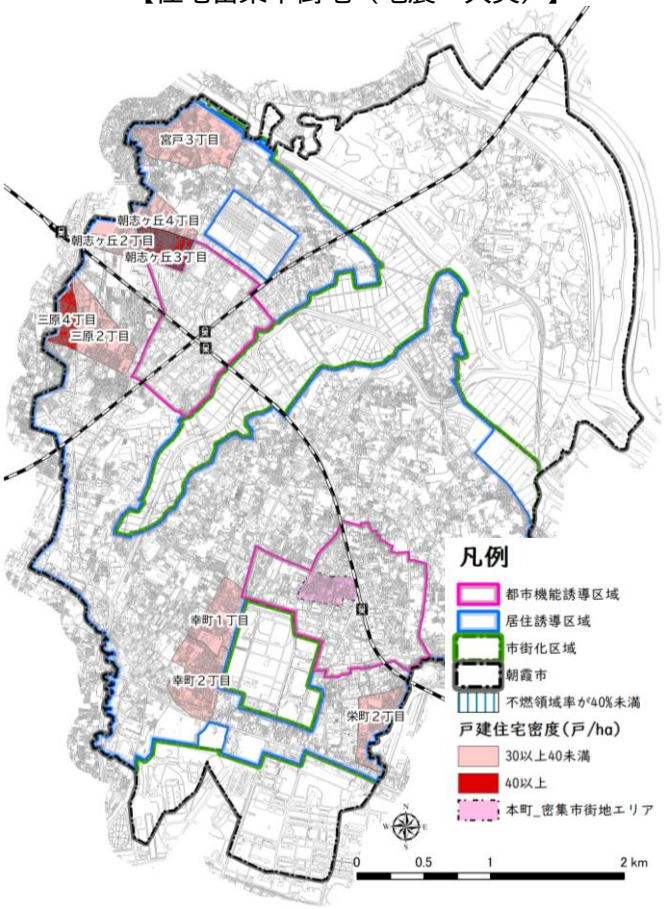

（出典：朝霞市立地適正化計画）

	住宅戸数密度	指標への該当 住宅戸数密度 30戸／ha以上	不燃領域率	指標への該当 不燃領域率 40%未満
朝志ヶ丘２丁目	36.93戸／ha	○	47.8%	
朝志ヶ丘３丁目	49.33戸／ha	○	39.4%	○
朝志ヶ丘４丁目	38.01戸／ha	○	55.4%	
宮戸３丁目	30.99戸／ha	○	47.3%	
三原２丁目	31.60戸／ha	○	56.2%	
三原４丁目	41.51戸／ha	○	45.2%	
幸町１丁目	30.22戸／ha	○	48.3%	
幸町２丁目	35.67戸／ha	○	46.6%	
栄町２丁目	34.21戸／ha	○	61.6%	

【延焼クラスターの状況（左：朝志ヶ丘２丁目/３丁目/４丁目）右：宮戸３丁目付近】

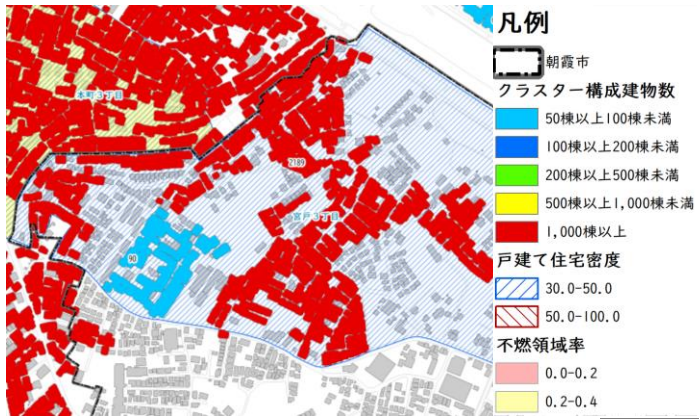

（出典：朝霞市立地適正化計画）

②良好な市街地の形成に向けた住環境の改善が求められている

- 市内の空家率は10%程度で推移しているが、課題とされる「その他の住宅」は増加傾向にあり、平成30年には空き家総数の3割程度を占めており、空家の有効活用が求められている。
- 幅員が4.5m未満の市道延長は継続減少にあるが、令和5年には市道総延長の3分の1程度存在しており、交通、防災、衛生の観点から適切な道路幅員の確保が必要である。

【朝霞市空家率の推移】

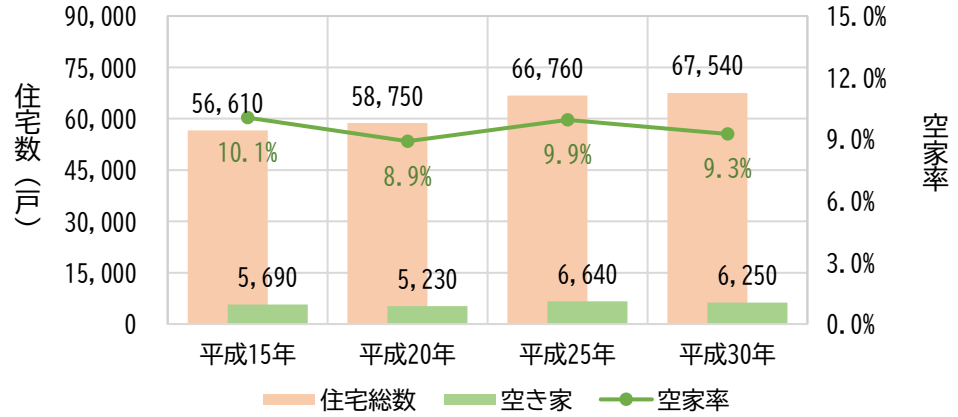

【朝霞市空き家内訳の推移】

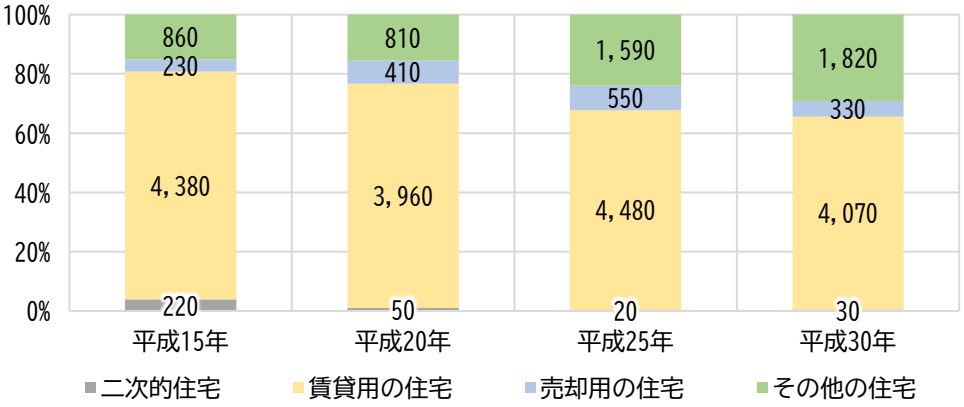

（出典：住宅・土地統計調査）

【朝霞市市道の幅員別状況】

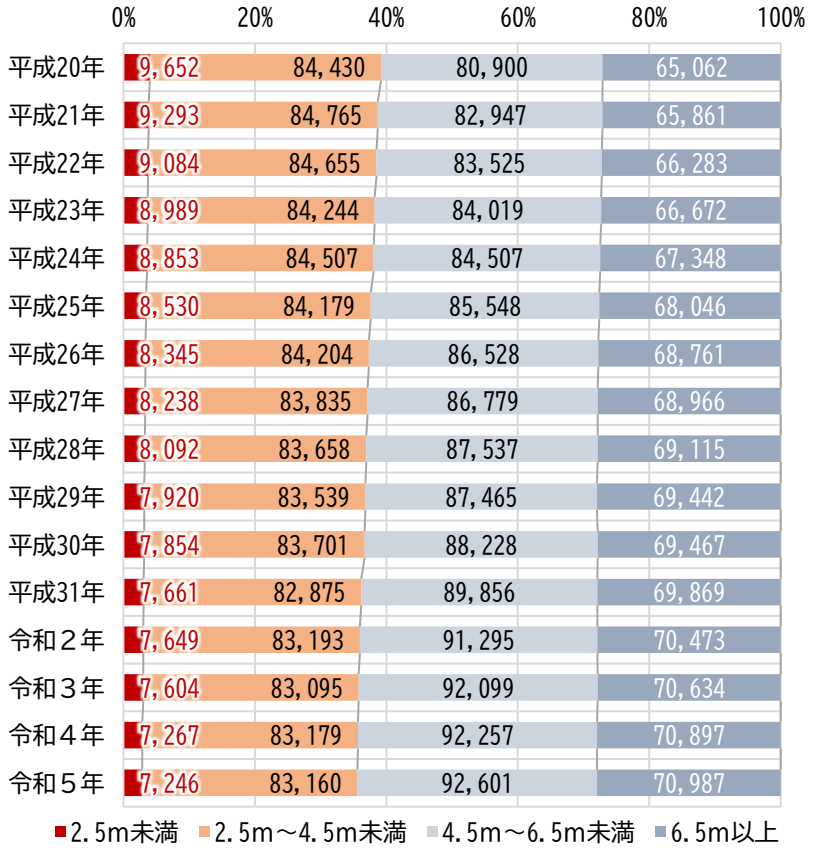

（出典：統計あさか）

③生活利便性の向上が求められている

- 各種都市機能施設の500m圏域※がカバーしている人口の割合はいずれも5割以上で、特に子育て支援施設500m圏域の人口カバー率は95%以上となっている。一方で、都市機能施設の500m圏域以外のエリアも存在し、都市機能の充足により歩いて暮らせる生活環境の整備が求められている。
- 市民の代表交通手段のうち、鉄道やバス等の公共交通の利用が増加傾向にあり、公共交通における移動の利便性の維持・向上が求められている。

【商業施設500m圏域カバー人口割合】

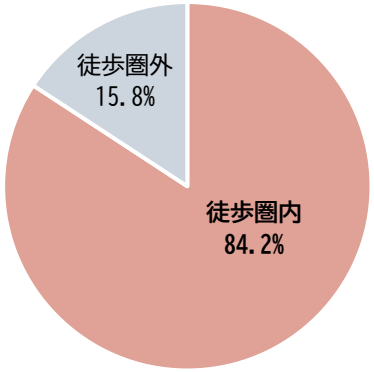

【医療施設500m圏域カバー人口割合】

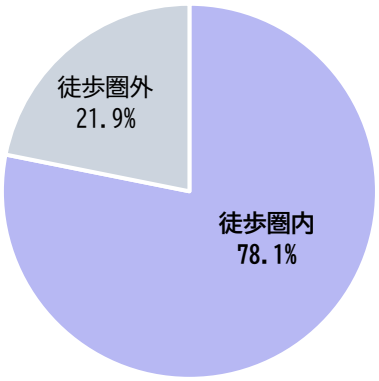

【福祉施設500m圏域カバー人口割合】

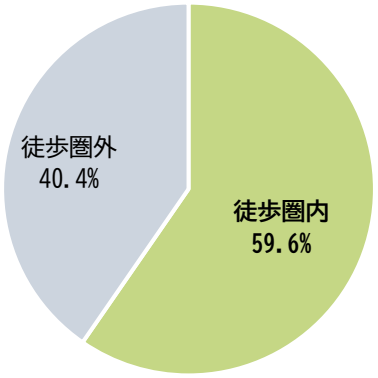

【子育て支援施設500m圏域カバー人口割合】

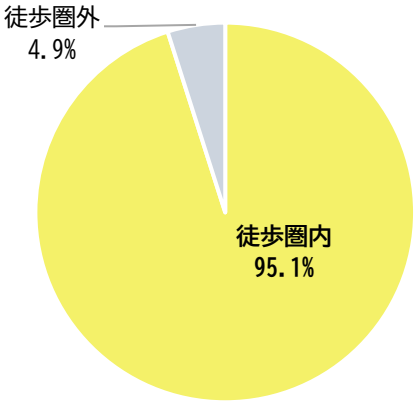

※500m圏域：国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」によると、健常者が徒歩にて約10分で移動できる範囲を800m圏域、高齢者が徒歩にて約10分で移動できる範囲を500m圏域としているが、ここでは、全ての人が利用できる範囲という視点から、500m圏域としている。

【代表交通手段の推移】

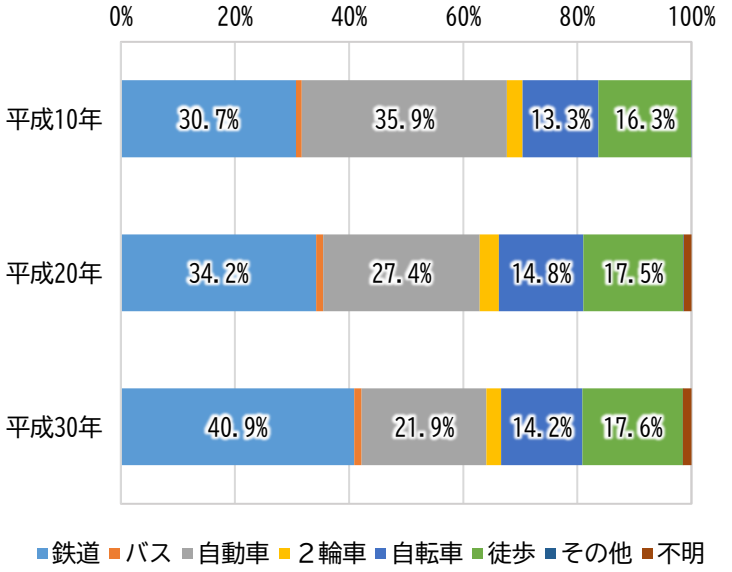

（出典：パーソントリップ調査）

④多様な世代が交流・滞留できる空間の創出が求められている

- 本市の総人口は増加傾向にあり、平成7年以降、15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の高齢者人口はいずれも増加している。特に65歳以上の高齢者人口は、平成7年から3倍以上に増加しており、高齢者の居場所の確保が求められている。
- また、本市における外国籍人口は平成27年以降急増しており、令和5年には4,000人以上となっており、多世代間・多文化間の交流を促す場の確保が求められている。

【年齢３区分別人口の推移】

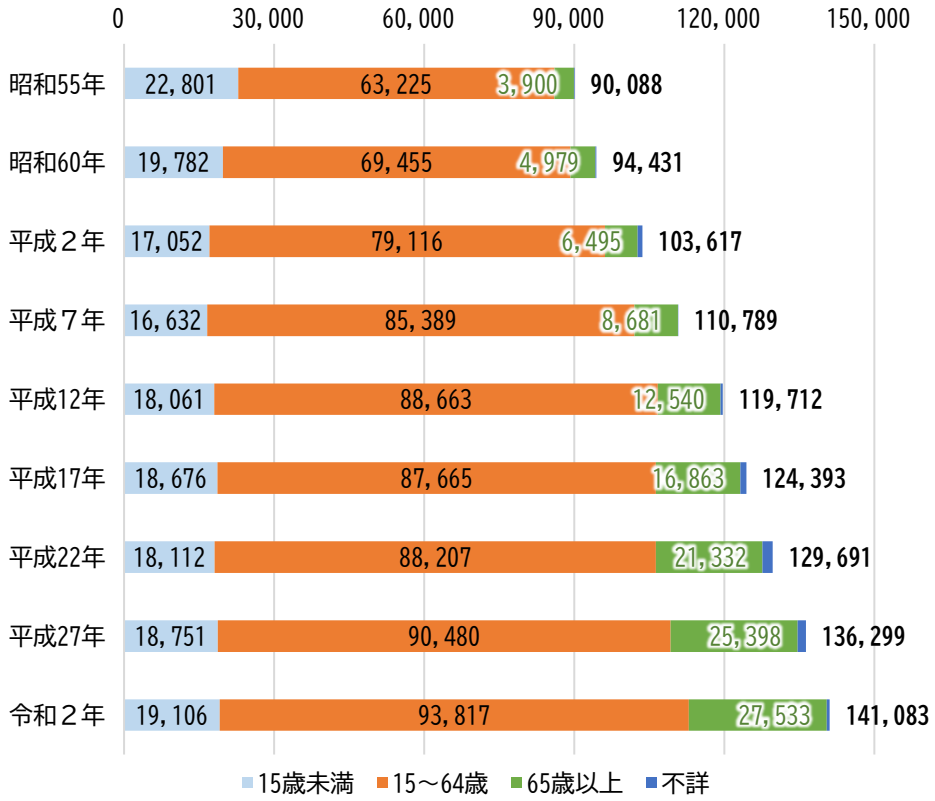

（出典：国勢調査）

【朝霞市外国籍人口の推移】

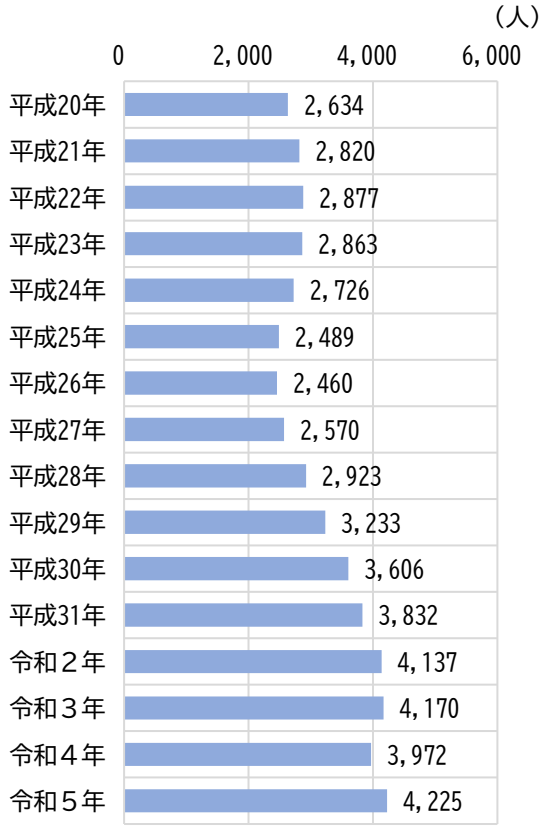

（出典：統計あさか）

④多様な世代が交流・滞留できる空間の創出が求められている

- 本市では都市公園が44箇所、一人当たりの公園面積は約2.12㎡/人となっている。埼玉県平均水準より低く、周辺市町と比べても下位2番目の水準であり、増加傾向にある人口に対応できるよう、公園等の整備が求められている。
- 朝霞駅周辺は公園が多数存在し、ほとんどのエリアは公園誘致圏※に含まれている一方で、北朝霞・朝霞台駅周辺は公園誘致の空白エリアが多く存在し、子どもの遊び場や地域住民の交流の場となる公園等の確保が求められている。

【都市公園等及び誘致圏の分布】

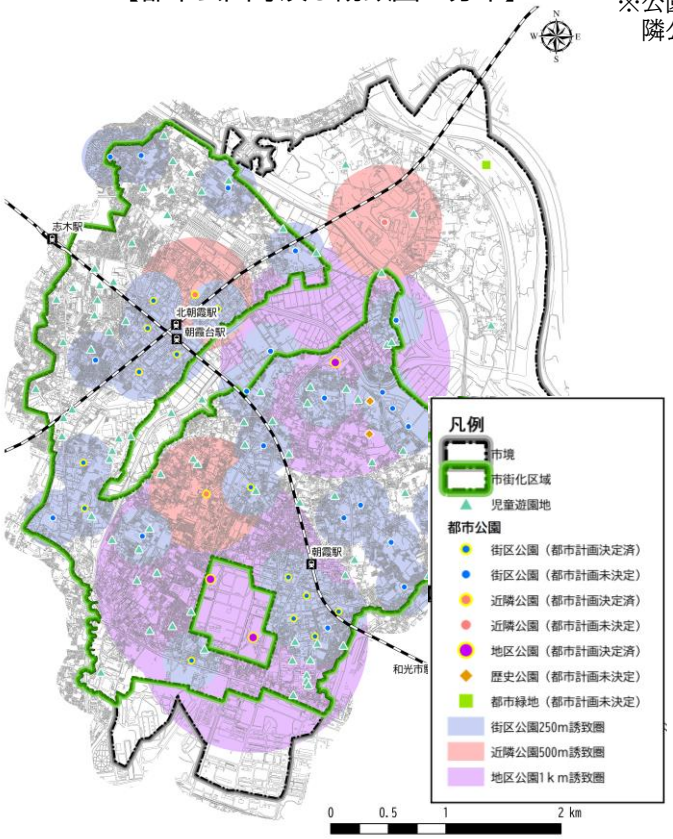

（出典：朝霞市資料）

※公園誘致圏：都市計画運用指針により、都市公園の誘致距離について、街区公園は250m、近隣公園は500m、地区公園は1ｋｍを標準とする。

【都市公園等の状況（令和５年４月１日現在）】

	街区公園		近隣公園		地区公園		歴史公園		都市緑地		合計		一人当たり公園面積（㎡）
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	
都市公園	35	8.33	3	4.17	3	14.39	2	1.54	1	2.43	44	30.86	2.12
うち)都市計画決定済	14	3.13	2	2.49	3	14.39	0	0	0	0	19	20.01	1.37

児童遊園地	箇所	面積(ha)
	83	2.8

（出典：朝霞市資料）

【一人当たりの公園面積の比較（令和５年３月31日現在）】

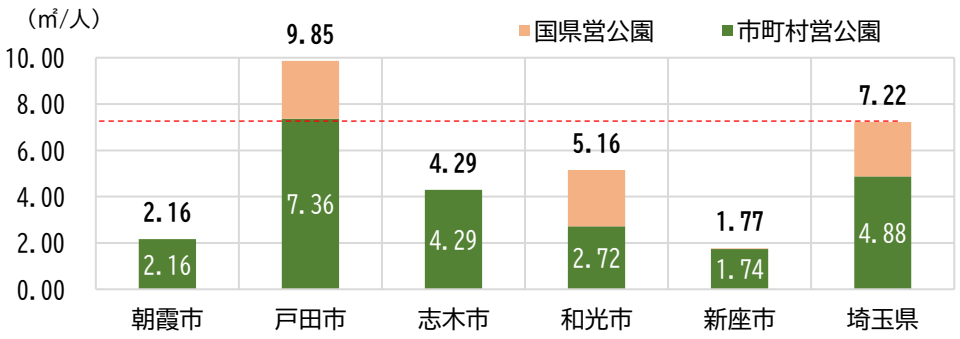

※朝霞市一人当たりの公園面積は最新の人口で計算しているため、埼玉県による調査の結果と異なる。

（出典：埼玉県市町村別都市公園整備状況）

⑤地域資源を活用した良好な景観形成が求められている

- 本市は中央部に黒目川、北東部に荒川と新河岸川が流れ、南側に武蔵野台地の一部がある地形的特徴や、樹林地をはじめとした緑地が多く分布している自然的特徴、旧高橋家住宅や各種寺院をはじめとした歴史的資源が市内広く分布している特徴を有しており、それらの地域資源を活用した良好な景観形成が求められている。

地形と主な坂道・眺望点

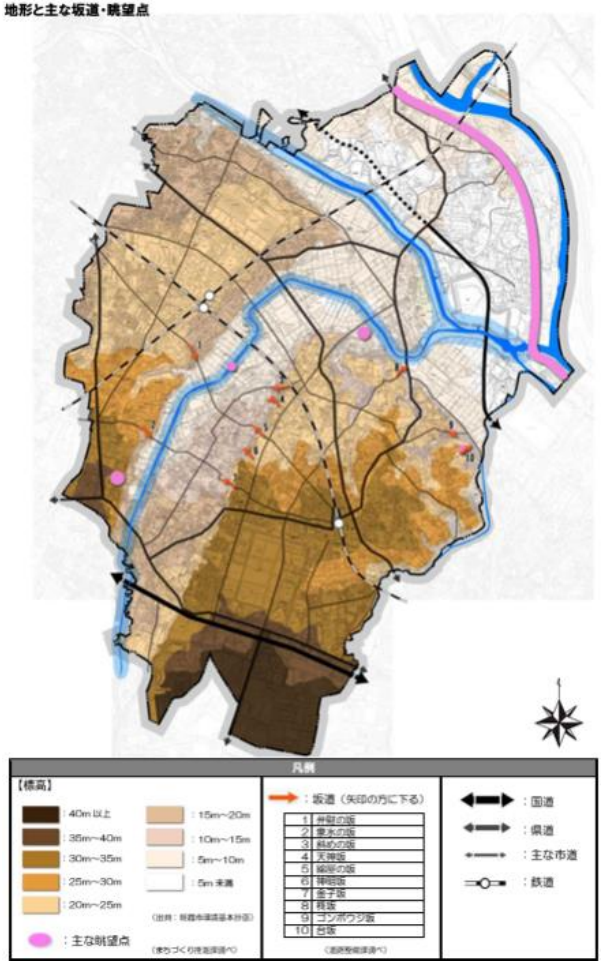

樹林地・農地・湧水

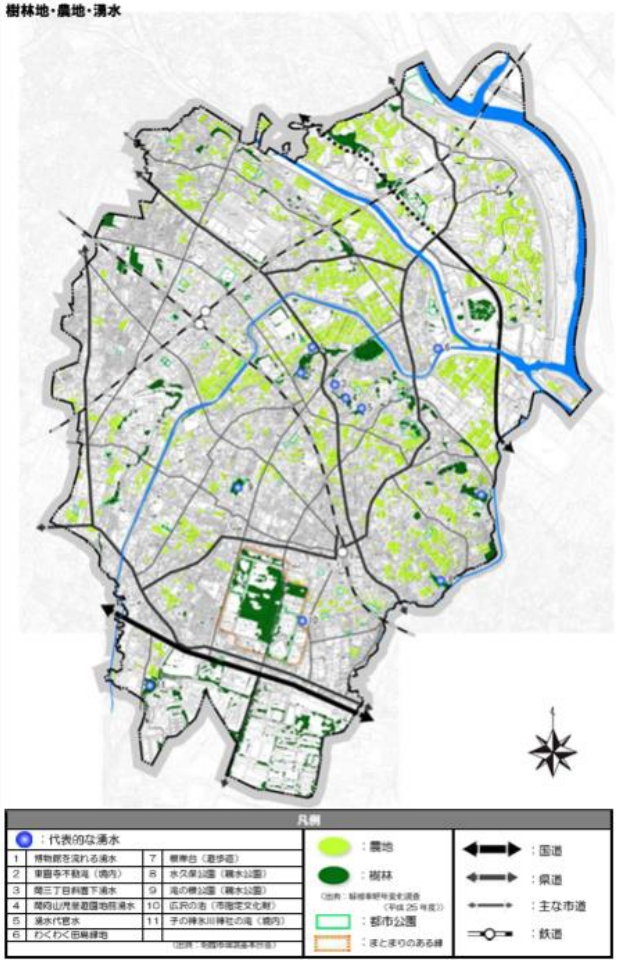

主な歴史的な資源

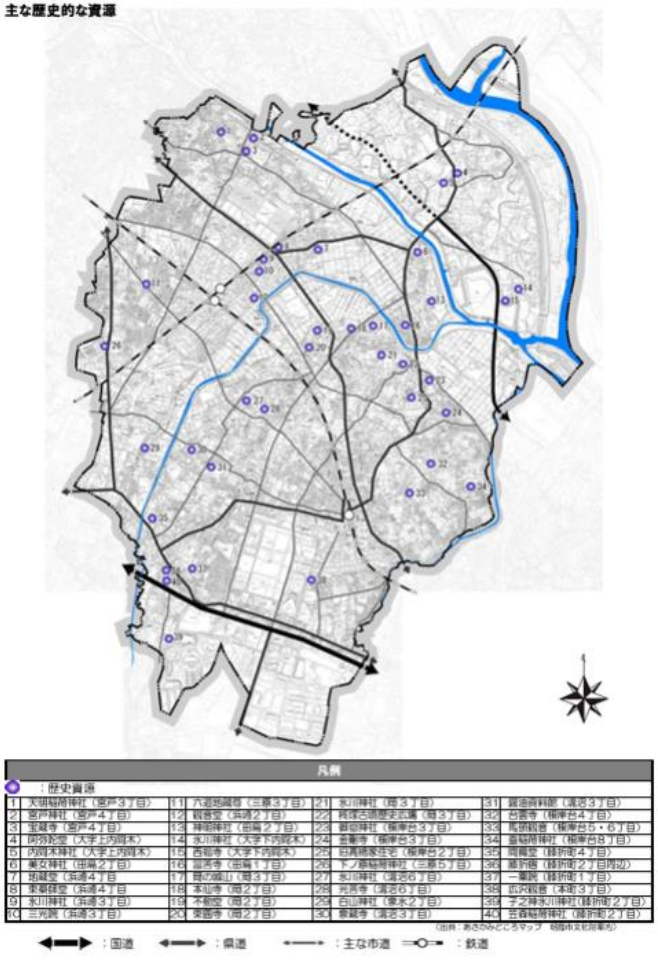

（出典：朝霞市景観計画）

①魅力ある拠点の形成

- 駅周辺商店街において、駐車場をはじめとした非効率的な土地利用は1割強を占め、商店街における空洞化の進行がみられ、中心市街地における活性化が求められている。
- 朝霞台駅・北朝霞駅は朝霞駅と比べ、乗車客数がより多いことから、駅周辺においてにぎわいの景観及び魅力のある駅前空間の形成が求められている。

【駅周辺商店街における土地利用現況】

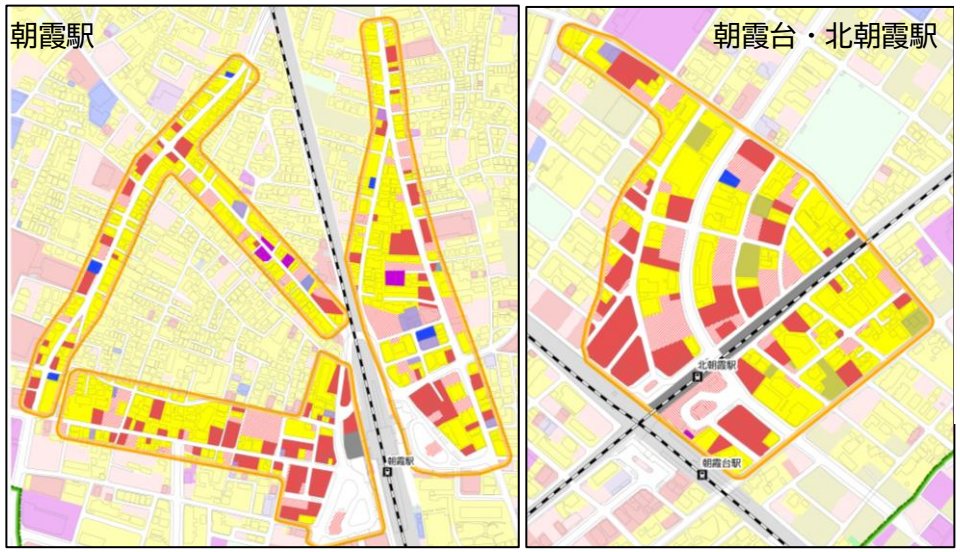

（出典：R2都市計画基礎調査）

【駅周辺商店街における土地利用内訳】

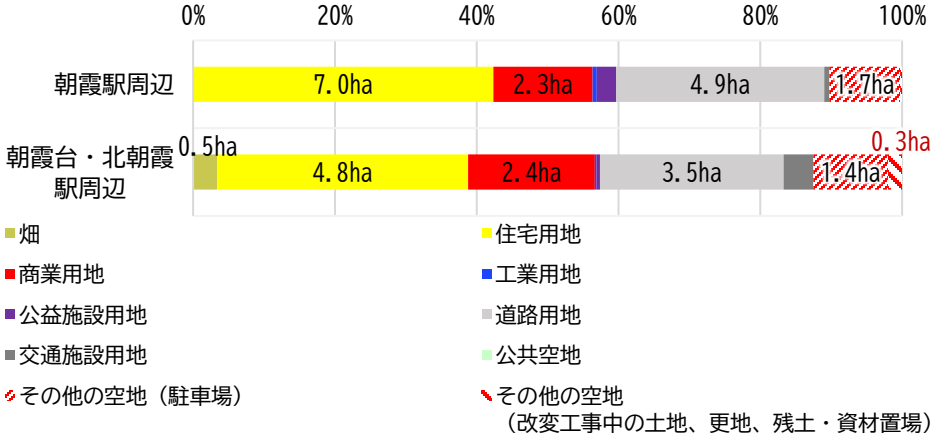

【駅別乗車客数の推移】

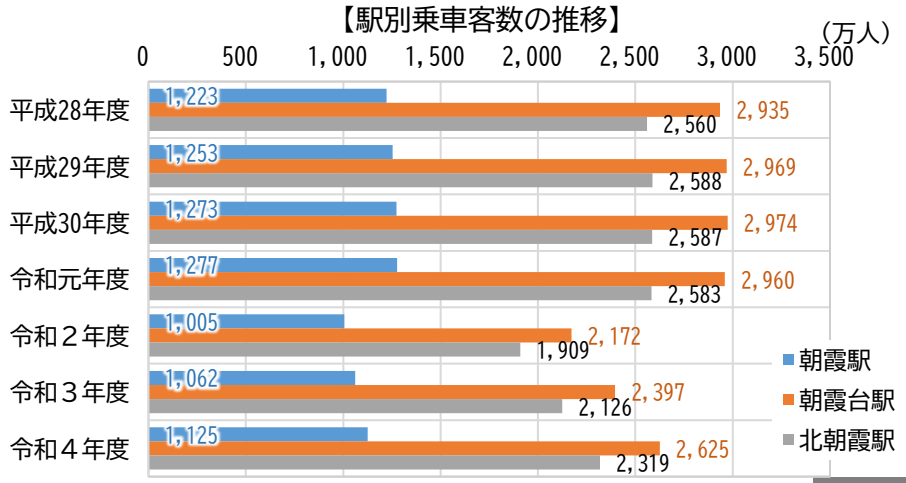

（出典：統計あさか）

①魅力ある拠点の形成

- 本市の小売吸引力指数は0.59であり、周辺都市と比較して最も低く、市内の購買力は市外に流出していることが伺え、駅周辺の商店街を中心に、商業活動の活性化を図ることが求められている。
- 産業に関連する項目の「産業活性化」は重要度は高いものの、満足度は低く、今後重点的に取り組むことが求められている。

【周辺都市と小売吸引力指数※の比較（R3）】

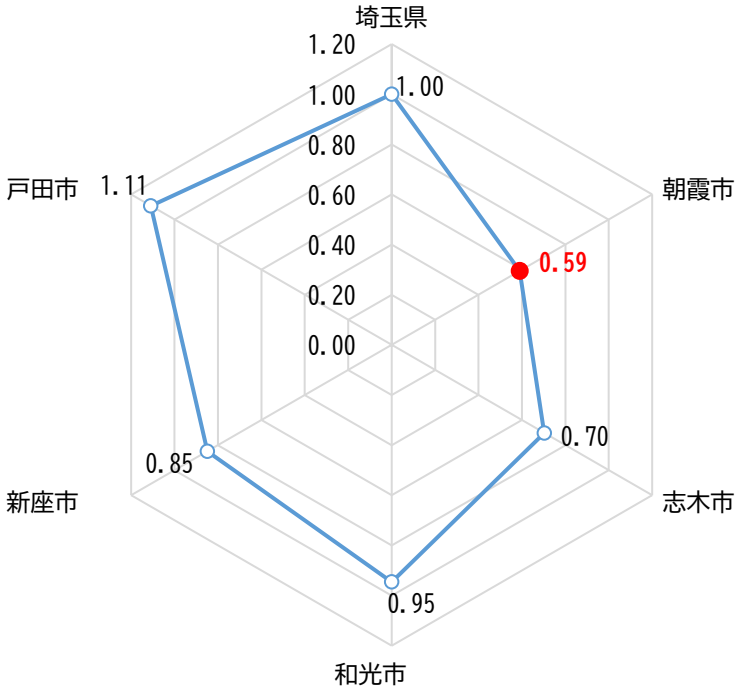

※小売吸引力指数：各市人口１人当たり販売額を県の人口１人当たり販売額で除した値。地域が買物客を引き付ける力を表す指標で、指数が１以上の場合は、買物客を外部から引き付け、１未満の場合は、外部に流出しているとみることができる

（出典：経済センサス（活動調査）、埼玉県推計人口（R3.6.1現在））

【市全般の取組に対する評価（再掲）】

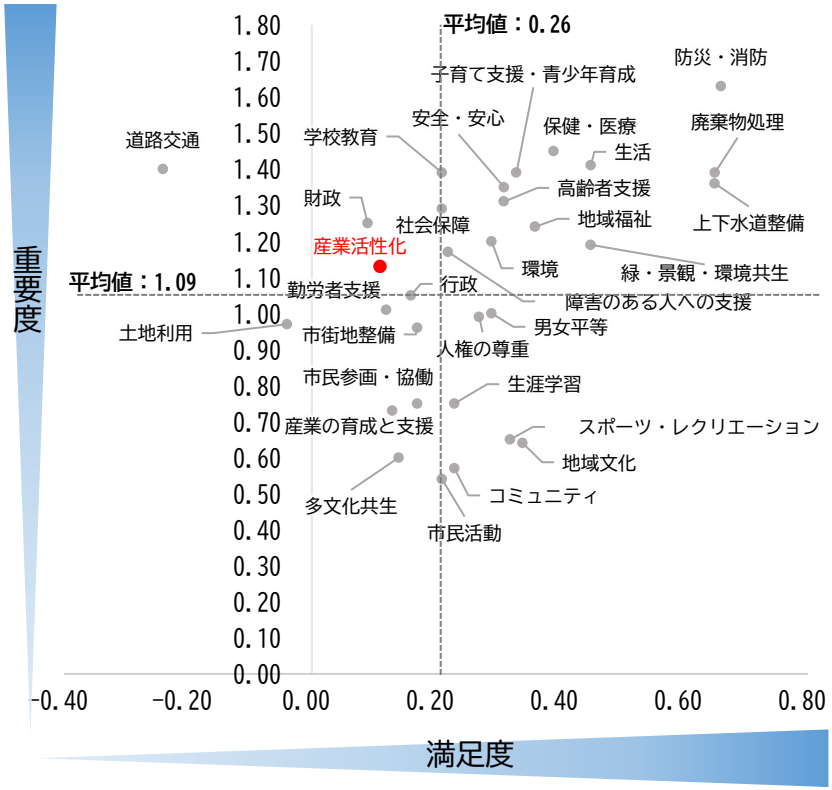

（出典：朝霞市意識調査結果報告書(R6.5)）

②産業立地のポテンシャルはあるが、受け入れる場所がない

- 令和2年10月時点で本市の都市計画道路の整備済延長は13,575m、整備率は約54%で、都市計画道路の未整備区間が半分程度残っており、引き続き都市計画道路の整備の推進が求められている。
- 広域からみると、本市と隣接している和光市と新座市にそれぞれ外環自動車道と関越自動車道が通っており、インターチェンジにも幹線道路により接続しており、広域的にみても道路交通のポテンシャルが高く、それを生かした産業活性化が求められている。

【道路網及び都市計画道路整備状況（R2.10）】

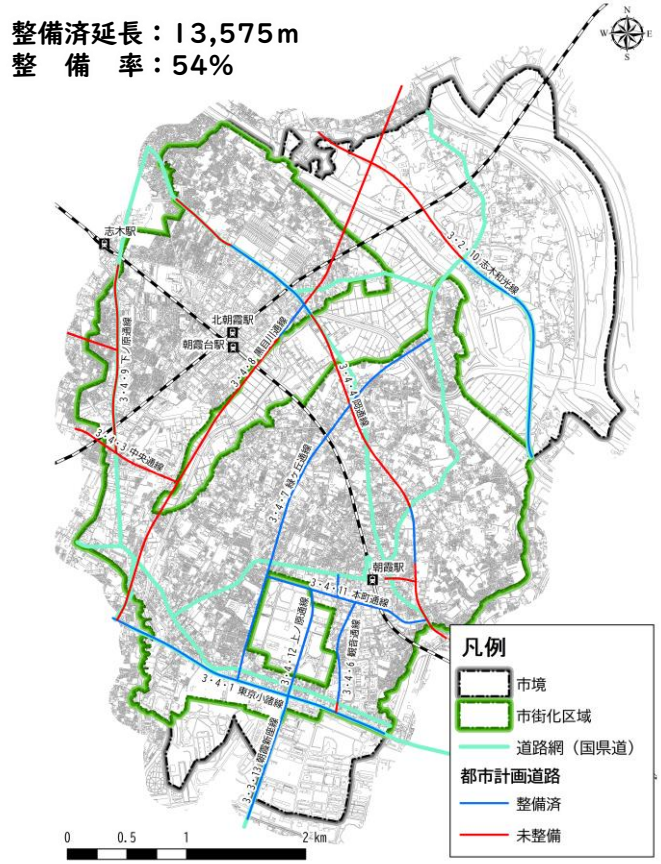

（出典：朝霞市資料）

【広域からみる朝霞市の立地ポテンシャル】

（出典：埼玉県５か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～（R4.3））

②産業立地のポテンシャルはあるが、受け入れる場所がない

- 都市的低未利用地は準工業地域においては2割未満、区画整理事業施行中のあずま南地区を含めた工業地域においては3割未満、新たな産業立地を受け入れる場所が少ないとみられ、工業系用途地域における産業立地の予定地を充実させることが求められている。

【工業系用途地域における土地利用現況】

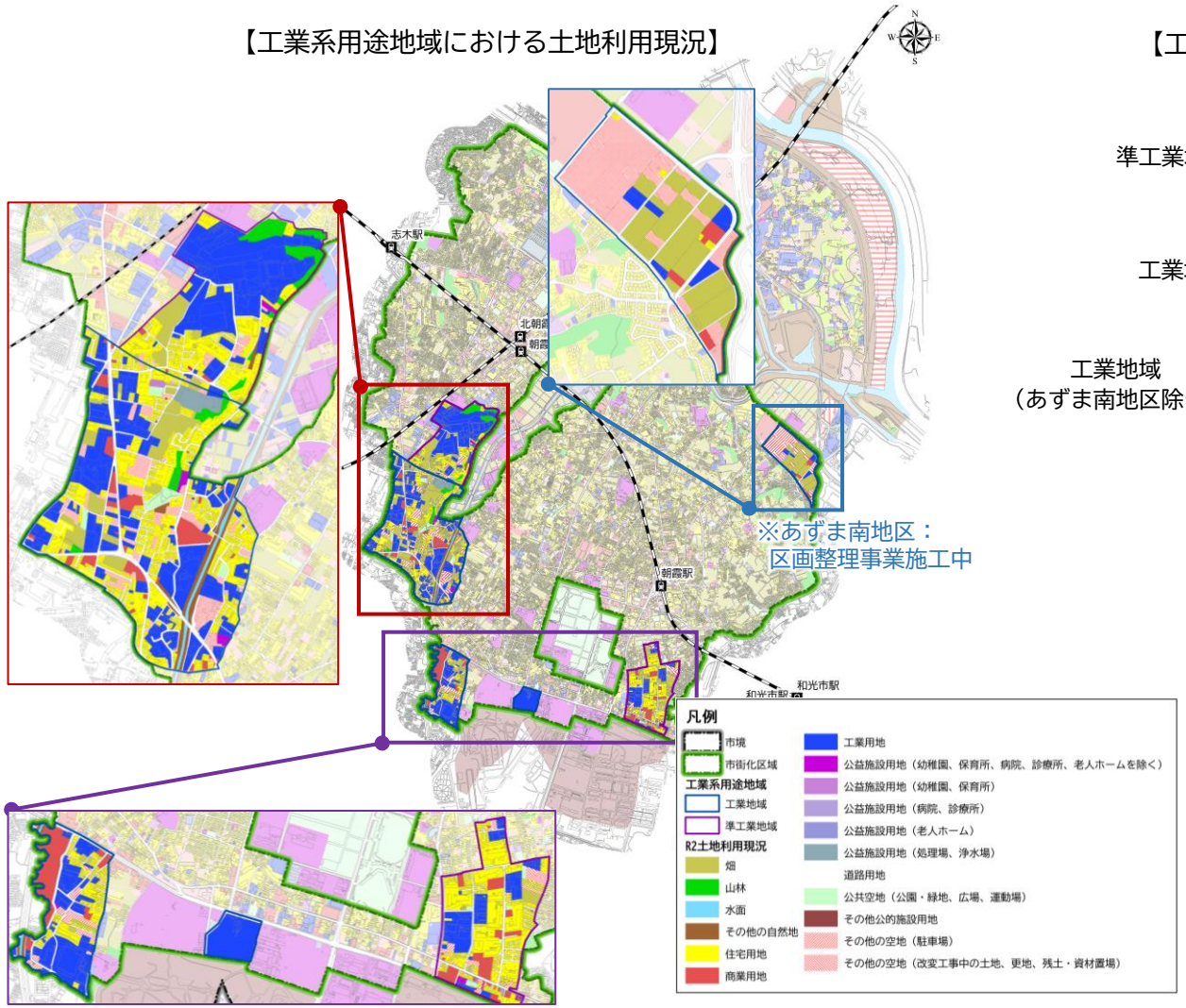

【工業系用途地域における土地利用の内訳】

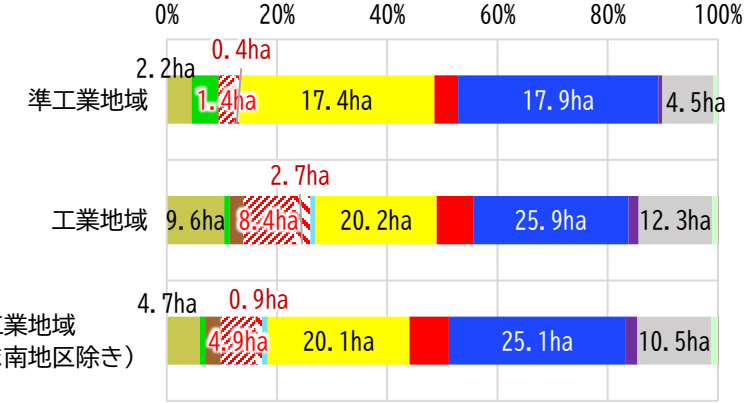

都市的低未利用地
（開発の余地）
- 畑
- 山林
- その他の自然地
- その他の空地（駐車場）
- その他の空地（改変工事中の土地、更地、残土・資材置場）

- 水面
- 住宅用地
- 商業用地
- 工業用地
- 公益施設用地
- 道路用地
- 公共空地（公園・緑地、広場、運動場）
- その他公的施設用地

（出典：R2都市計画基礎調査）

③産業の生産環境の確保が求められている

- 工業系用途地域においては、住宅用地の面積は工業用地と概ね同程度となり、土地利用の混在がみられ、産業生産性を確保する視点から、工業系用途地域における適切な土地利用規制・誘導が求められている。
- 商業系用途地域においても、住宅用地は面積の最も大きい土地利用となっている。土地利用が混在しているものの、生活利便性の確保とにぎわいの創出の視点から、商業用地の維持・誘導を図りつつ、住宅用地としての土地利用促進が求められている。

【工業系用途地域における土地利用の内訳（再掲）】

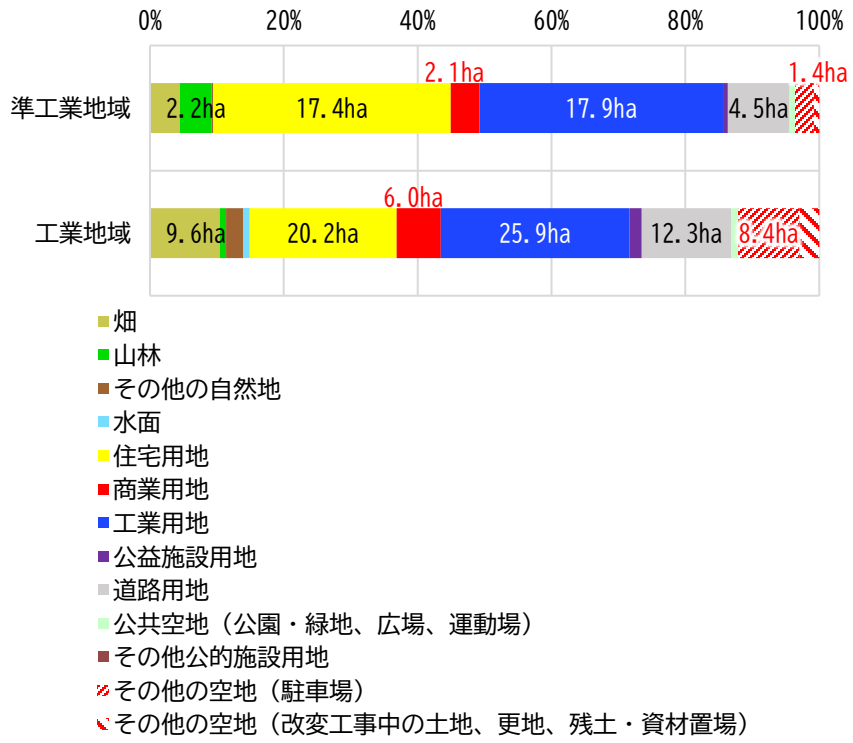

（出典：R2都市計画基礎調査）

【商業系用途地域における土地利用の内訳】

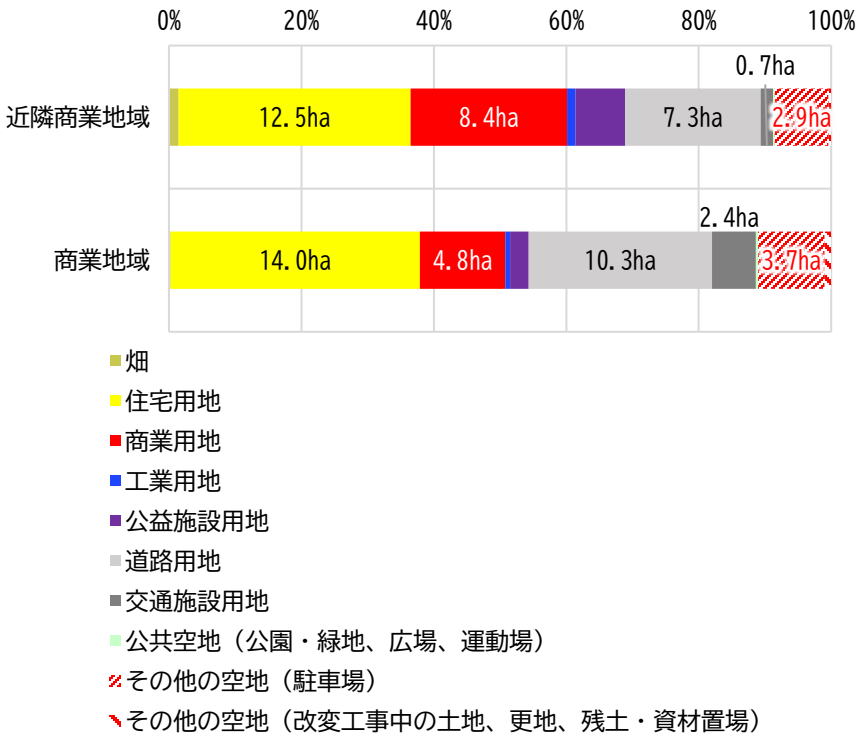

（出典：R2都市計画基礎調査）

①快適で利便性の高い移動環境の確保が求められている

- 移動に関連する項目の「道路交通」は、重要度は高いものの、満足度は低く、今後重点的に改善することが求められている。
- コロナ禍以降、市内バスの利用者が増加傾向にあり、引き続きバス利用者の増加を図るよう、公共交通利便性の向上が求められている。

【市全般の取組に対する評価（再掲）】

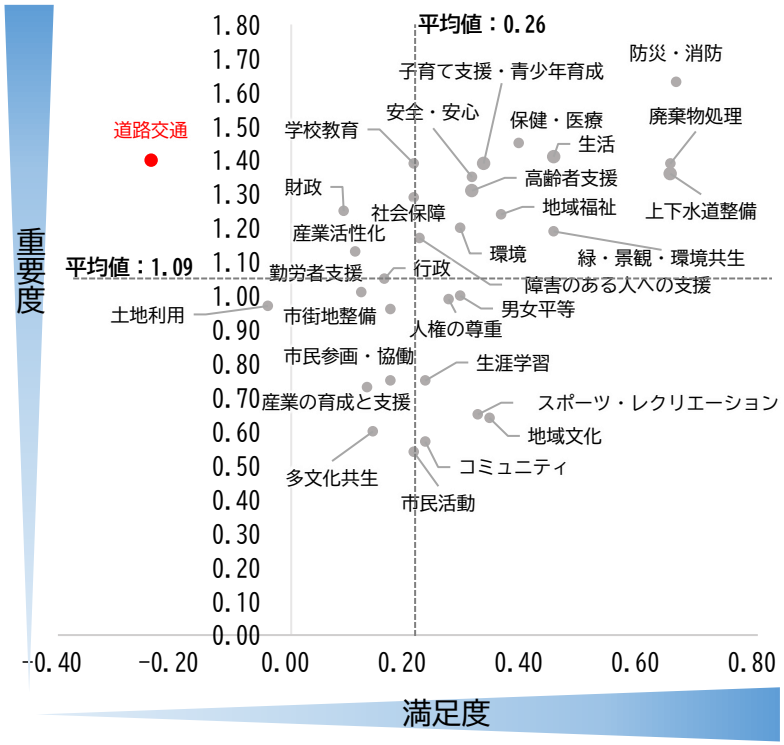

（出典：朝霞市意識調査結果報告書(R6.5)）

【１日当たりバス利用者数の推移】

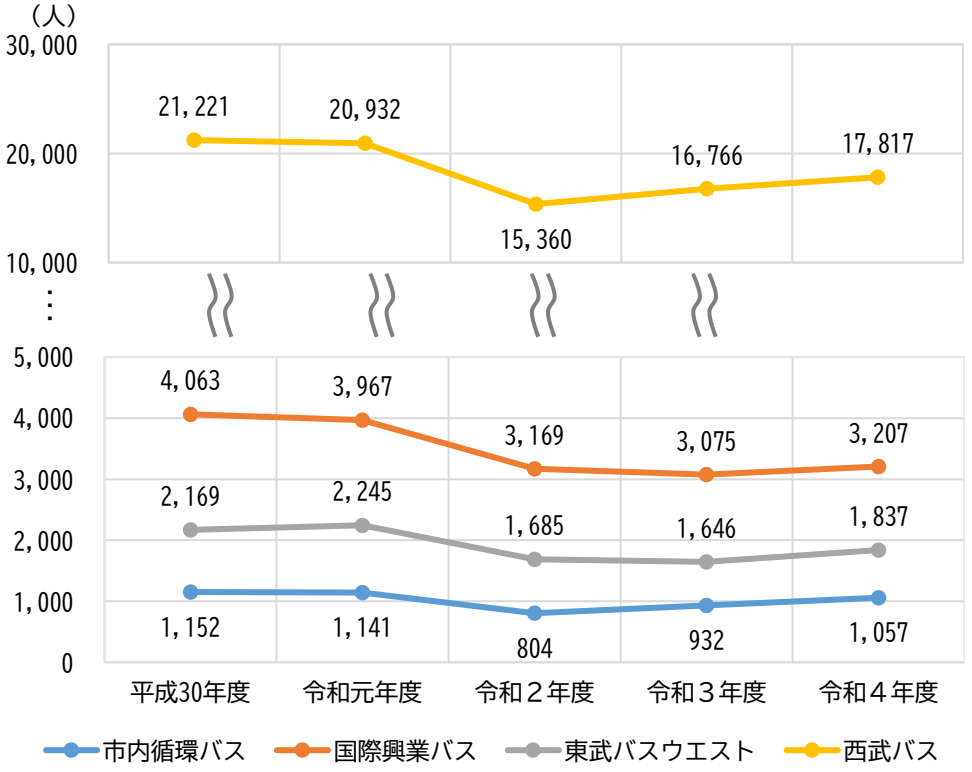

（出典：統計あさか）

①快適で利便性の高い移動環境の確保が求められている

- 市街化区域は概ね全域が公共交通の徒歩圏域にカバーされているが、一部カバーされていない空白地区もあるため、公共交通空白地区の解消が求められている。
- 令和5年度に本市におけるシェアサイクルポートが990基設置されており、特に駅付近や集客施設におけるシェアサイクルポートの利用が多くみられる。公共交通の補完として、引き続き新しいモビリティの形式の導入・普及が求められている。

【公共交通徒歩圏域※の分布】

※公共交通徒歩圏域：国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」により、公共交通の徒歩圏域を、鉄道駅より800m、バス停より300mの範囲とする。

（出典：朝霞市立地適正化計画）

【シェアサイクルポートの利用状況】

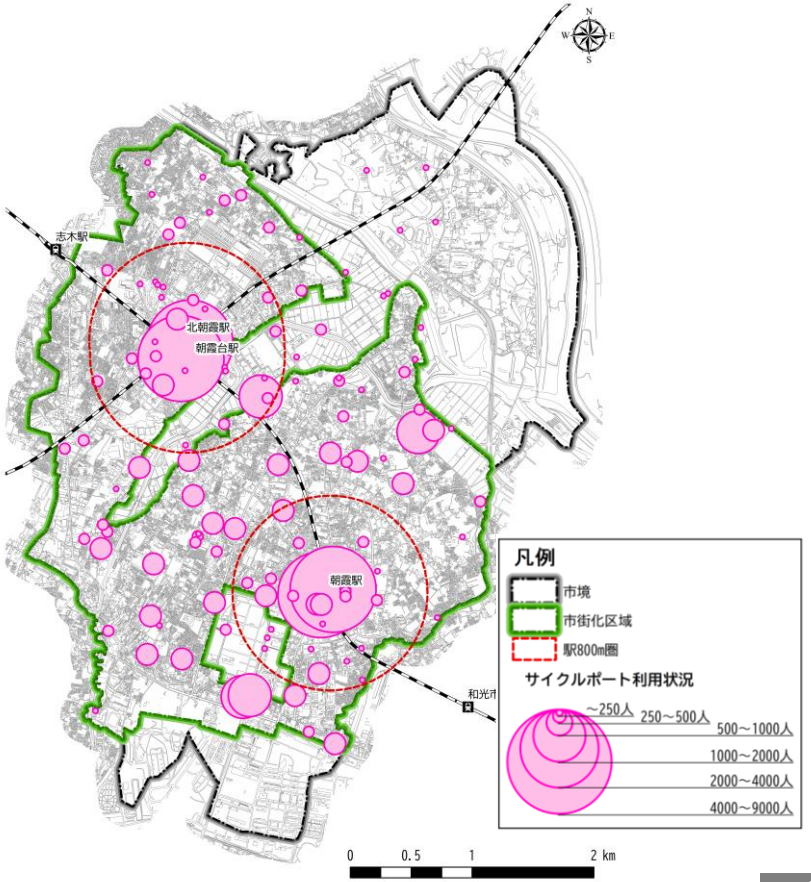

（出典：朝霞市立地適正化計画）

②円滑な交通を支える幹線道路ネットワークの強化が求められている

- 令和2年10月時点で本市の都市計画道路の整備済延長は13,575m、整備率は約54%で、都市計画道路の未整備区間が半分程度残っており、引き続き都市計画道路の整備の推進が求められている。
- 黒目川、新河岸川が市内を流れており、市は橋梁を33橋管理している。円滑な交通を処理できるように、都市計画道路の整備とともに、橋梁の適切な維持管理も求められている。

【道路網及び都市計画道路整備状況（R2.10）（再掲）】

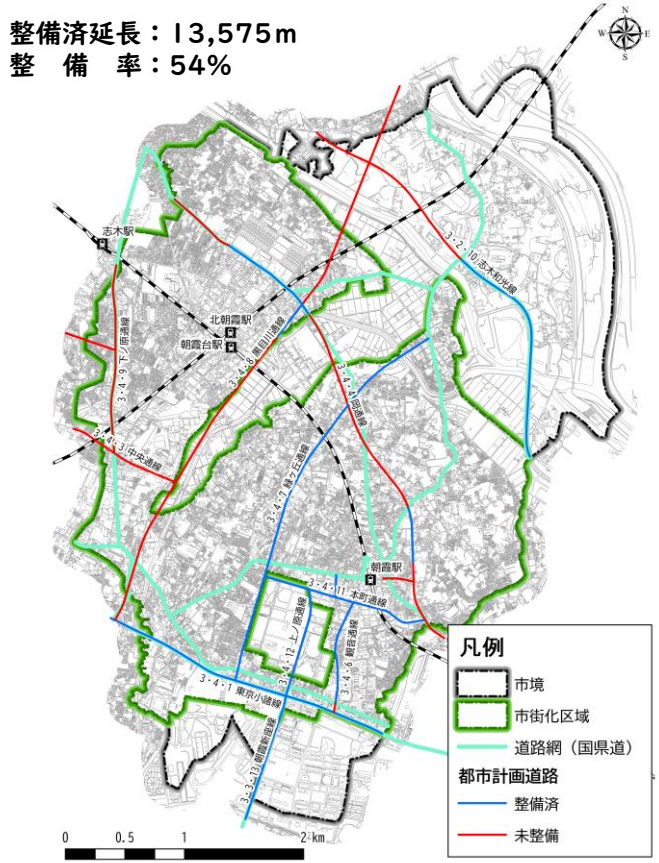

（出典：朝霞市資料）

【市管理橋梁】

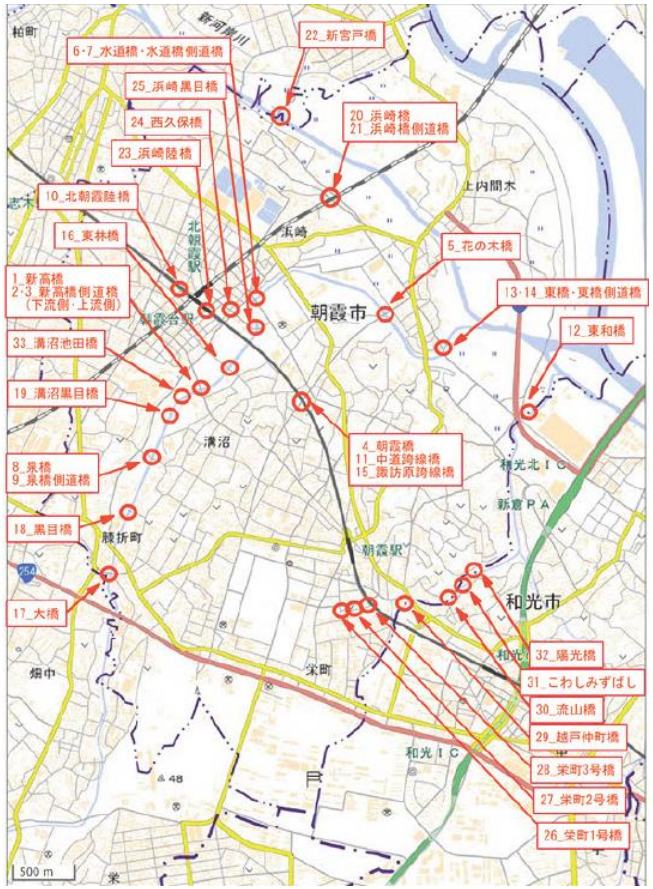

（出典：朝霞市橋梁長寿命化修繕計画）

②円滑な交通を支える幹線道路ネットワークの強化が求められている

- 市内の交通量は一部国道254号線を除き、24時間で10,000台以上20,000台未満の水準である一方、混雑度が1.25以上の路線が複数みられ、ピーク時または連続的な混雑が考えられ、市内外で円滑な交通処理ができるよう、幹線道路の整備等が求められている。

【24時間交通量】

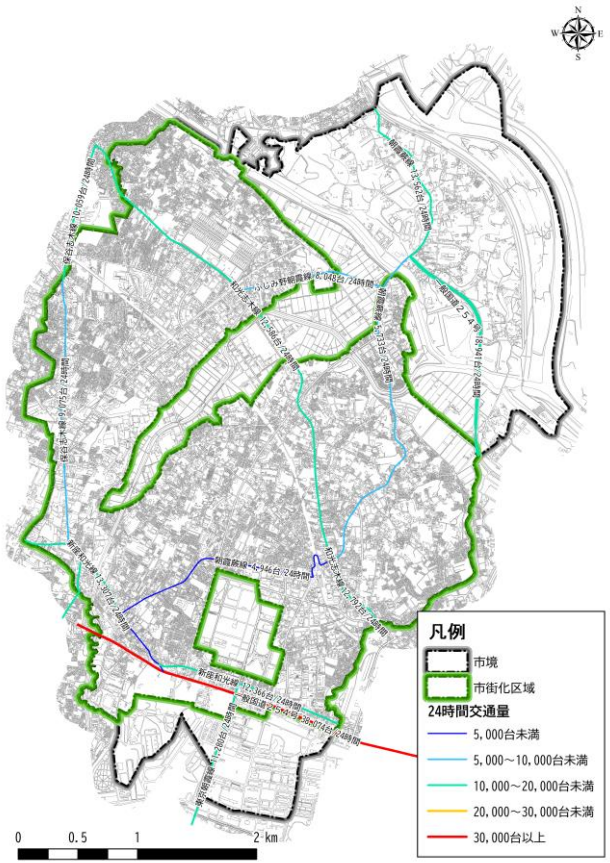

（出典：令和３年度　全国道路・街路交通情勢調査）

【混雑度※】

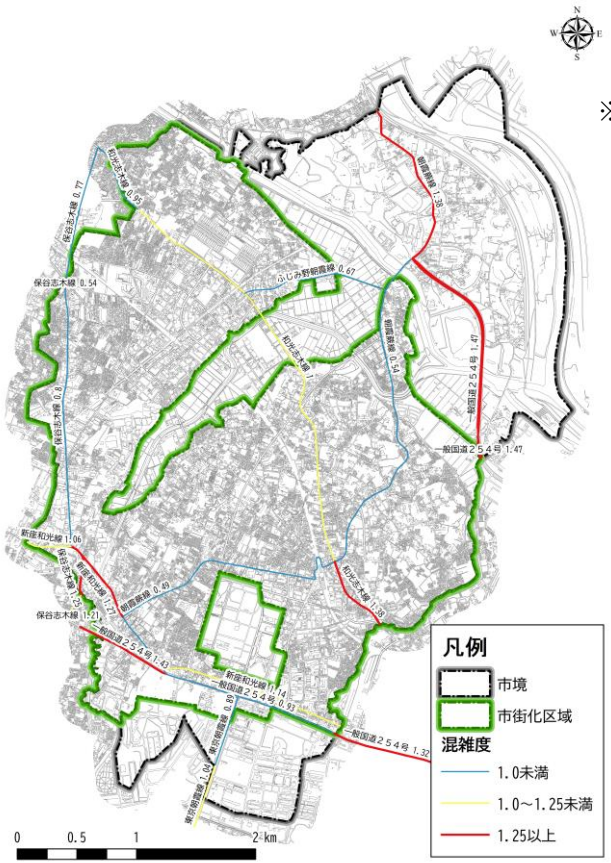

（出典：令和３年度　全国道路・街路交通情勢調査）

※混雑度：交通容量に対する交通量の比で表され、主に該当路線の混雑状況を示す指標として使用。
混雑度＝交通量(台/12h)/交通容量(台/12h)

混雑度	交通情況の推定
1.0未満	昼間12時間を通して、道路が混雑することなく、円滑に走行できる。渋滞やそれに伴う極端な遅れはほとんどない。
1.0～1.25	昼間12時間のうち道路が混雑する可能性のある時間帯が１～２時間（ピーク時間）ある。何時間も混雑が連続するという可能性は非常に小さい。
1.25～1.75	ピーク時間はもとより、ピーク時間を中心として混雑する時間帯が加速度的に増加する可能性の高い状態。ピーク時のみの混雑から日中の連続的混雑への過度状態と考えられる。
1.75以上	慢性的混雑状態を呈する。

（出典：日本道路協会「道路の交通容量」）

③身近な生活道路における安全で良好な交通環境の形成が求められている

- 交通事故発生件数は近年減少傾向にあるが、その内訳をみると、車両事故は減少しているものの、歩行者事故と自転車事故は概ね横ばいの状態が継続しており、歩行者・自転車の安全確保が求められている。
- 直近1年間では交通事故は298件発生しており、朝霞駅周辺の第六小学校区、第八小学校区と朝霞台・北朝霞駅周辺の第七小学校区において交通事故が比較的多く発生しており、市内生活における交通事故の低減に向けた取組が必要である。

【交通事故発生件数の推移】

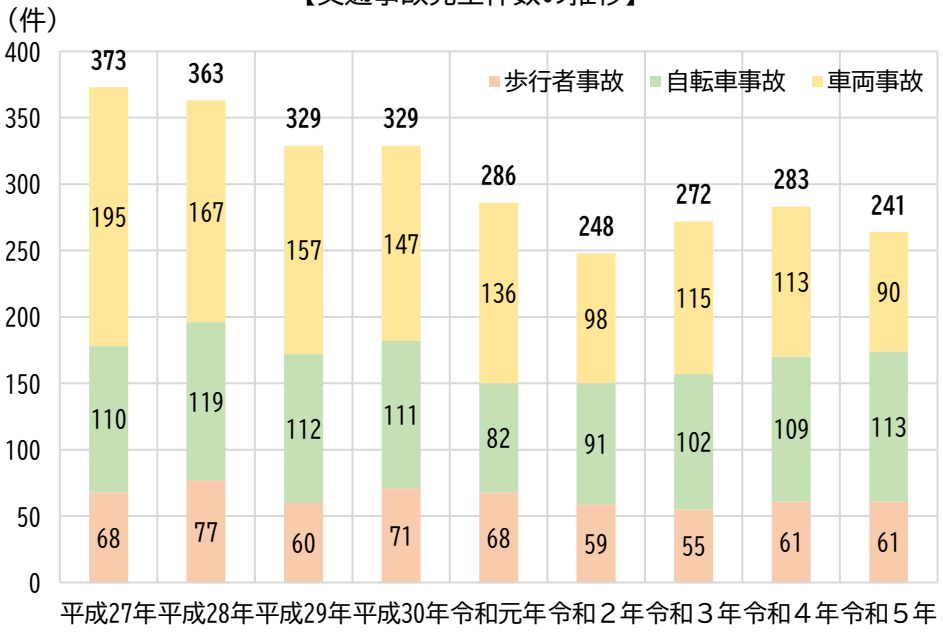

（出典：統計あさか）

【交通事故発生箇所の分布（R5.6-R6.6）】

発生状況	件数
死亡事故発生件数	0件
負傷事故発生件数	298件
合計	298件

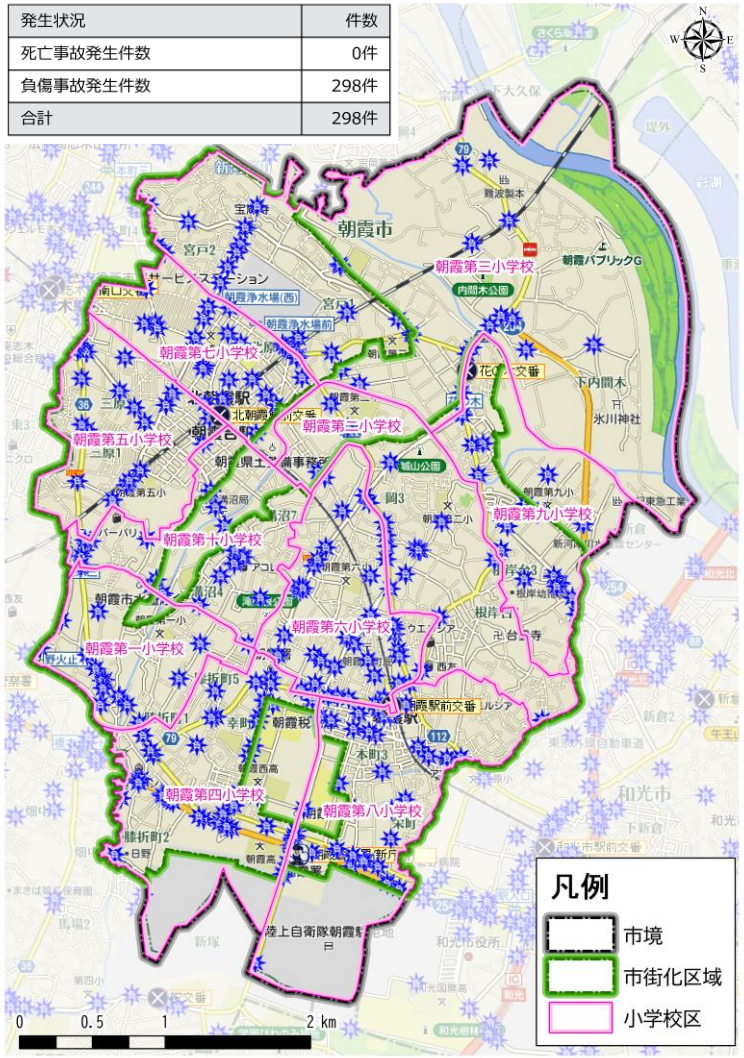

（出典：埼玉県交通事故マップ）

③身近な生活道路における安全で良好な交通環境の形成が求められている

- 朝霞駅南口周辺地区において、生活道路における安全対策の検討に関するワークショップが実施されている。その中で、歩行環境の充実、自動車の速度抑制、歩行者と自転車の分離など、歩行環境の改善に関する課題が挙げられ、生活道路における安全で良好な交通環境の形成が求められている。

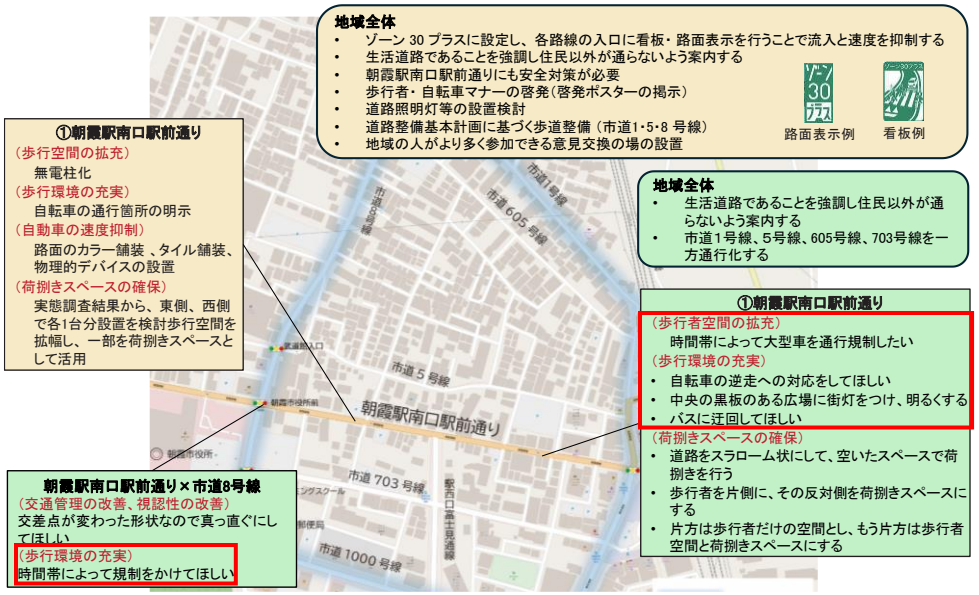

（出典：第２回朝霞駅南口周辺地区交通安全対策協議会　資料）

④誰もが安全に通行できる歩行者の安全対策が求められている

- 東弁財地区ではハンプを設置することにより、生活道路における安全対策を図ることができ、引き続き市内他地区において安全対策の検討が求められている。

4. 対策内容の検討

最終的に決定した東弁財地区で実施する交通安全対策マップ

6. まとめ（東弁財地区を対策した意味）

5. 対策前と対策後の比較写真（❷交差点ハンプ）

【対策前】

【対策後】

5. 対策前と対策後の比較写真（❸スムーズ横断歩道）

【対策前】

【対策後】

（出典：朝霞市「生活道路の安全対策の事例（埼玉県朝霞市　東弁財地区）」）

①持続可能性への配慮と行動が求められている

- 本市の温室効果ガス排出量は減少傾向が継続しており、埼玉県平均より低いが、近隣都市ではやや高く、引き続き温室効果ガスの低減に取り組むことが必要である。
- 本市のごみ排出量とリサイクル率はともに横ばいの状態にあり、ごみ排出の削減やリサイクルなど、環境に配慮した取組の促進が求められている。

【世界の年平均気温偏差の経年変化】

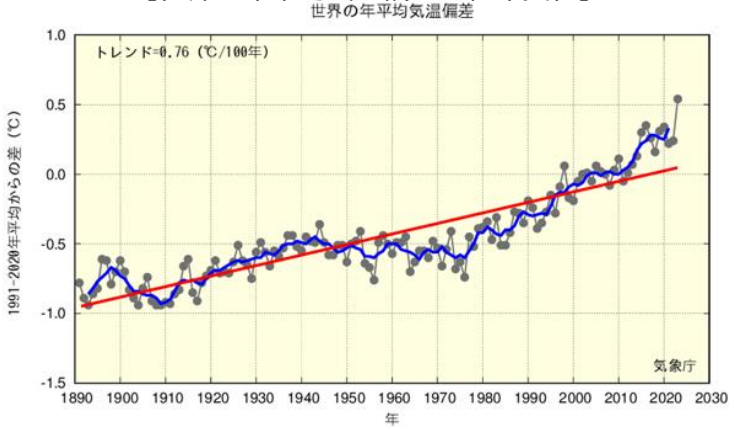

（出典：気象庁「気候変動監視レポート2023」）

【温室効果ガス排出量の推移】

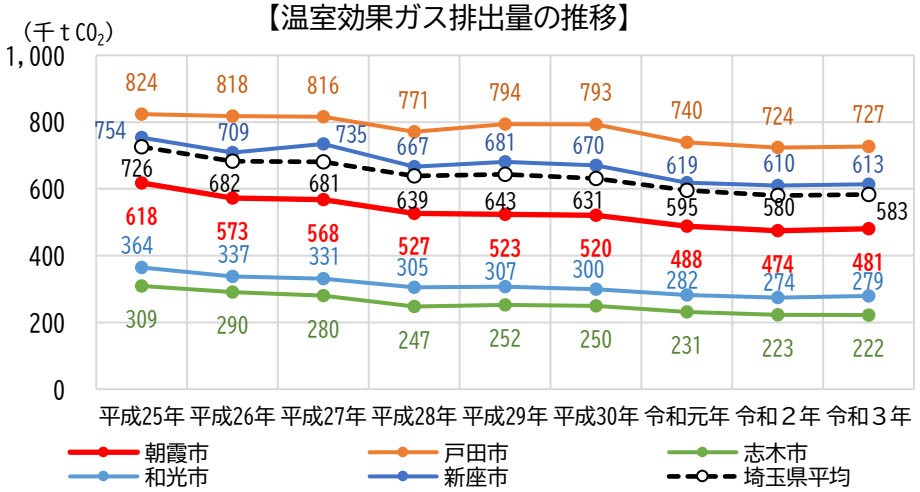

（出典：埼玉県の温室効果ガス排出量）

【ごみ排出量及びリサイクル率※の推移】

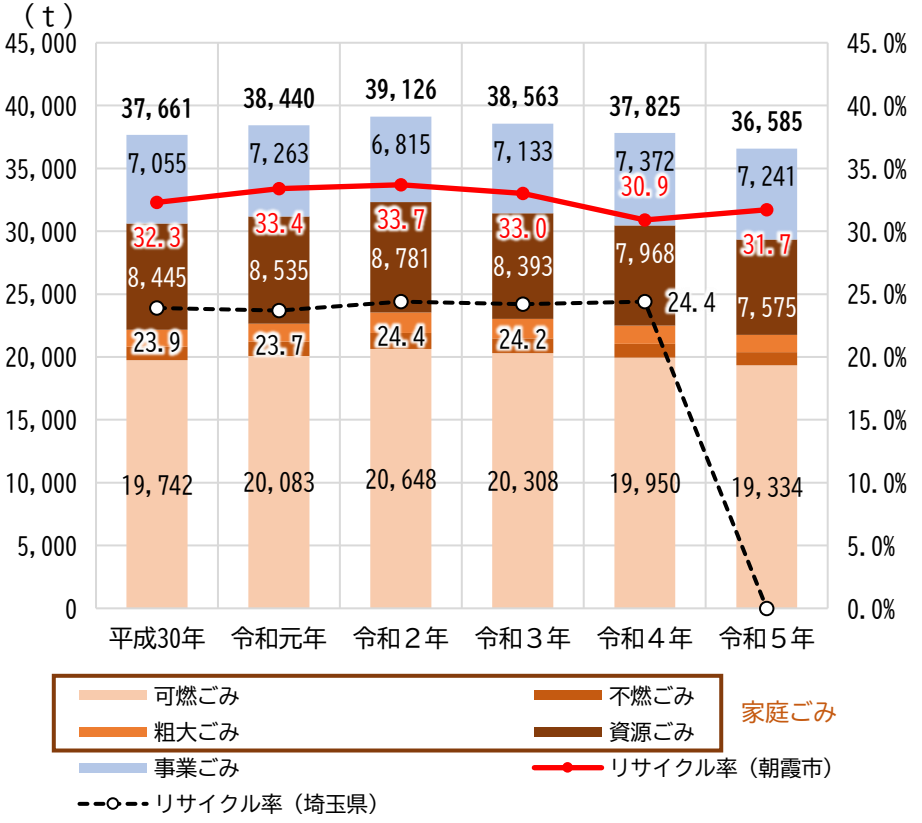

※リサイクル率＝（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）／ごみ処理量＋集団回収量×100
（環境省「一般廃棄物処理実態調査」による）

（出典：統計あさか）

②豊かな水や緑の資源の適切な保全が求められている

- 自然環境に関する項目の「環境」「緑・景観・環境共生」は、満足度とともに重要度も高く、取組の継続が求められている。
- 本市の緑被率は昭和48年より大幅に減少しているが、直近20年間では概ね横ばいの状態になっている。また、近隣都市と比べ、本市の緑被率はやや高い水準にあり、引き続き緑の保全について取り組むことが必要である。

【市全般の取組に対する評価（再掲）】

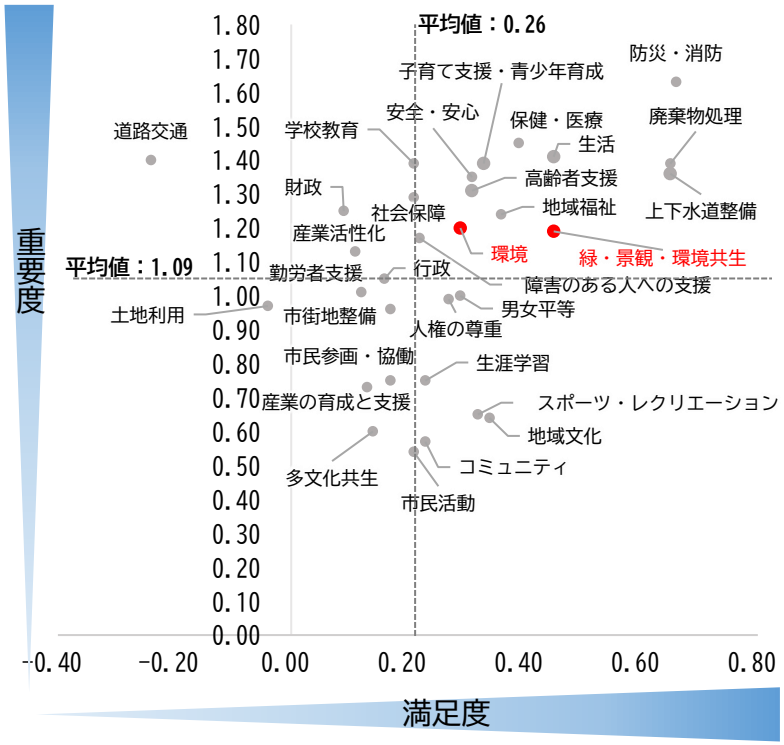

（出典：朝霞市意識調査結果報告書(R6.5)）

【朝霞市緑被率の推移】

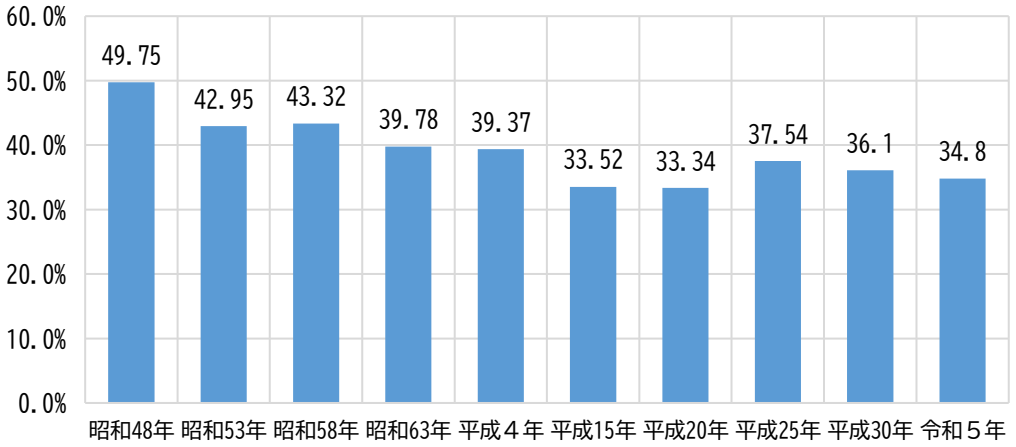

（出典：朝霞市「緑被率経年変化調査」、朝霞市資料）

令和２年緑被率の比較

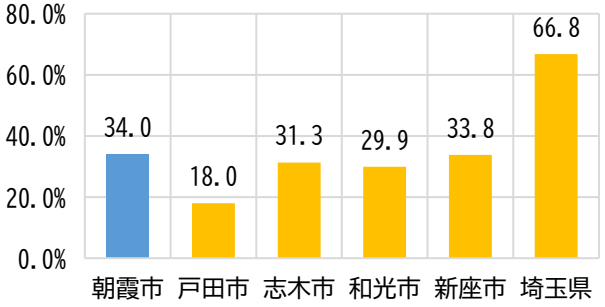

※当該調査は埼玉県が令和２年に実施したものであり、朝霞市経年推移とは別である。

（出典：埼玉県「身近な緑現況調査及び分析業務委託調査報告書」）

③豊かな水や緑の資源の適切な保全が求められている

- 朝霞市内の自然環境の保全及び生活環境の改善のために、「あさか環境市民会議」という団体が発足しており、本市の自然環境の保全を図り活動している。引き続き自然環境の保全に関する市民団体の活動の促進や支援が必要である。

【「あさか環境市民会議」の活動理念】

「あさか環境市民会議」では 次のことを目指します。

・環境にやさしいまちづくりを考えよう

・身近な自然を守り、環境に配慮した行動をしよう

・人や情報の輪をつなげよう

・仲間と一緒に楽しく行動しよう

（出典：あさか環境市民会議HP）

【「あさか環境市民会議」の活動イメージ】

（出典：朝霞市HP）

【里山活動保全場所】

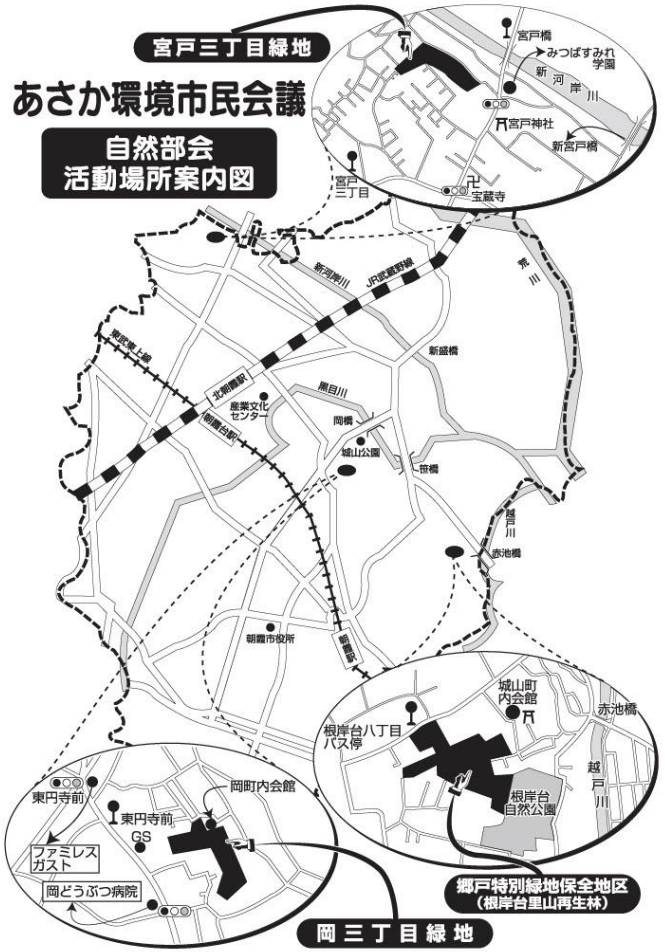

（出典：朝霞市HP）

③豊かな水や緑の資源の有効活用が求められている

- 市街化区域、市街化調整区域はともに農地面積が減少傾向にある。また、農地転用も継続的にみられ、特に住宅用地への転換が多くみられる。自然環境の保全の一環として、農地の保全が必要である。
- 一方、農業就業人口も減少傾向にあり、農地の保全とともに、農業生産担い手の確保が求められている。

【自然的土地利用状況の推移】

		自然的土地利用						
		農地			山林	水面	その他の自然地	小計
		田	畑	小計				
		(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)
平成22年	市街化区域	0.91	119.32	120.23	27.43	2.43	6.60	156.69
	市街化調整区域	32.70	107.76	140.46	11.65	50.12	114.52	316.75
	合計	33.61	227.08	260.69	39.08	52.55	121.12	473.44
平成27年	市街化区域	0.75	102.94	103.69	22.83	2.42	5.47	134.41
	市街化調整区域	29.28	102.58	131.86	10.95	49.46	104.88	297.15
	合計	30.03	205.52	235.55	33.78	51.88	110.35	431.56
令和２年	市街化区域	0.53	91.01	91.54	20.53	2.40	5.46	119.93
	市街化調整区域	25.20	99.66	124.86	10.78	49.82	104.95	290.41
	合計	25.73	190.67	216.40	31.31	52.22	110.41	410.34

（出典：都市計画基礎調査）

【農地転用の推移】

	住宅用地		鉱工業用地		公共用地		その他の用地※		合計	
	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）
平成20年	24	10,488	0	0	11	8,533	31	23,325	66	42,346
平成21年	32	14,392	5	3,761	25	2,919	18	8,662	80	29,734
平成22年	37	17,524	3	3,430	28	1,984	23	12,617	91	35,555
平成23年	69	35,374	6	4,497	32	6,566	27	18,537	134	64,974
平成24年	65	36,763	7	8,673	27	1,956	43	35,644	142	83,036
平成25年	47	22,936	2	1,720	26	2,530	18	10,969	93	38,155
平成26年	53	27,538	4	3,836	24	3,994	31	29,623	112	64,991
平成27年	51	27,037	4	4,456	17	563	23	29,250	95	61,306
平成28年	84	29,820	2	3,757	35	1,820	29	24,277	150	59,674
平成29年	64	32,308	5	3,922	10	594	35	39,785	114	76,609
平成30年	63	30,304	8	5,222	13	908	30	21,213	114	57,647
令和元年	59	25,703	5	10,775	7	278	30	21,185	101	57,941
令和２年	46	20,674	2	1,012	5	116	21	22,599	74	44,401
令和３年	43	35,570	4	3,264	2	180	23	29,935	72	68,949
令和４年	47	19,170	3	4,369	3	677	29	28,170	82	52,386

※その他の用地：店舗、駐車場、事務所など。

（出典：統計あさか）

【総農家数、農業就業人口の推移】

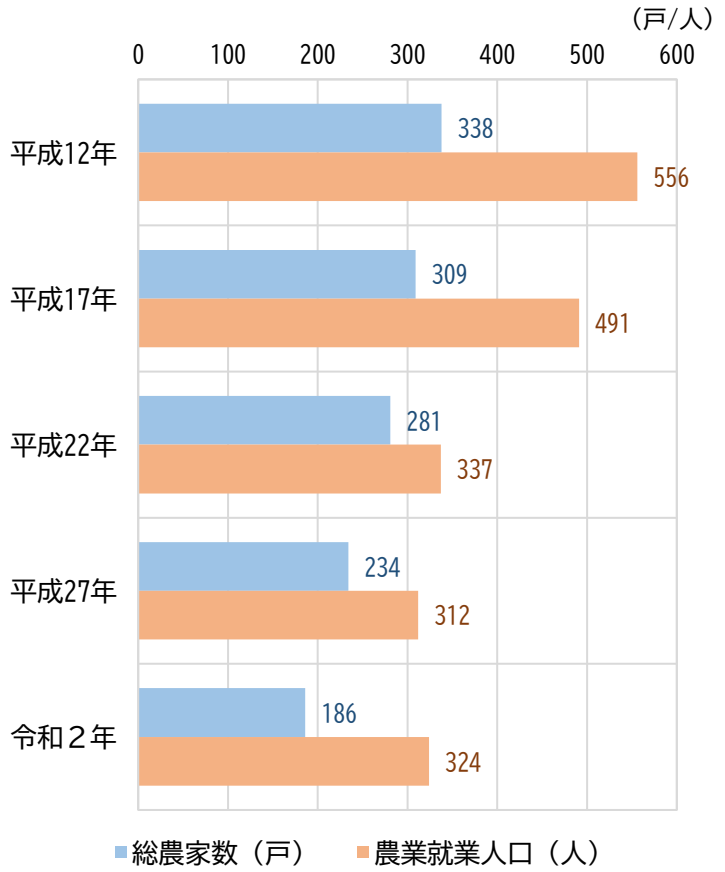

（出典：統計あさか）

①自然災害に対する安全・安心の確保が求められている。

- 近年、全国的に1時間50㎜以上の大雨の発生頻度が高くなっており、それに伴い自然災害の頻発化・激甚化も懸念され、平常時から災害への備えが必要である。
- 本市では、昭和56年以来、台風や集中豪雨などにより50戸以上の被災歴は20件程度あり、自然災害が頻発している中で、被災を最小限にと抑えるように取り組むことが求められている。

【１時間降水量50mm以上の年間発生回数】

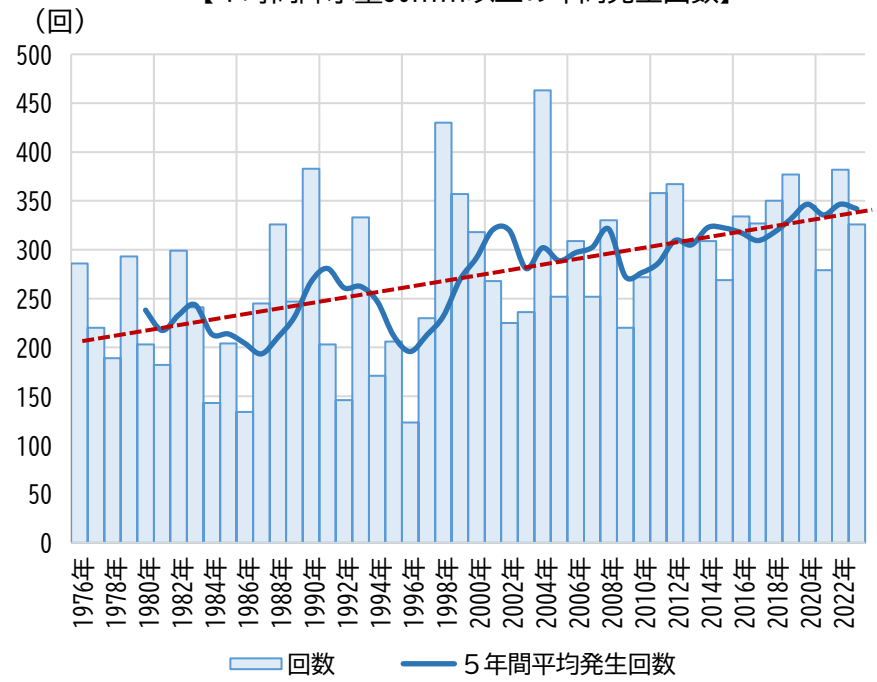

（出典：全国アメダス）

【市内で過去に発生した主な水害・土砂災害（被災50戸以上を抜粋）】

発生日	原因	被害状況			洪水	内水	家屋倒壊	土砂災害
		床上浸水	床下浸水	その他				
S56. 10. 22	台風24号	17戸	83戸	畑2. 6ha		○		
S57. 9. 12	台風18号	445戸	368戸	半壊４戸、一部破損１戸、田畑50ha、河川決壊１か所、がけ崩れ８か所	○	○	○	○
S61. 8. 4～8. 5	台風10号	24戸	120戸			○		
H1. 8. 1	集中豪雨	31戸	38戸	田畑2. 8ha		○		
H2. 11. 30～12. 1	台風28号	35戸	84戸			○		
H3. 9. 19～9. 21	台風18号	579戸	418戸	がけ崩れ１か所、河川氾濫５か所、田畑44. 8ha	○	○		○
H5. 8. 27	台風11号	39戸	96戸			○		
H5. 11. 13～11. 14	集中豪雨	６戸	52戸			○		
H8. 9. 22	台風17号	６戸	68戸			○		
H10. 9. 15	台風５号	５戸	75戸			○		
H12. 7. 7～7. 8	台風３号	16戸	56戸			○		
H16. 10. 9	台風22号	２戸	79戸			○		
H17. 9. 4～9. 5	集中豪雨	40戸	80戸			○		
H26. 6. 25	集中豪雨	65戸	115戸			○		
H28. 8. 22	台風９号	14戸	91戸			○		
H29. 8. 19	集中豪雨	９戸	59戸			○		
H29. 8. 30	集中豪雨	５戸	48戸			○		
R1. 10. 12	台風19号	49戸	92戸			○		○

（出典：統計あさか）

①自然災害に対する安全・安心の確保が求められている。

- 上内間木、下内間木、根岸、台、宮戸などにおいては、計画規模の降雨、想定最大規模の降雨にはともに浸水深が3m以上の地域がみられ、そういった地域においては住宅等への被害のほか、ライフラインや交通などへの被害も想定され、浸水被害に備えたまちづくりが求められている。
- また、内間木地域では氾濫流、黒目川沿いの地域では河岸侵食により家屋倒壊等の危険性があり、引き続き河川改修や河川整備などの事業を進めることが必要である。

【洪水浸水想定区域（計画規模 L1）】

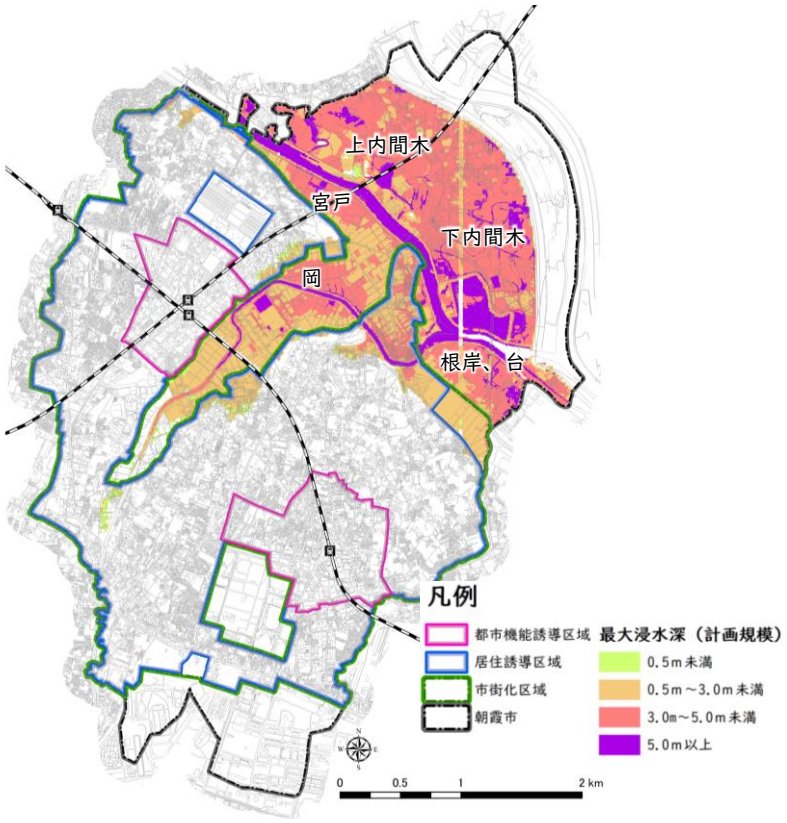

（出典：朝霞市立地適正化計画）

【洪水浸水想定区域（想定最大規模 L2）】

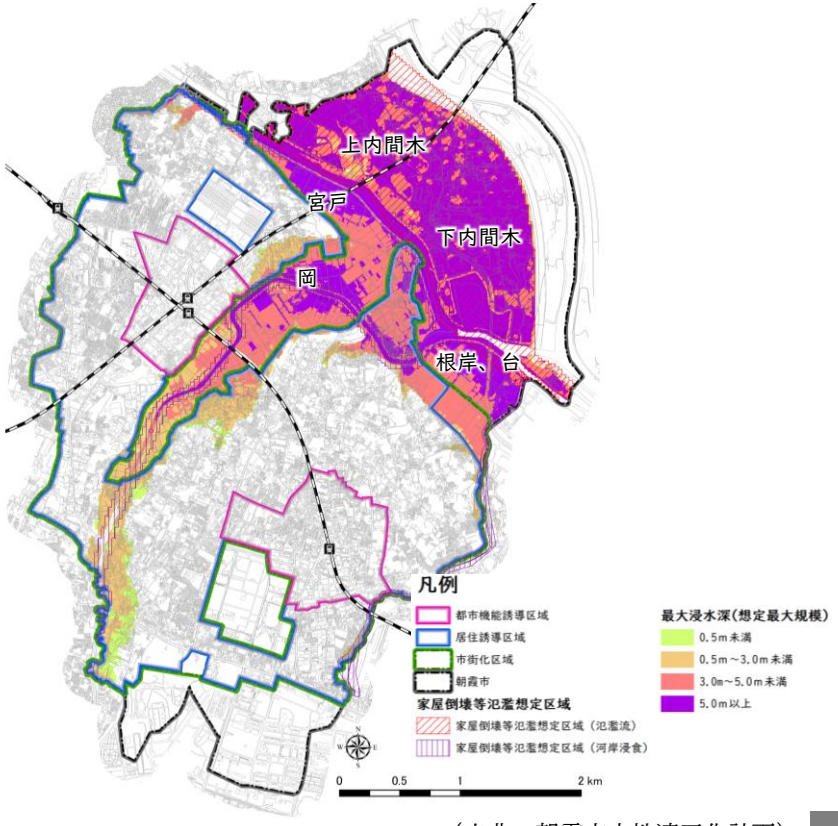

（出典：朝霞市立地適正化計画）

①自然災害に対する安全・安心の確保が求められている。

- 土砂災害警戒区域･土砂災害特別警戒区域は市内に点在しており、土砂災害の発生防止を図る取組が求められている。
- 東京湾北部地震[M7.3]が発生した場合、市のほぼ全域で震度6弱以上の揺れが想定され、市街地全体の防災性向上が求められている。

【土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域】

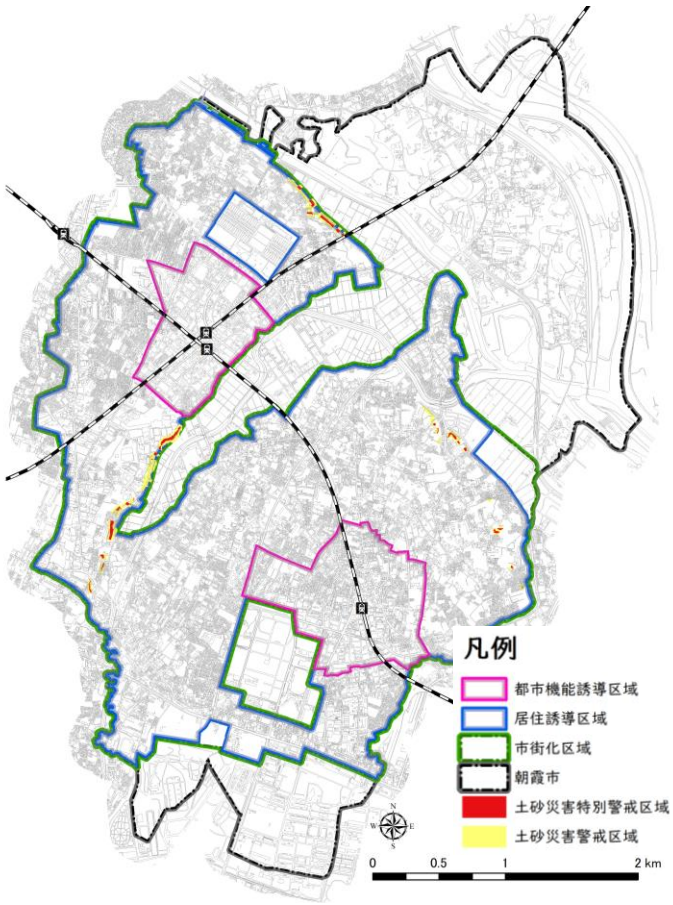

（出典：朝霞市立地適正化計画）

【地表震度の分布（東京湾北部地震[M7.3]）】

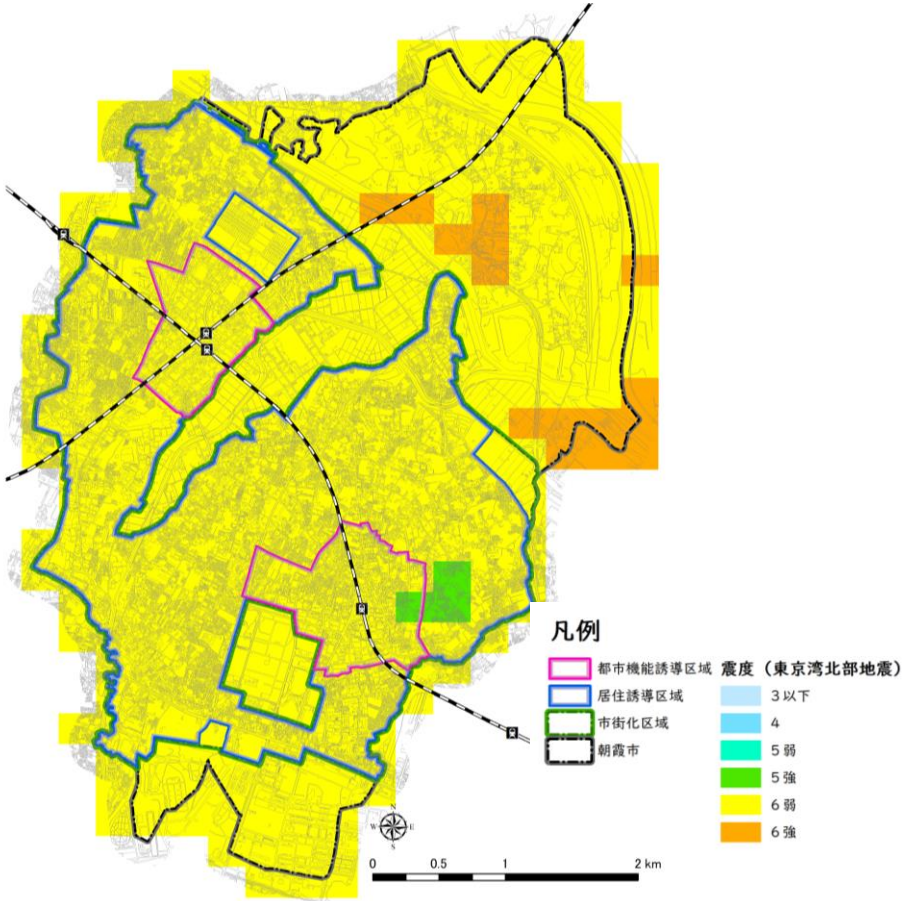

（出典：朝霞市立地適正化計画）

②災害時の円滑な復旧・復興が求められている。

- 市内では、住宅が密集している市街地が複数みられ、その中、不燃領域率が40%未満となっている地域もあり、万が一火災が発生した際に、消火活動ができない恐れがあり、緊急時にもスムーズに通行できるよう、道路等の整備が求められている。
- 市内に避難場所・避難所は多く分布しており、緊急時に市民が確実に避難できるよう、避難場所・避難所へのアクセス及び施設の収容余力の確保が求められている。

【住宅密集市街地（地震・火災）（再掲）】

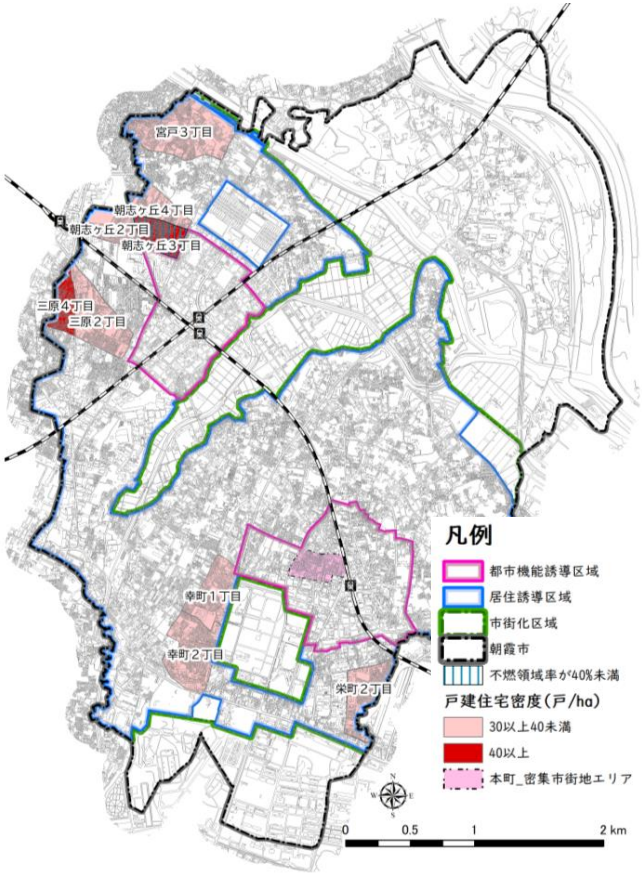

（出典：朝霞市立地適正化計画）

【避難所・避難場所及び緊急輸送道路】

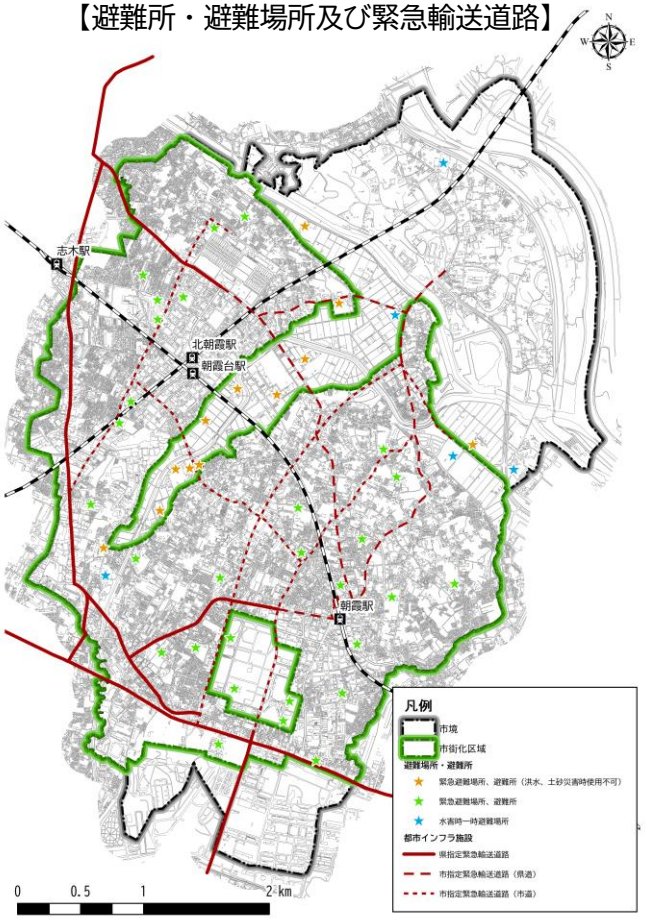

（出典：朝霞市資料）

③安心・安全に日常生活を過ごせる環境の確保が求められている。

- 本市は「防犯推進計画」を策定しており、領域性・監視性・抵抗性の3つの視点から、市・市民・事業所等において、それぞれの役割を明確させている。その成果として、過去10年間において朝霞市犯罪認知件数が減少していることが挙げられ、取組の継続が求められている。
- 安全・安心に関連する項目の「安全・安心」は、満足度とともに重要度も高く、取組の継続が求められている。

【犯罪認知件数の推移】

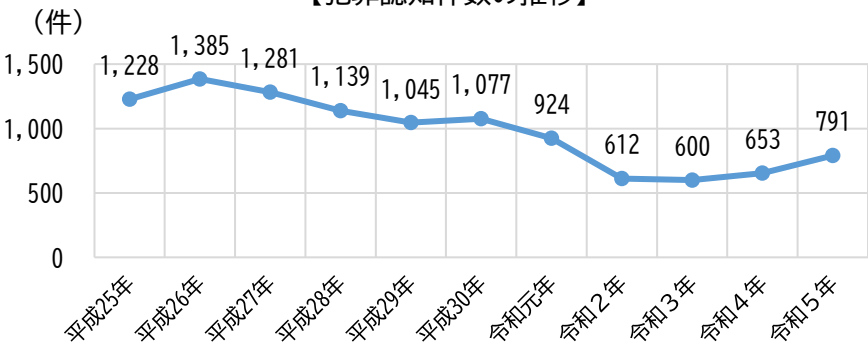

（出典：埼玉県統計年鑑）

【防犯推進に関する取組の一覧表】

	市	市民	事業所等
領域性	・広報、啓発活動の推進 ・防犯教育の推進 ・ポスター等の掲示 ・事業者に対する防犯対策の要請 ・防犯灯等の設置の補助 ・防犯関係団体への支援 ・犯罪被害者支援活動の充実 ・建築物、道路、あき地、公園における安全対策 ・施設における自転車対策 ・学校施設内の防犯管理体制の整備 ・防犯教育の推進 ・通学路の安全対策 ・子どもの健全育成のための啓発・教育活動の充実 ・パトロールの実施に係る各種施策 ・推進体制の整備に係る各種施策	・防犯に関する意識の高揚に係る各種施策 ・自主的な防犯に関する活動 ・市と市民が協働で実施する施策	・防犯に関する意識の高揚に係る各種施策 ・自主的な防犯に関する活動の推進 ・事業所施設の防犯対策推進 ・市と事業者等が協働で実施する施策
監視性	・ポスター等の掲示 ・事業者に対する防犯対策の要請 ・防犯灯等の設置の補助 ・防犯関係団体への支援 ・建築物、道路、あき地、公園における安全対策 ・学校施設内の防犯管理体制の整備 ・パトロールの実施に係る各種施策 ・インターネットの安全利用における施策	・防犯に関する意識の高揚に係る各種施策 ・自主的な防犯に関する活動 ・市と市民が協働で実施する施策	
抵抗性	・高齢者を狙った振り込め詐欺等の防止対策の推進 ・施設における自転車対策 ・通学路の安全対策	・防犯に関する意識の高揚に係る各種施策	・防犯に関する意識の高揚に係る各種施策

（出典：第４次朝霞市防犯推進計画）

【市全般の取組に対する評価（再掲）】

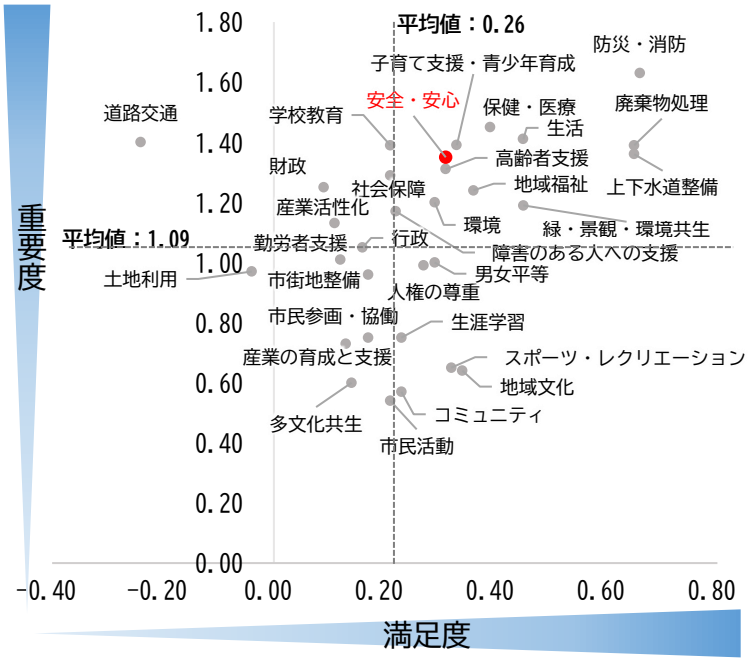

（出典：朝霞市意識調査結果報告書(R6.5)）